

葛飾区教育振興基本計画

(2024～2028)

(案)

葛飾区教育委員会

はじめに

※今後、掲載する予定です。

葛飾区教育振興基本計画

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の期間	2
3 葛飾区教育大綱	3
4 葛飾区教育委員会の教育目標	6
5 計画の位置付け	7
第2章 葛飾区の教育を取り巻く現状と課題	9
1 教育を取り巻く情勢の変化	10
2 「かつしか教育プラン（2019～2023）」の検証と評価	16
第3章 葛飾区が目指すこれからの教育	57
1 SDGsの目標（ゴール）の達成を目指す教育	58
2 子どもたち一人一人を大切にされた教育	60
3 計画の目指すもの	61
4 基本方針	62
葛飾区教育振興基本計画体系	64
第4章 実現に向けた施策	67
基本方針1 子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します	68
基本方針2 家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します	80
基本方針3 生涯にわたる豊かな学びを支援します	86
第5章 計画の推進	95
1 計画の進行管理	96
2 関係部局との連携・協力	96
3 学校・家庭・地域の協働	96
4 情報収集と発信	96
参考資料	97
用語解説（計画本文中で*印を付した用語）	98
葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱	108
葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会 委員名簿	110
葛飾区教育振興基本計画 検討経過	111

第 1 章

計画の策定

1 計画策定の趣旨

- 葛飾区教育委員会では、生涯学習分野の計画として、平成6（1994）年7月に「葛飾区生涯学習推進計画*」を、平成13（2001）年3月に「葛飾区第2次生涯学習推進計画」を策定しました。また、学校教育に関しては、平成15（2003）年11月に「葛飾区教育振興ビジョン」を、生涯スポーツ関連の計画として、「葛飾区スポーツ振興計画」を策定しました。
- 「葛飾区教育振興ビジョン」以降、「葛飾区教育振興ビジョン（第2次）」及び「葛飾区生涯学習振興ビジョン*」（いずれも平成20（2008）年11月策定）を経て、平成25（2013）年12月に学校教育分野と生涯学習分野を統合した「かつしか教育プラン2014（葛飾区教育振興基本計画）」を策定し、平成31（2019）年2月に「かつしか教育プラン（2019～2023）（葛飾区教育振興基本計画）」（以下「かつしか教育プラン（2019～2023）」という。）を策定しました。
- 「かつしか教育プラン（2019～2023）」では、「みんなで育ちあう『かつしか』で、自信と誇りあふれる人づくりを進めます」をコンセプトに、①学校教育、②家庭・地域・学校との協働、③教育環境づくり、④生涯学習に関する施策を進めてきました。
- その間、第4期教育振興基本計画や東京都教育ビジョンなど、国や東京都においては様々な政策が打ち出されており、平成29（2017）年度に学習指導要領も改訂され、平成30（2018）年から令和4（2022）年にかけて段階的に実施されています。
- また、本区では、令和3（2021）年8月に、「人権・平和・多様性の尊重」「持続的な発展」「協働によるまちづくり」を理念とする新たな「葛飾区基本構想」及び「葛飾区基本計画」を策定しました。
- 今回、「かつしか教育プラン（2019～2023）」の計画期間が終了することから、更なる教育施策の推進を目指し、国や東京都の動向、また葛飾区の現状を踏まえつつ、新しい計画を策定します。

2 計画の期間

- 計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5年間とします。
- 本計画の推進に当たっては、進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果を公表するとともに、社会経済情勢等の変化も踏まえて必要な事業を適宜検討・実施していきます。
- 教育行政の状況に大幅な変化があった場合には見直します。

3 葛飾区教育大綱

教育大綱の策定については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項で「地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの」とされています。

葛飾区においても、平成27(2015)年12月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年(2015)4月1日施行)の施行に伴い、「葛飾区教育大綱」を策定いたしました。更なる教育施策の推進を目指し、葛飾区総合教育会議において区長と教育委員会とで協議・調整を行いながら、平成30(2018)年7月に新たな「葛飾区教育大綱」を策定いたしました。

葛飾区教育大綱は、区長と教育委員会が目指すべき教育の目標や理念、施策の根本となる指針です。

葛飾区は、「学力向上・体力向上」に取り組めます」「家庭・地域との協働」による教育を進めます」「幼保小中高連携教育」を推進し、切れ目のない教育を実現します」「生涯にわたる豊かな学びを支援します」という4つの理念を掲げ、教育委員会と連携して、葛飾の未来を担う子どもたちが社会を生き抜く力を育み、生涯にわたって学び続けられる取組を行ってまいります。

1 「学力向上・体力向上」に取り組めます

明日の葛飾を担う子どもたちが変化の激しい社会でたくましく活躍できるように「知・徳・体」の調和のとれた「人間力」を育成する教育を推進し、葛飾の発展につなげます。

- (1) 基礎的な学力を身に付けながら自己肯定感*を育むとともに、自ら積極的に多様な人々と協働しながら学ぶ姿勢を培うことで、夢や希望を実現するために必要な能力を養います。
- (2) グローバル社会を生き抜く国際感覚を磨くとともに、郷土葛飾を愛する心と豊かな感性・道徳性を育みます。
- (3) 安全で良好な学校施設の整備を推進するとともに、今日的課題に対応できる学習環境の充実を図ることで、子どもたちがいきいき学べるようにします。
- (4) 全ての子どもたちが楽しく、充実した学校生活を送ることができるよう様々な教育的ニーズへの対応を充実させます。
- (5) 子どもたちが日常的に運動に取り組むことで基礎的な体力を身に付けられるようにするとともに、健康・安全に生活できる能力を高める教育を推進することで、たくましく生きる子どもを育成します。

2 「家庭・地域との協働」による教育を進めます

協働という素晴らしい活動が根付いている葛飾の良さを活かし、家庭・地域・学校が力を合わせ、地域全体で子どもたちの成長や自立を支援する環境づくりを進めます。

- (1) 地域住民との世代を超えた交流を通じて子どもたちに多様な体験を積み重ねることで、地域への愛着や誇りを感じながら豊かな人間性・社会性を育みます。
- (2) 様々な教育活動について地域の理解や協力を得ながら積極的に協働を進めるとともに、活動の担い手を育成するなど地域活動の支援を充実させることで、家庭・地域・学校との連携を強化します。
- (3) 基本的な生活習慣や基礎的な社会ルールを身に付ける学びの出発点である家庭教育を地域ぐるみで支援するとともに、親たちが子育てに喜びや楽しみを見いだせる環境をつくります。

3 「幼保小中高連携教育」を推進し、切れ目のない教育を実現します

子どもたちがふるさと葛飾に住む誇りと自信を胸に、将来の夢や希望に向かって生きることができるように、乳幼児期から青年期に至るまでの一貫した教育支援の環境を整備します。

- (1) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校までの連続性を考慮した教育活動を推進し、それぞれが積極的に連携を進めることで、子どもたちが安心して一歩ずつ段階を追って成長できる教育を推進します。
- (2) 乳幼児期から少年期、青年期までの期間にわたって、子どもたちが伸び伸びと成長できる切れ目のない教育環境をつくります。
- (3) 教育に関わる全ての教員が、校種を越えて連携しながら研究に励み、それぞれの立場でより良い教育環境を提供します。

4 生涯にわたる豊かな学びを支援します

区民一人ひとりが充実した人生を主体的に生きることができるよう、生涯にわたる豊かな学びとスポーツ活動を支援します。

- (1) 生涯にわたり、学び合い、助け合い、高め合える活動を支援し、豊かな地域コミュニティを支える人づくりを推進します。
- (2) 全ての区民が生きがいと誇りをもって生活できるように、一人ひとりの興味や関心に応える学習環境を構築します。
- (3) あらゆる世代の様々な学習や創造活動を支援するため、集い、発表できる場を充実させます。
- (4) 郷土の歴史や文化・芸術に関わる施策の充実を図り、地域への愛着心や地域の魅力を高めます。
- (5) いつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツに親しめる環境をつくるとともに、生涯にわたってスポーツを通じて区民同士がつながりやきずなを深められるようにします。

4 葛飾区教育委員会の教育目標

葛飾区教育委員会では、葛飾区の教育の基本となる「教育目標」を定めています。

葛飾区教育委員会の教育目標

教育は、個人の資質や能力を伸ばし、自立した人間を育てて、人格の完成を目指すという役割と、国家や社会の一員としての規範意識や公共の精神をもち、社会に貢献する人間を育成するといった役割がある。

平和な国際社会を形成し、豊かな社会を築いていくためには、人類が長年にわたって蓄積してきた知識、技術、文化、道徳などの価値を次代に確実に継承していくことが大切である。

葛飾区教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、品性や体力を育み、豊かな人間性と人格を兼ね備えた次代を担う人間となれるよう、次に掲げる5つを目標にして、「知・徳・体」の総合的な力である「人間力」の育成に向けた教育を推進する。

- 自ら学び、進んで行動する自立した人間
- 豊かな心と健康な体を備えた健全な人間
- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識をもった人間
- 勤労と奉仕の精神に富み、社会に貢献する人間
- 我が国と郷土葛飾に誇りと愛着をもち、国際社会に生きられる人間

また、すべての区民が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通して行われる区民の主体的な学習・文化・スポーツ活動などを支援するとともに、社会参加の機会や環境を整備・充実するなど、学びの成果を広く地域や社会に生かすことができる「生涯学習社会」を実現する。

これらの実施にあたっては、区はもちろん、学校、家庭、地域団体、事業所等が、それぞれの教育機能を十分に発揮するとともに、お互いに連携、協力して取り組むことが大切であり、地域ぐるみ、社会総がかりで葛飾区の教育を推進する。

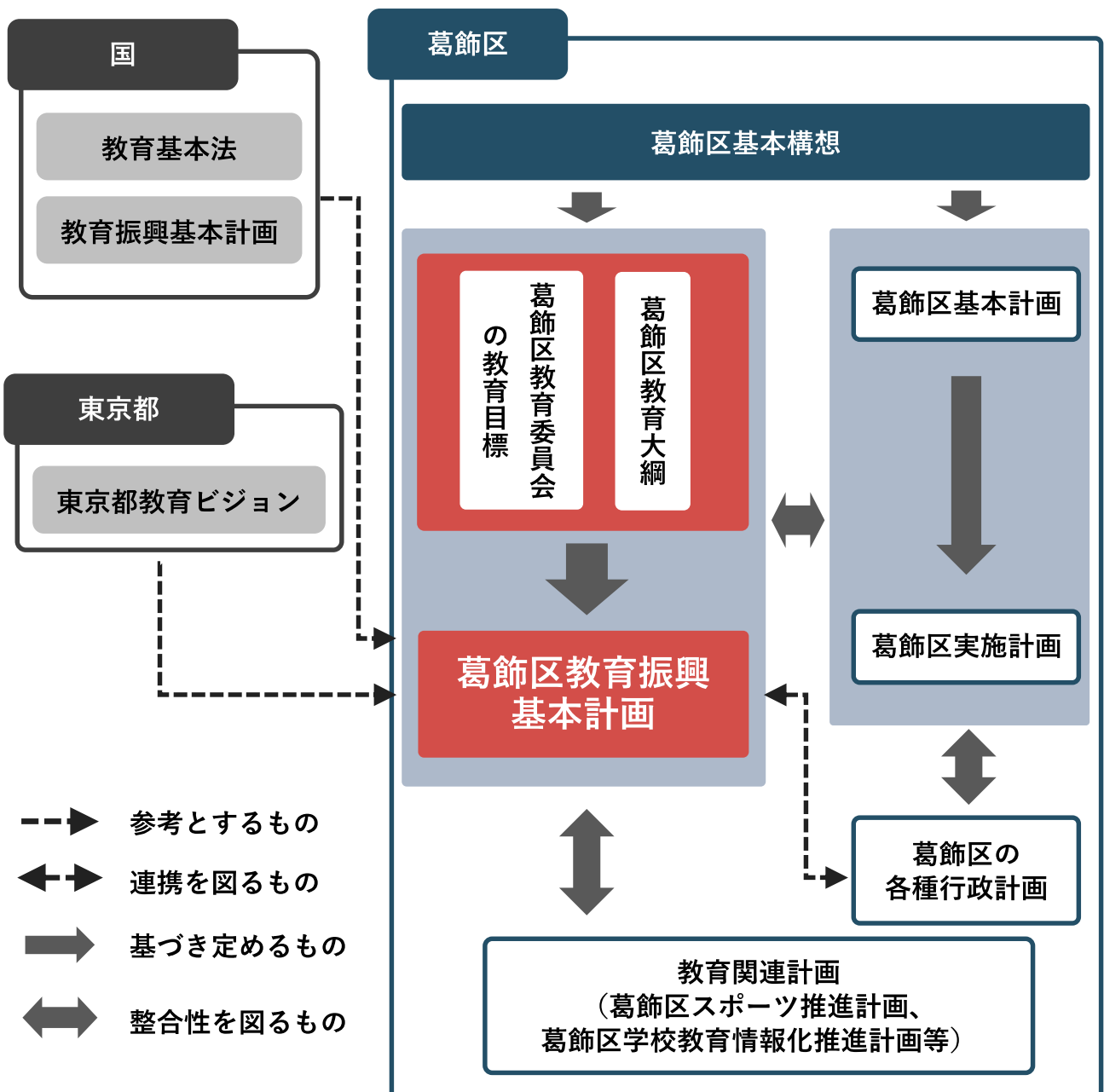
(平成 29 (2017) 年 2 月 6 日 葛飾区教育委員会決定)

5 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

- 計画の策定に当たっては、国や東京都の教育振興基本計画を参考とするとともに、葛飾区基本構想の理念を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づき策定した葛飾区教育大綱及び、平成 29 (2017) 年 2 月に教育委員会決定した葛飾区教育委員会の教育目標に基づき策定します。
- 同じく葛飾区基本構想に基づき策定された葛飾区基本計画及び葛飾区実施計画のほか、教育関連計画と整合性を図るとともに、葛飾区の各種行政計画と連携を図ります。

計画の位置付けイメージ図



第 2 章

葛飾区の教育を取り巻く現状と課題

1 教育を取り巻く情勢の変化

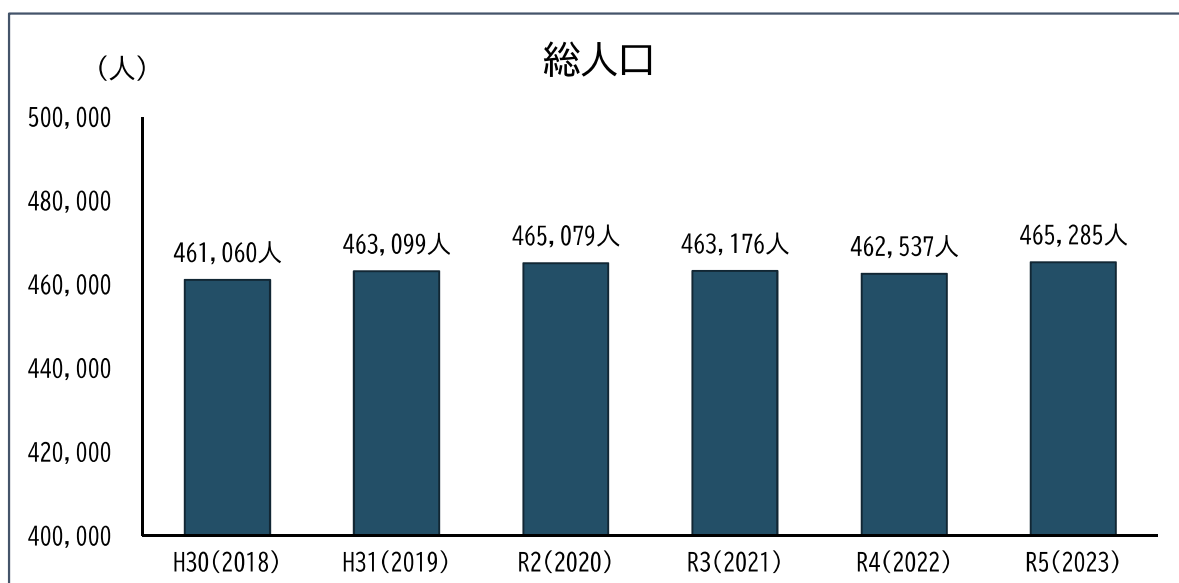
ここでは、「かつしか教育プラン（2019～2023）」策定以降における、葛飾区の教育を取り巻く主な情勢の変化を（1）葛飾区の人口、（2）国や東京都の教育政策動向としてまとめました。

（1）葛飾区の人口

平成 30（2018）年度以降の総人口、年齢 3 区分別人口、児童・生徒数、共働き世帯数、14 歳以下の外国人人口をまとめます。

①総人口

総人口は、令和 5（2023）年度が 465,285 人であり、平成 30（2018）年度からほぼ横ばいで推移しています。

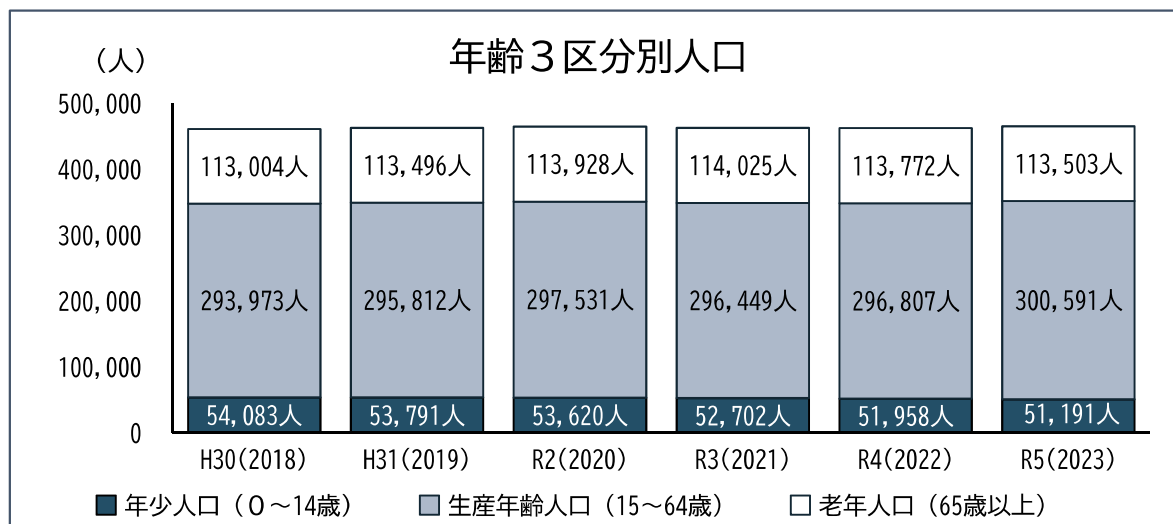


注) 各年度 4 月 1 日現在の数値

【出典】「葛飾区の世帯と人口」

②年齢3区分別人口

年齢3区分別人口をみると、5年間で年少人口（0～14歳）は約2,900人の減少、生産年齢人口（15～64歳）は約6,600人の増加、老年人口（65歳以上）は約500人増加しています。

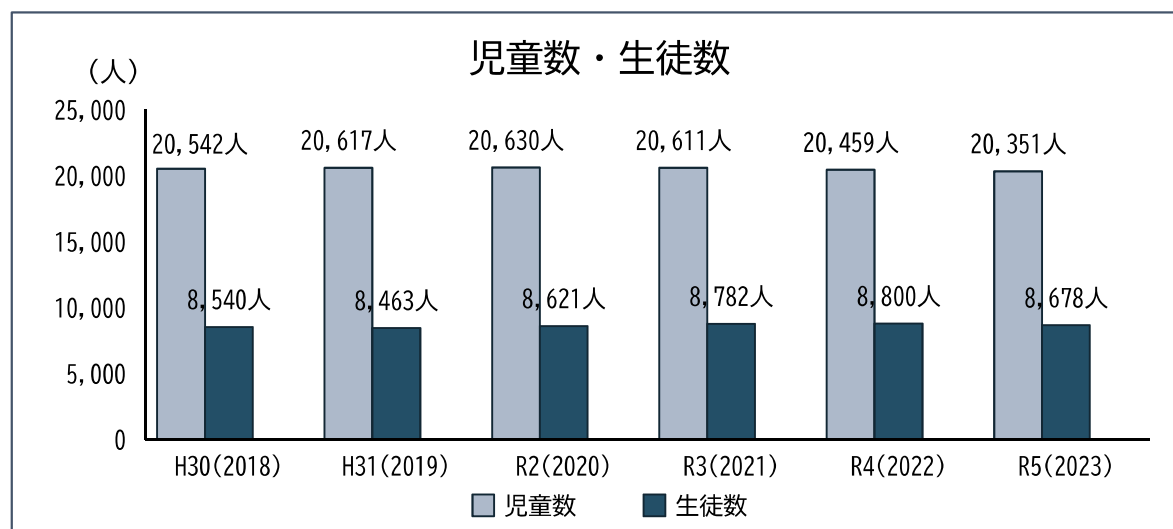


注) 各年度4月1日現在の数値

【出典】「葛飾区の世帯と人口」

③児童・生徒数

区立小学校の児童数及び区立中学校の生徒数をみると、児童数は令和2年度をピークにその後わずかに減少し、生徒数は平成31年度に減少し、令和4年度まで増加し、令和5年度は減少しています。

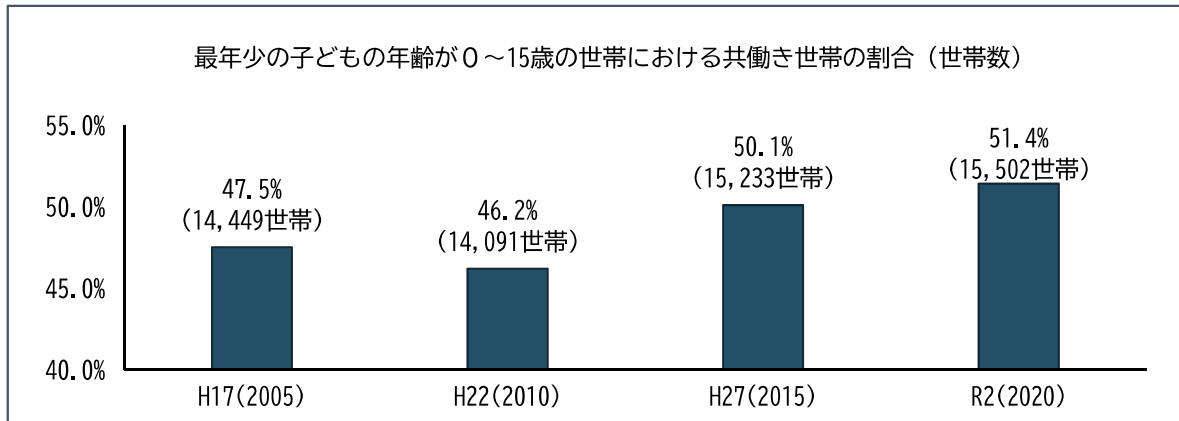


注) 各年度5月1日現在の数値

【出典】「葛飾区立学校 児童・生徒・園児数について」

④共働き世帯数

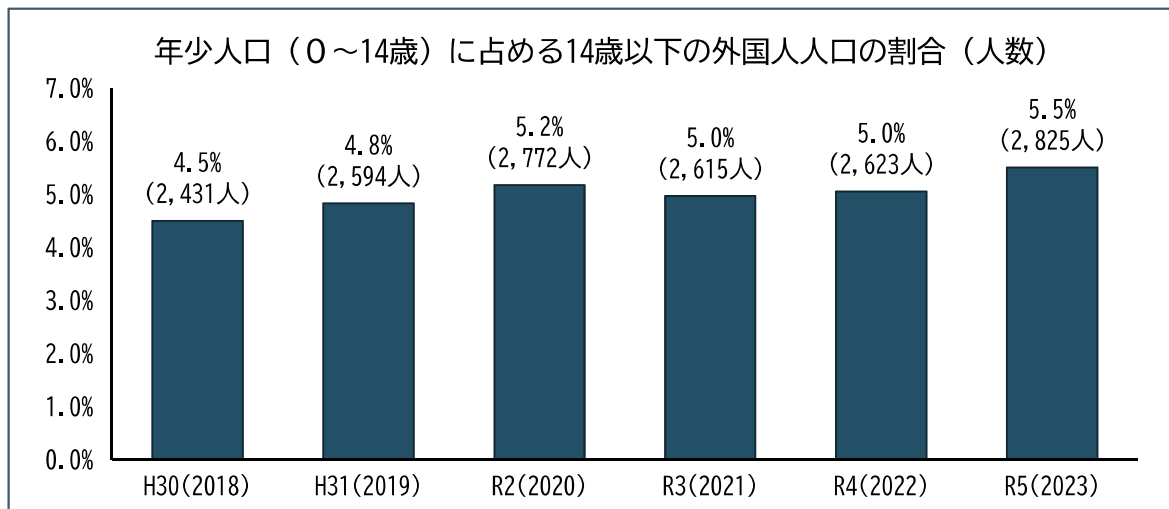
最年少の子どもの年齢が0～15歳の世帯における共働き世帯数は、平成22年以降、増加傾向で推移しています。



【出典】総務省統計局「国勢調査」
※国勢調査を出典としているため、平成17（2005）年度以降の推移を示しています。

⑤14歳以下の外国人人口

年少人口（0～14歳）に占める14歳以下の外国人人口の割合は、増加傾向にあります。



注) 各年度4月1日現在の数値

【出典】「葛飾区の世帯と人口」

【まとめ】

過去5年間における総人口及び年齢3区分別人口をみると、総人口はほぼ横ばいで推移していますが、年少人口はやや減少しています。一方で、共働き世帯の割合は増加傾向にあり、子どもが放課後等を安全・安心に過ごせる環境づくりが期待されています。また、外国人人口の増加がみられることから、日本語以外を母語にする児童・生徒への更なる支援も必要になると考えられます。

(2) 国や東京都の教育政策動向

①国の動向

学習指導要領

学習指導要領は、平成 29（2017）年 3 月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領が改訂され、平成 30（2018）年 3 月に高等学校学習指導要領が改訂されました。

令和 4（2022）年にかけて段階的に実施された学習指導要領は、人工知能（AI）の進化・普及を念頭に置きつつ、これまで目標としてきた「生きる力」をより具体化し、目指すものとなっています。

具体的には、社会と連携・協働した「社会に開かれた教育課程」を実現し、最終的には「社会における様々な場面で活用できる知識として身に付けていくこと」が重視され、「主体的・対話的で深い学び*」を通じて次の 3 つの資質・能力を育成することが示されています。

- 1 生きて働く「知識・技能」の習得（何を理解しているか、何ができるか）
- 2 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成（理解していること・できることをどう使うか）
- 3 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）

また、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、小学校においてプログラミング教育*が必修化されるなど、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動の充実が示されています。道徳の「特別の教科」化においては、多面的・多角的な思考を通じて、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めることが目的とされています。

第 4 期教育振興基本計画

令和 5（2023）年 6 月 16 日に「第 4 期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

そこでは、今後の教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として、2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成及び日本社会に根差したウェルビーイング*の向上の 2 つが掲げられています。

このうち 2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成においては、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越える、個性・能力・価値観を養うことが示されています。また、日本社会に根差したウェルビーイングの向上においては地域のつながり、自己肯定感*、自己実現など多様な視点からウェルビーイングを高めることが示されています。

そして、これら 2 つの総括的な方針のもとで教育施策を進めていくための方向性として、次の「5 つの基本的な方針」を掲げています。

- 1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- 2 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- 3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- 4 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- 5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

こども基本法

こども基本法が、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

そこでは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約を踏まえ、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とし、基本理念を定めています。

【基本理念の概要】

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのためにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

また、こども基本法において、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定することとされています。そこでは、既存3大綱（少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱）の内容を含むものとして策定することとしています。

②東京都の動向

東京都教育ビジョン（第4次）

平成 31（2019）年4月に「第4次東京都教育ビジョン」を策定しました。ここでは、次代を担う子供の姿を「情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供」と掲げています。

そして、次代を担う子供の姿を踏まえた施策展開の方向として、「子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う」と「学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる」の2つの方向性から、「社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育」「教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」等、次の12の基本的な方針を掲げ、教育施策を推進することとしています。

子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う	方針1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育 方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育 方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育 方針4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育 方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育 方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 方針7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育
学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる	方針8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」 方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成 方針10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」 方針11 質の高い教育を支える環境の整備 方針12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

2 「かつしか教育プラン（2019～2023）」の 検証と評価

「かつしか教育プラン（2019～2023）」の進捗については、施策ごとに国や都、葛飾区独自の調査等を指標として、毎年度状況を確認してきました。新たな計画の策定に当たっては、指標のほか、児童・生徒の保護者や教員等を対象とした「葛飾区教育振興基本計画」の策定に向けた区の教育振興に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）の結果も踏まえ、検証と評価を行いました。

基本方針1 生きる力を育む、質の高い学校教育を推進します

基本方針1では、学校教育を通じて、子どもが、豊かな人間性と人格を兼ね備えた次代を担う人間になれるよう、「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」の育成に取り組みました。また、それを支えるための組織的な学校運営体制の整備を進めました。

基本方針1の施策・取組内容

施策（1）確かな学力・体力を身に付けた子どもの育成

- 取組内容① 学力向上のための取組みの充実
- 取組内容② 体力向上のための取組みの充実
- 取組内容③ 主体性・協働性を育む教育の充実

施策（2）子どものよさを活かす教育の推進

- 取組内容① 人権感覚・社会性や道徳性の育成
- 取組内容② 豊かな感性と創造性の育成
- 取組内容③ 自信と誇りをもてる子どもの育成

施策（3）区民の信頼にこたえる学校づくり

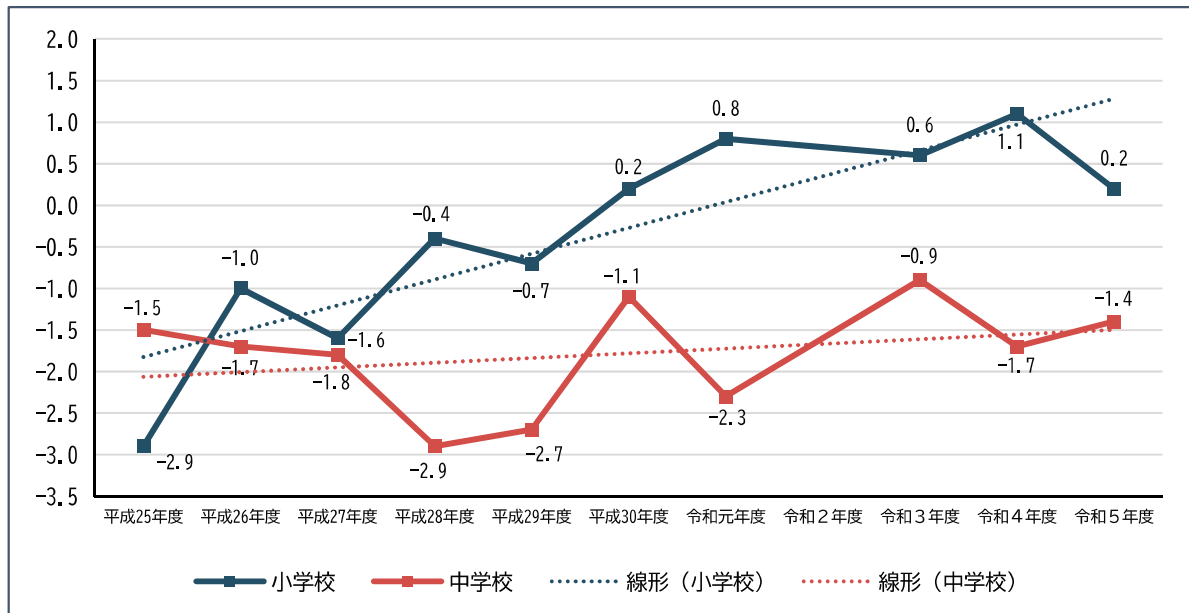
- 取組内容① 連携・協働する学校づくり
- 取組内容② 互いに高め合う教員集団の育成
- 取組内容③ 開かれた学校づくり

施策（1）確かな学力・体力を身に付けた子どもの育成

①学力向上のための取組みの充実

○全国学力・学習状況調査*をみると、小学校は、ここ10年で学力を確実に伸ばしており、中学校も、全国平均は下回っているものの、今後の上昇が期待できる伸びとなっています。中学校は、全国平均との差を縮めるため、更なる取組の推進が求められます。

◆全国学力・学習状況調査の国語、算数・数学について葛飾区平均正答率と全国平均正答率との差の平均（ポイント）

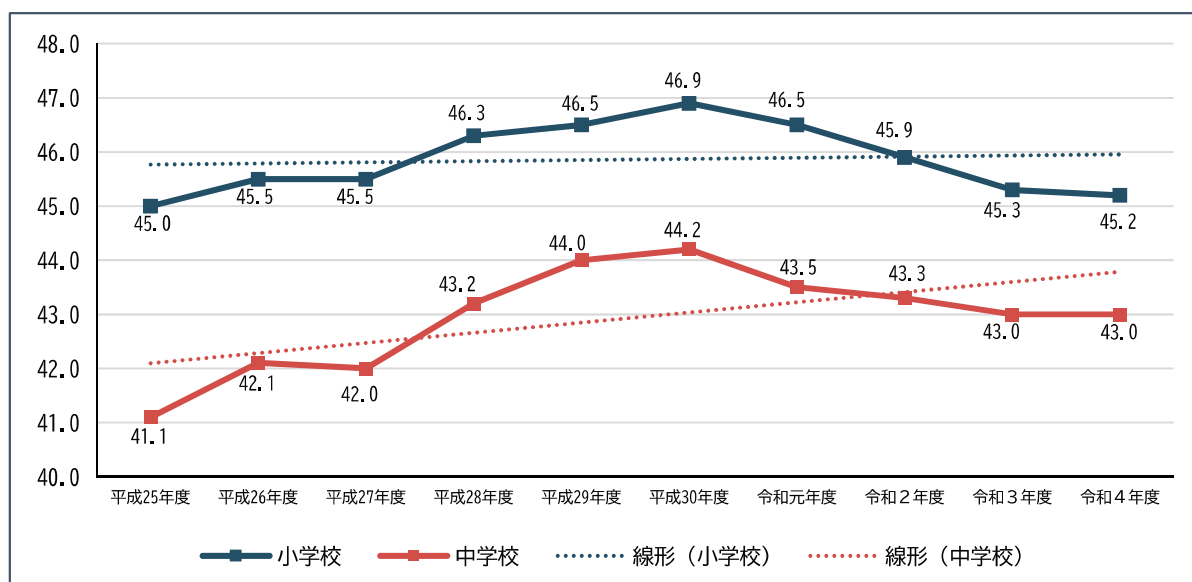


※小学校6年生及び中学校3年生が対象
※2年度の調査は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止
【出典】文部科学省「全国学力・学習状況調査」

②体力向上のための取組みの充実

- 「体力・運動能力調査における体力合計点の平均（点）」の結果をみると、小学校、中学校とも令和元年度以降、毎年体力合計点が下がっています。
その要因として、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限により、子どもたちが運動をする機会が減少したことが大きく影響していると考えられます。
- 子どもの普段の運動場所（学校の体育の時間を除く）は、「民間スポーツクラブや道場等」が小学2年生では 54.9%、小学5年生では 34.5%と最も多くなっています。中学2年生では、「学校のクラブ、部活動」が51.9%と最も多くなっています。
- 「何らかの機会に運動している子ども」は、小学2年生で 78.9%、小学5年生で 68.8%、中学2年生で63.3%となっています。前回調査との比較では、特に小学5年生と中学2年生で大きく減少していることから、体力向上の取組に課題があると考えます。

◆体力・運動能力調査における体力合計点の平均

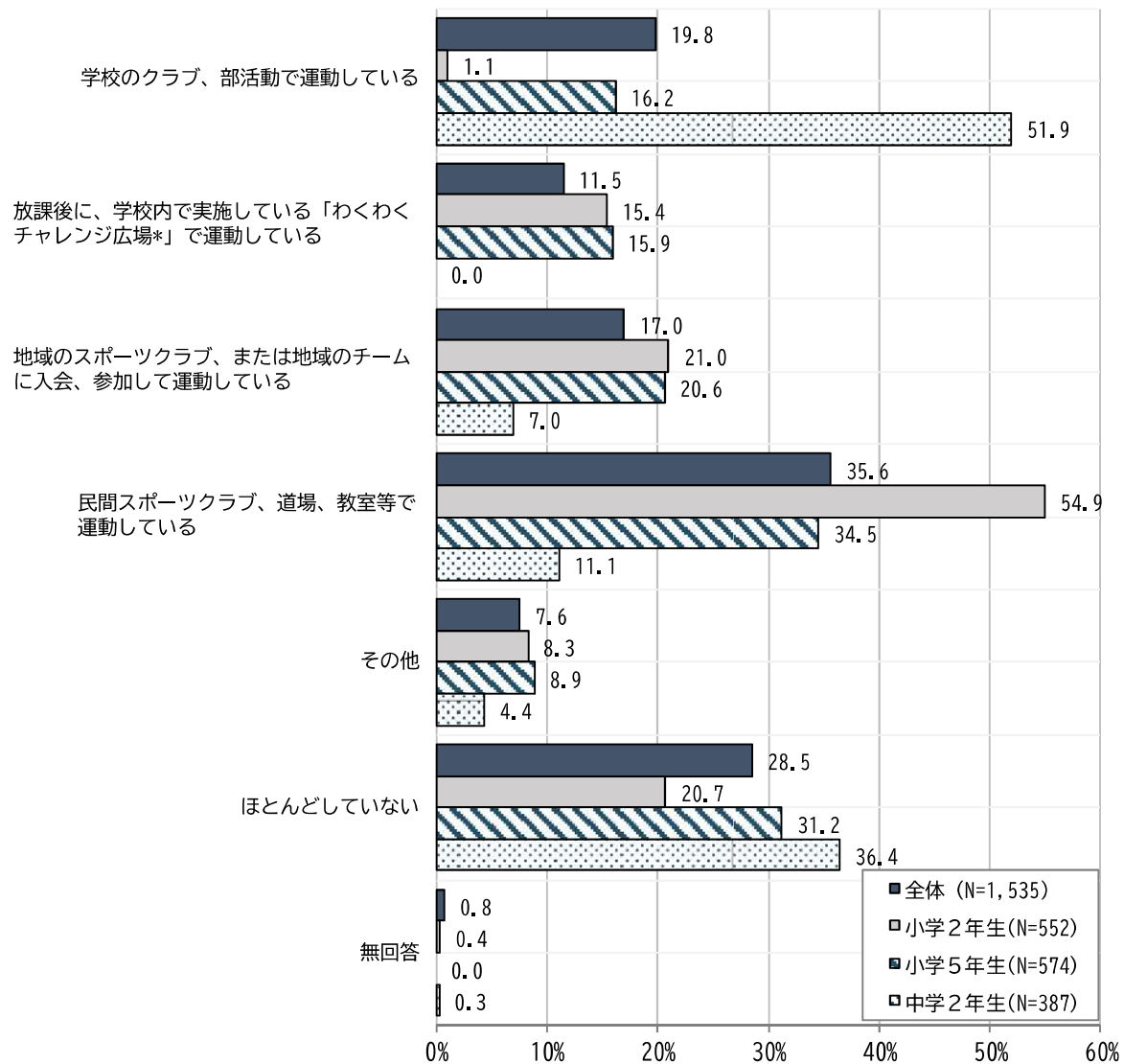


※小学校1年生～6年生、中学校1年生～3年生が対象

※2年度の調査は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

【出典】東京都教育委員会「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査*」

子どもの普段の運動場所（区立小・中学生保護者調査）



【前回調査との比較】

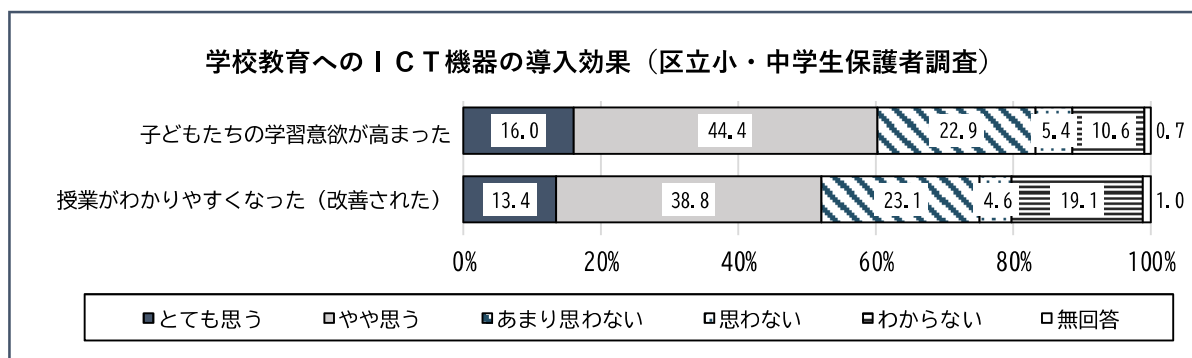
■何らかの機会に運動をしている子どもの割合（単位 %）

属性	令和4年	平成29年
全体	70.7	77.2
小学2年生	78.9	79.8
小学5年生	68.8	77.8
中学2年生	63.3	74.3

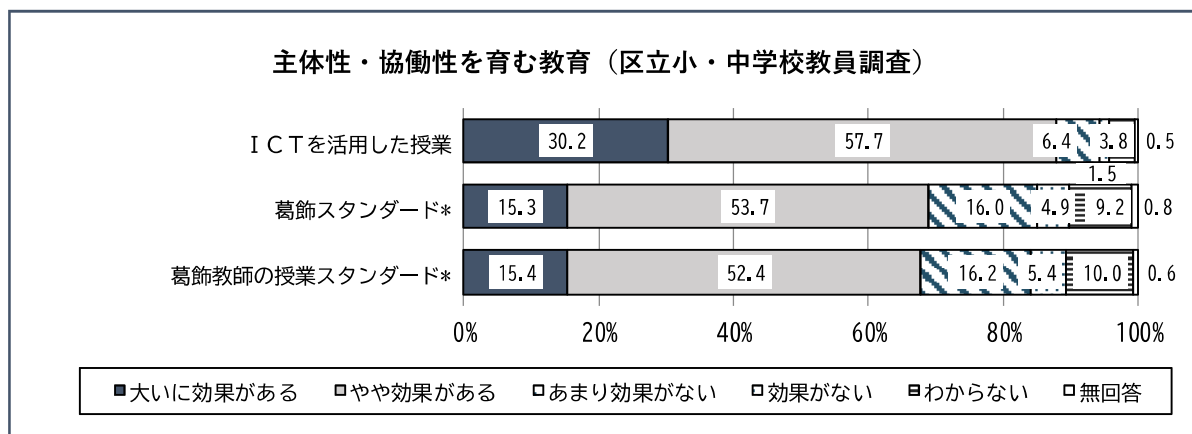
【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

③主体性・協働性を育む教育の充実

○ICT*機器導入の効果について、区立小・中学校の保護者の60.4%（「とても思う」と「やや思う」の合計）が「子どもたちの学習意欲が高まった」と回答しています。また、区立小・中学校の教員の87.9%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）が「ICTを活用した授業」が主体性・協働性を育む教育に効果があったと回答しており、ICT機器の導入の取組の成果が上がっていると考えられます。



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

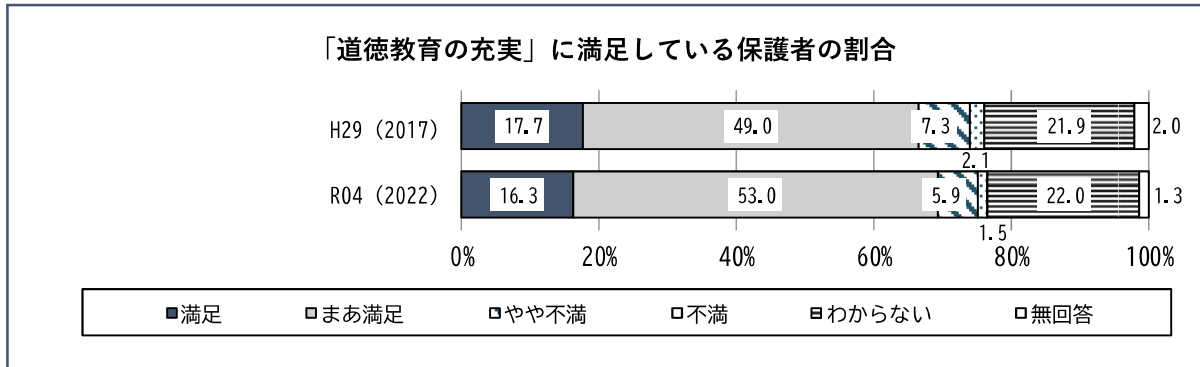


【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

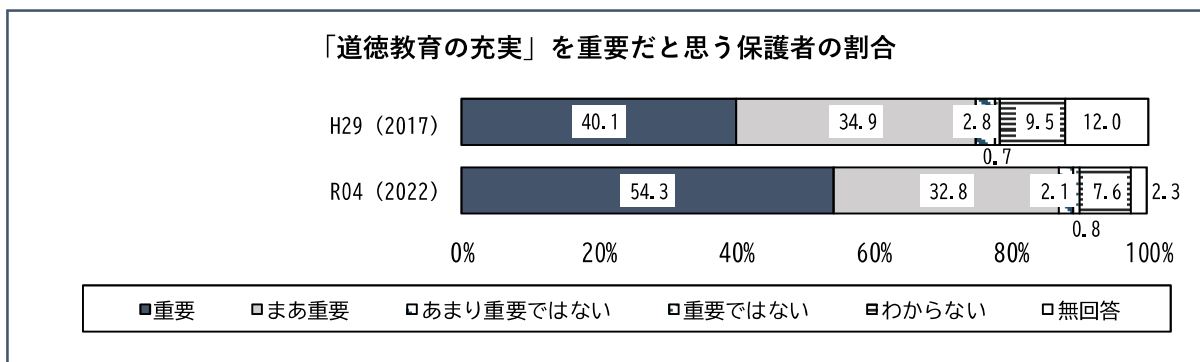
施策（２）子どものよさを活かす教育の推進

①人権感覚・社会性や道徳性の育成

○前回調査と比較すると、「道徳教育の充実」に満足している保護者の割合は 66.7%から 69.3%（「満足」と「まあ満足」の合計）と増加しています。重要度は 75.0%から 87.1%（「重要」と「まあ重要」の合計）と 12.1 ポイント高くなっており、道徳教育の更なる充実が求められます。



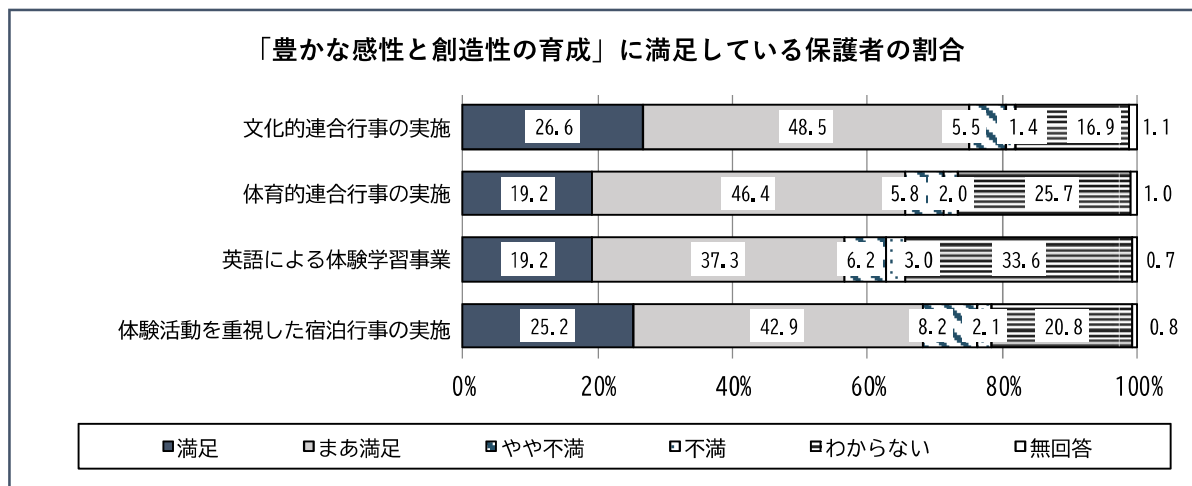
【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)



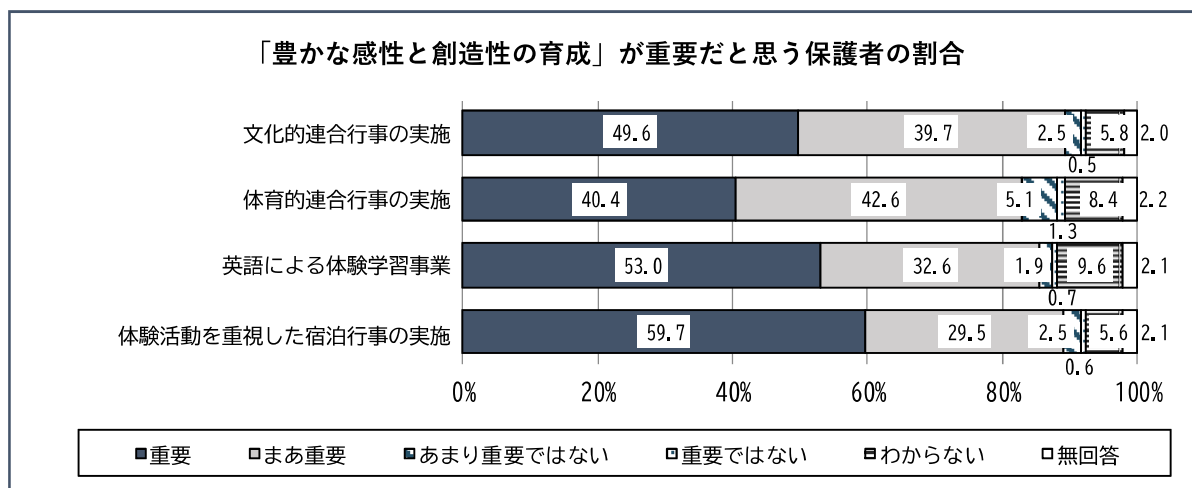
【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

②豊かな感性と創造性の育成

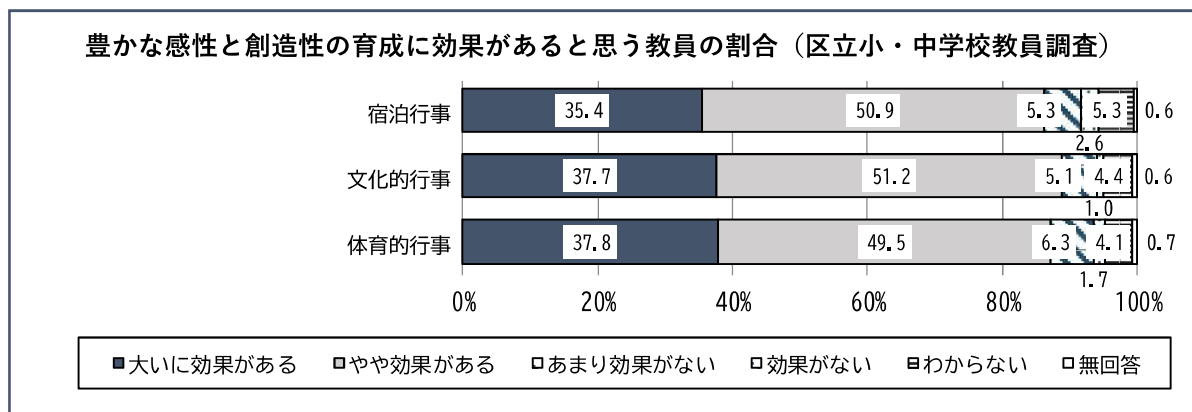
○「文化的連合行事*の実施」、「体育的連合行事*の実施」、「体験活動を重視した宿泊行事の実施」は、重要と思っている保護者の割合は80%（「重要」と「まあ重要」の合計）を超えています。また、該当の取組について効果があると思う教員がいずれも85%（「大いに効果がある」と「まあ効果がある」の合計）を超えています。



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

③自信と誇りをもてる子どもの育成

○「自分には、良いところがあると思う」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合は、令和元年度から大きく増加しており、子どもの自尊感情*や自己肯定感*が高まっています。

◆「自分には、よいところがある」について肯定的な回答をした児童・生徒の割合

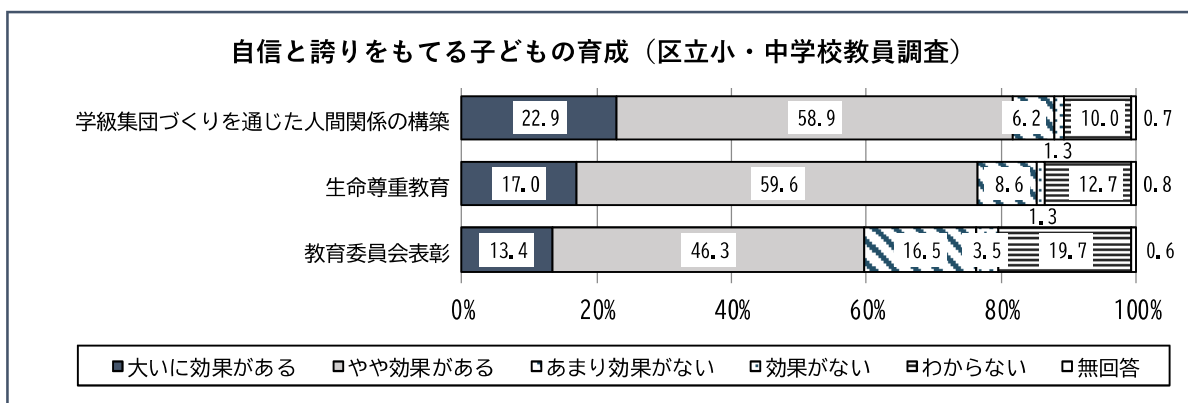
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
小学校	(80.8%) 76.4%	(81.6%) 中止	(82.4%) 74.9%	(83.2%) 77.0%	(84.0%) 81.4%
中学校	(77.6%) 68.3%	(78.0%) 中止	(78.4%) 73.5%	(78.8%) 75.9%	(79.2%) 77.2%

※小学校6年生及び中学校3年生が対象

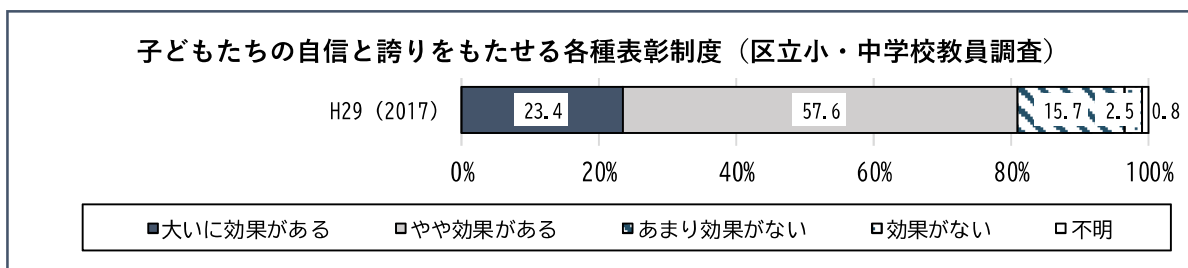
※2年度の調査は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

【出典】文部科学省「全国学力・学習状況調査*」

○教員が「自信と誇りをもてる子どもの育成」に効果があると考えている取組について、前回調査では、教育委員会表彰*は81.0%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）でしたが、今回の調査では、学級集団づくりを通じた人間関係の構築 81.8%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、生命尊重教育 81.8%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、教育委員会表彰*59.7%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）となっています。



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

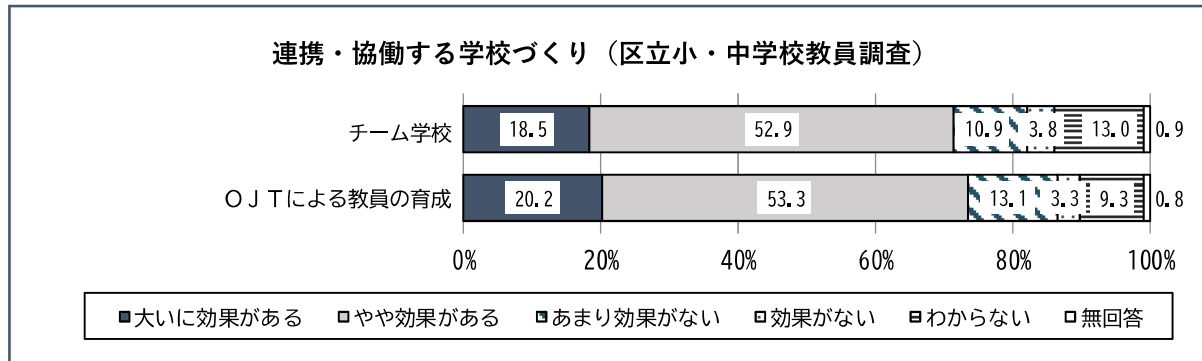


【出典】葛飾区教育振興基本計画策定に係る意識調査報告書（平成29(2017)年11月）

施策（3）区民の信頼にこたえる学校づくり

①連携・協働する学校づくり

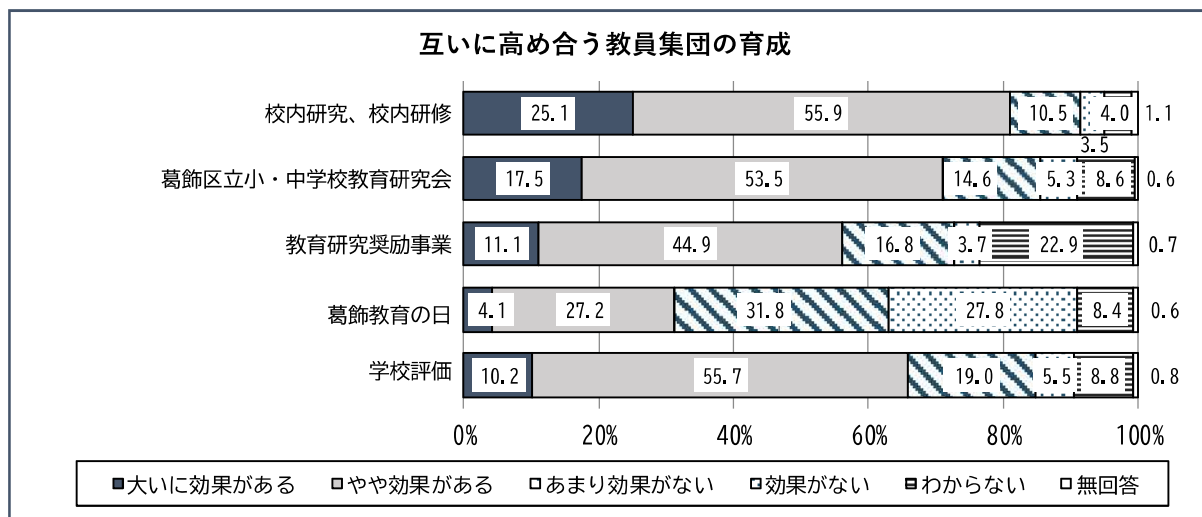
○教員が「連携・協働する学校づくり」に効果があると考えている取組については、「チーム学校*」が71.4%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「OJT*」による教員の育成が73.5%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）と高くなっています。



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

②互いに高め合う教員集団の育成

○「互いに高めあう教員集団の育成」で効果があると回答している教員の割合は、「校内研究、校内研修」が81.0%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「葛飾区立小・中学校教育研究会」が71.0%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「教育研究奨励事業*」が56.0%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「葛飾教育の日*」が31.3%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「学校評価*」が65.9%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）となっています。

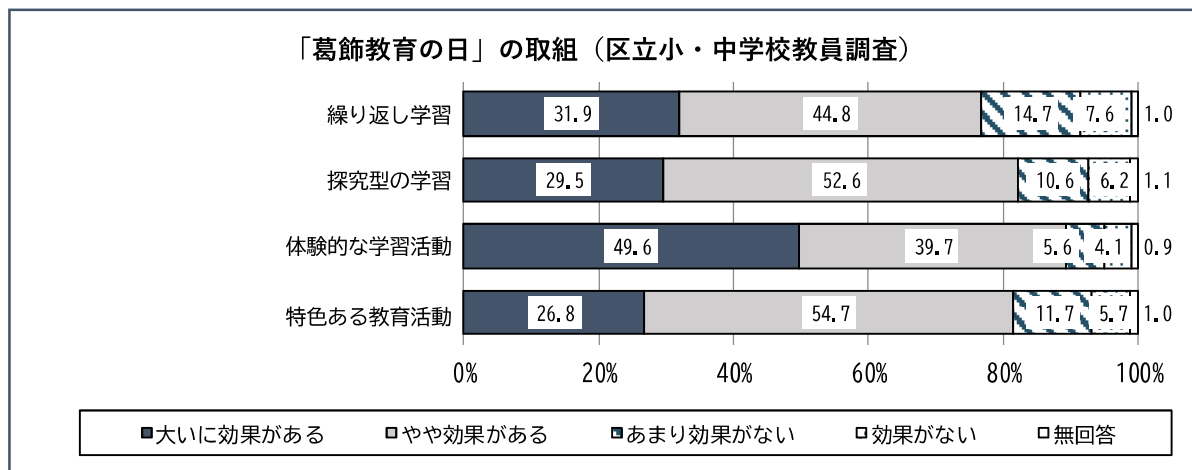


【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

③開かれた学校づくり

○「葛飾教育の日*」の取組について、効果があると回答している教員の割合は、「体験的な学習活動」が89.3%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）と最も高くなっています。

「葛飾教育の日」の保護者・地域の方の年間参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は中止、以降も人数制限などにより大幅に減少しています。



【出典】 アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

【葛飾教育の日／保護者・地域住民の年間参観者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	202,113人	中止	調査なし	129,608人
中学校	23,209人	中止	調査なし	17,926人

※2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により保護者等への公開は中止

※3年度は、地域・学校の感染状況等を踏まえ、実施した学校が数校あった

【出典】 事業実績（指導室）

基本方針 2 子どもの健全育成に向けて、家庭・地域・学校が協働して取り組みます

基本方針 2 では、子どもの健全な成長を促すために、家庭・地域・学校が連携を図りながら、それぞれの役割を果たす環境づくりを推進してきました。

基本方針 2 の施策・取組内容

施策（1）家庭の教育力向上の支援

- 取組内容① 幼児期における家庭教育の支援
- 取組内容② 地域と学校が家庭教育を支援する取組みの推進

施策（2）地域の力による子どもの育ち支援

- 取組内容① 青少年育成支援の充実
- 取組内容② 学校施設を活用した放課後支援の推進
- 取組内容③ 学校を支援する体制の整備

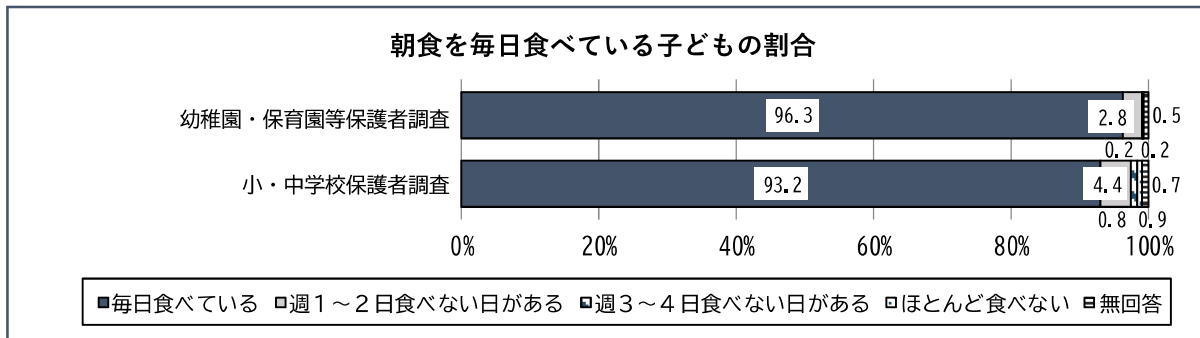
施策（3）家庭・地域との協働による学校教育の充実

- 取組内容① 健康教育の推進
- 取組内容② 安全教育の充実
- 取組内容③ キャリア教育*の推進

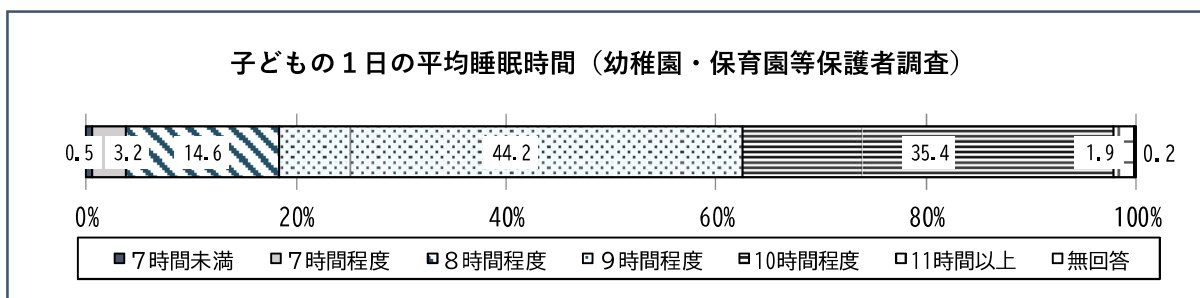
施策（１）家庭の教育力向上の支援

①幼児期における家庭教育の支援

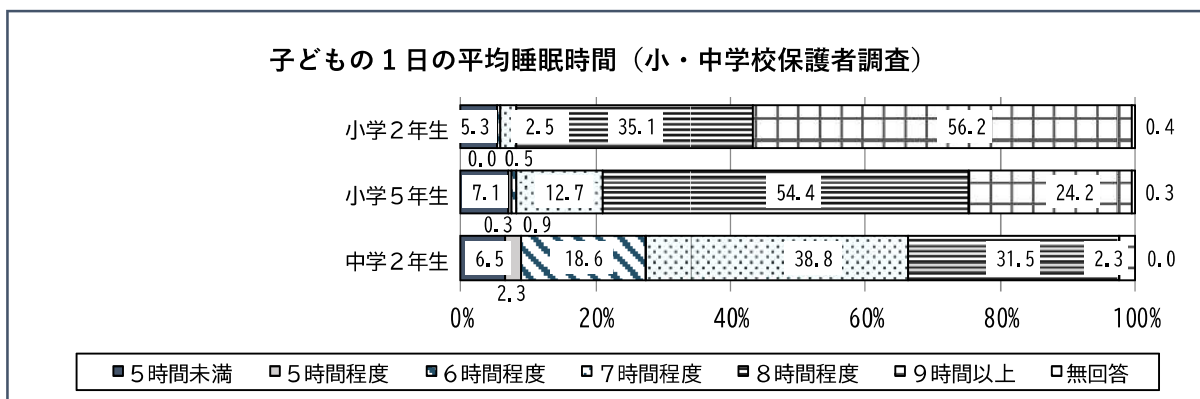
○各家庭における教育や子育てでは、「基本的な生活習慣」や「早寝早起きなどの、規則正しい生活習慣を身に付けること」が重要です。朝食を毎日食べている子どもの割合は、幼児では96.3%、小・中学生では93.2%でした。また、1日の平均睡眠時間で最も多いのは、幼児では「9時間程度」で44.2%、小学2年生では「9時間以上」56.2%、小学5年生では「8時間程度」で54.4%、中学2年生では「7時間程度」で38.8%となっています。



【出典】 アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)



【出典】 アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)



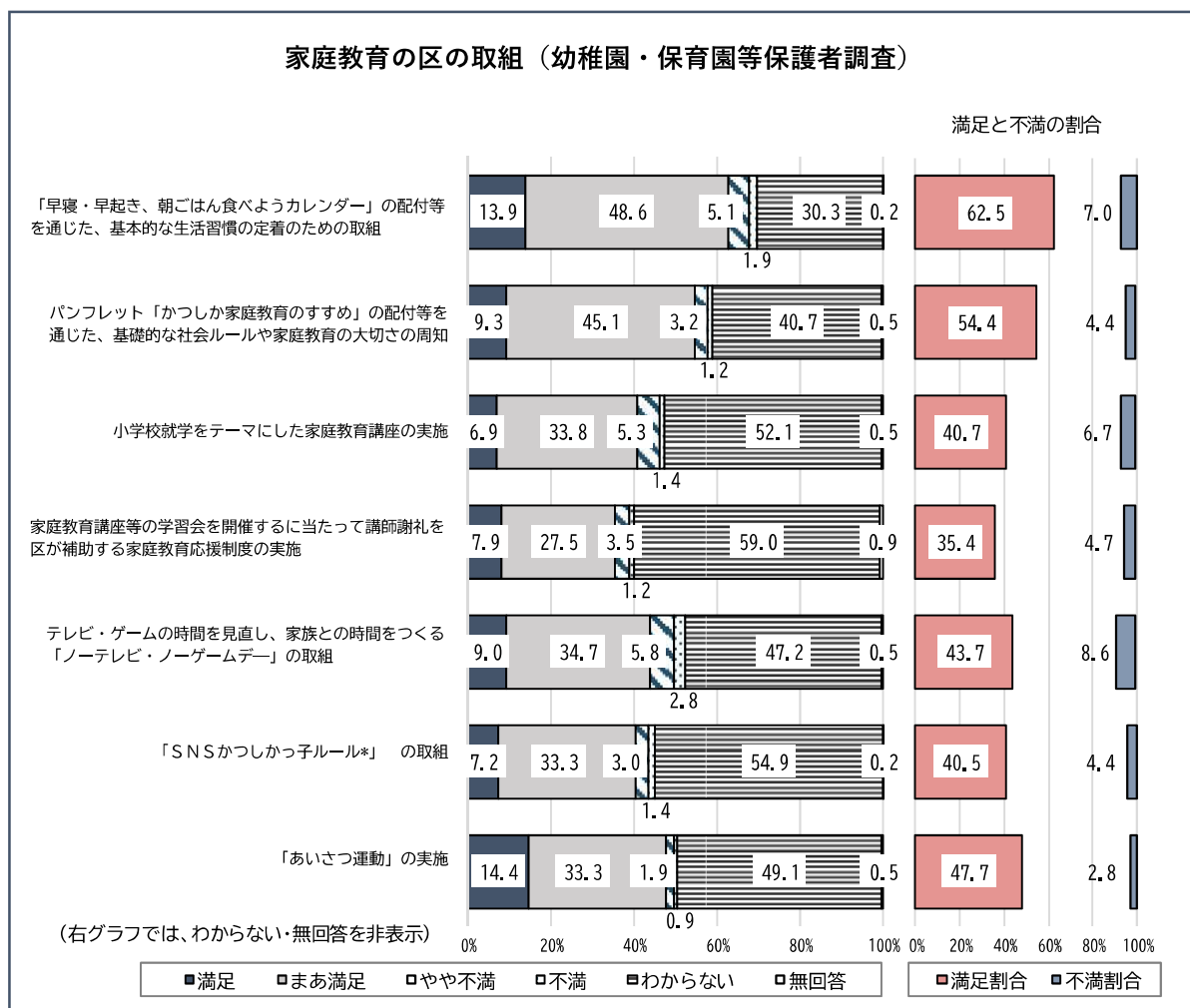
【出典】 アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

- 「小学校就学をテーマにした家庭教育講座」は、令和3年度から電子申請を導入、また令和4年度からは事業の周知範囲を開催地域周域から私立を含む区内全域の幼稚園、保育園などに拡大したことにより、定員（各回 35 組）を大幅に超える申込みがありました。しかし、満足度では52.1%の保護者が「わからない」と回答していることから、取組内容の周知と実施形態の工夫を図る必要があります。

【家庭教育講座／申込組数・参加者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申込組数	170組	206組	357組	836組
参加者数	329人	324人	322人	371人

【出典】事業実績（地域教育課）



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

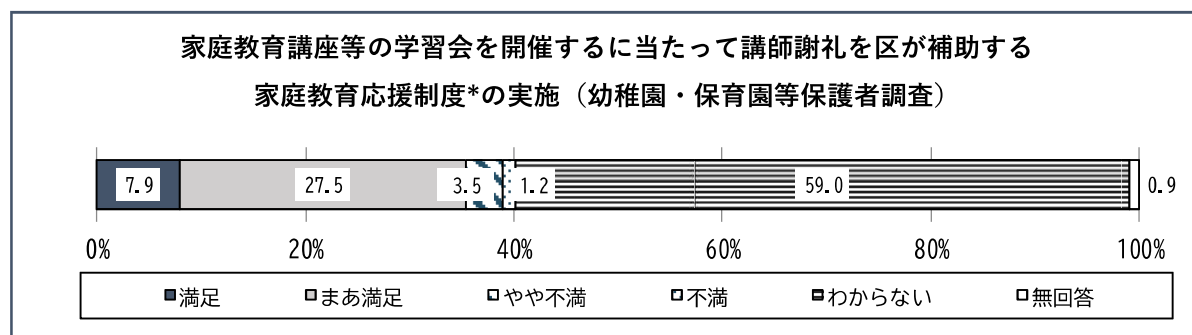
②地域と学校が家庭教育を支援する取組みの推進

- 「家庭教育応援制度*」は、令和元年度までは毎年度 40 団体以上の利用がありました。新型コロナウイルス感染症の拡大により令和2年度に大きく落ち込みましたが、令和3年度以降わずかながら回復傾向にあります。一方で、59.0%の保護者が「わからない」と回答していることから、募集及び広報の方法等の工夫から事業の認知度を高めることが必要と考えられます。

【家庭教育応援制度／利用回数・延べ参加人数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ参加人数	2,548人	66人	265人	425人
利用回数	41回	3回	8回	10回

【出典】事業実績（地域教育課）



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

施策（2）地域の力による子どもの育ち支援

①青少年育成支援の充実

- 葛飾区青少年育成地区委員会*と共催し、計画していた「少年の主張大会*」や「かつしか郷土かるた*全区競技大会」などの事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により令和2年度から令和3年度まで各地区とも中止・変更しました。連絡調整や情報交換の機会が減少したことにより、地域の実情に即した地区委員活動が課題となっていました。現在は中止とした事業も徐々に再開されています。今後、活動を充実させていくためには、地域の実情に即した、葛飾区青少年育成地区委員会の取組への支援が必要です。

【青少年育成地区委員会支援／「少年の主張大会」の応募者数及び応募校数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学生	366人・49校	中止	329人・48校	310人・49校
中学生	63人・17校	中止	88人・18校	57人・21校

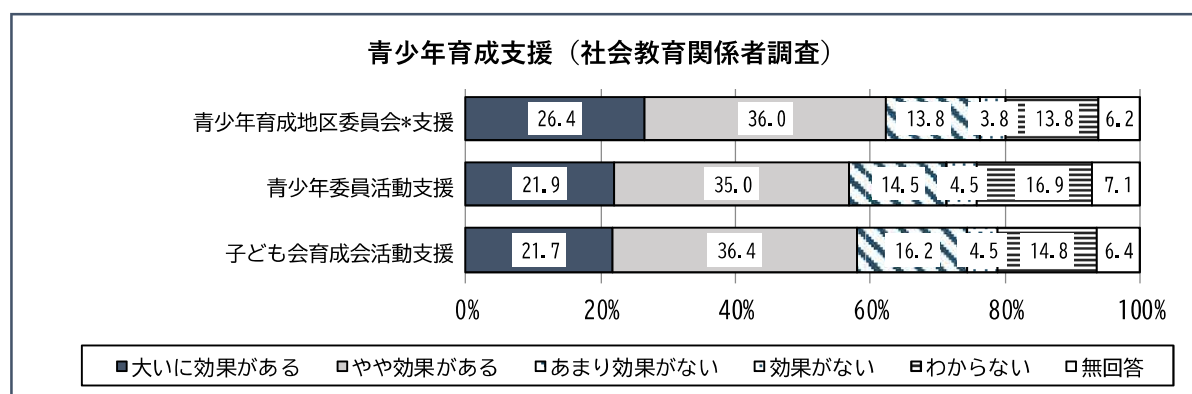
【出典】事業実績（地域教育課）

○葛飾区青少年委員*の定例会への出席率は令和3年度を除き、80%以上となっており、各々の青少年委員としての知見が広がったと考えられます。また、この成果を、学校との調整をはじめ、子ども会やPTAとの意見交換、地域行事への協力などに生かすことにより、青少年の健全育成につなげました。

【青少年委員会定例会の出席率・定例会開催回数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
青少年委員会定例会出席率	84%	83%	53%	81%
定例会開催回数	9回	7回	7回	11回

【出典】事業実績（地域教育課）



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

○子ども会育成会活動については、令和2年度から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症拡大により各種イベントが中止・縮小していましたが、葛飾区の子ども会育成会の各種事業を再開することにより、青少年の健全育成を図りました。少子化の進行等により、子ども会員数は減少しています。今後もジュニア・リーダークラブ*会員数を維持しつつ、子ども会の意義や加入のメリットを周知するなど、子ども会員数の減少に歯止めをかけるような取組への支援が必要と考えられます。

【子ども会育成会 子ども会員数及びジュニア・リーダークラブ会員数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子ども会員数	4,973人	4,226人	3,633人	3,555人
ジュニア・リーダークラブ会員数	50人	47人	52人	53人

【出典】事業実績（地域教育課）

【ジュニア・リーダー講習会の受講者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受講者数	47人	48人	43人	36人

【出典】事業実績（地域教育課）

②学校施設を活用した放課後支援の推進

○わくわくチャレンジ広場*については、多くの児童が参加できるよう、学校や地域の関係者の方々の協力を得ながら、対象学年の拡大に取り組んできました。意識調査の結果においても、効果があると思う社会教育関係者の割合は80.4%と高い評価を得ています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により事業が一斉休止し、その後活動を再開したものの、事業の担い手である児童指導サポーターの減少が進んだことによる見守り体制の課題等から、実施日時や参加学年の制限が行われています。今後、コロナ前の活動に戻し、さらに対象学年の拡大等実施内容を充実させていくためには、多様な世代の新たな見守りの担い手を確保し、地域の力による運営基盤を強化していく必要があります。

【対象学年を1年生からとしている「わくわくチャレンジ広場」の数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学校数	20校	22校	24校	24校

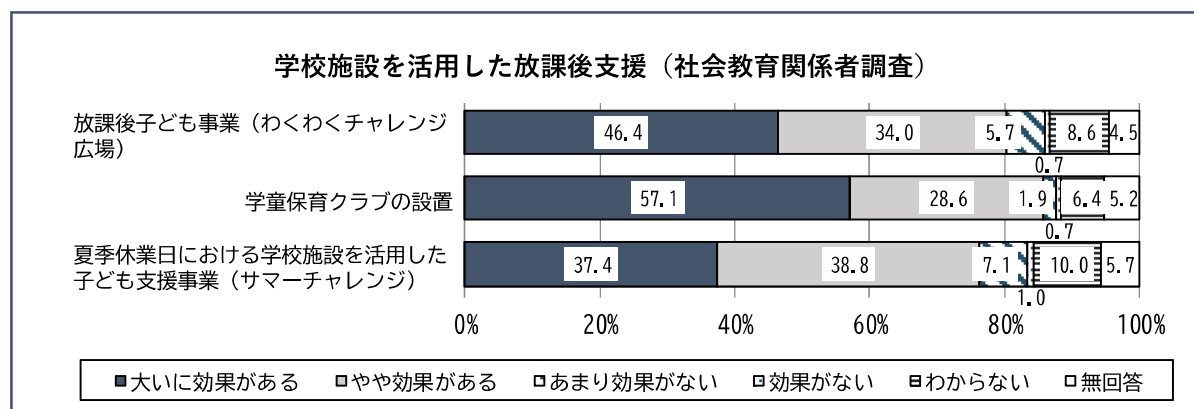
【出典】事業実績（地域教育課）

○学童保育クラブについては、校内に学童保育クラブを設置した小学校は34校で、今後の整備予定7校を含め41校となりましたが、共働き世帯の増加により、需要が増すことが考えられるため、更なる充実が必要です。

【学童保育クラブ設置校数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置校数	30校	30校	31校	34校

【出典】事業実績（放課後支援課）

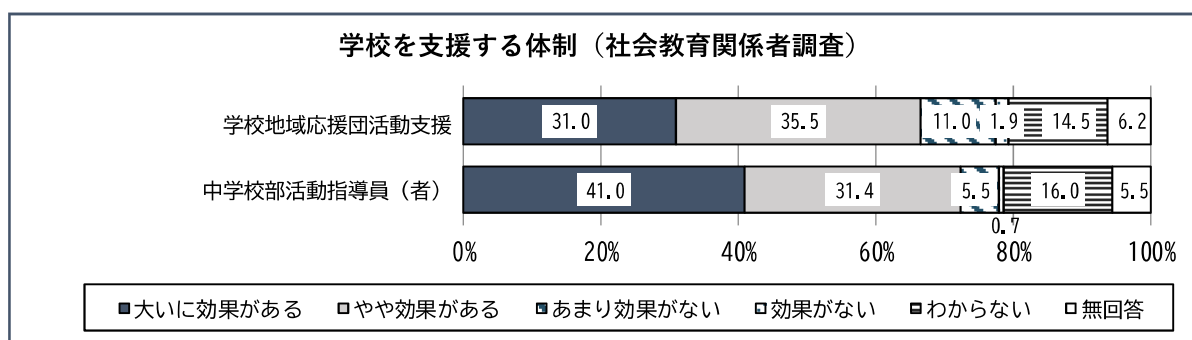


【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

③学校を支援する体制の整備

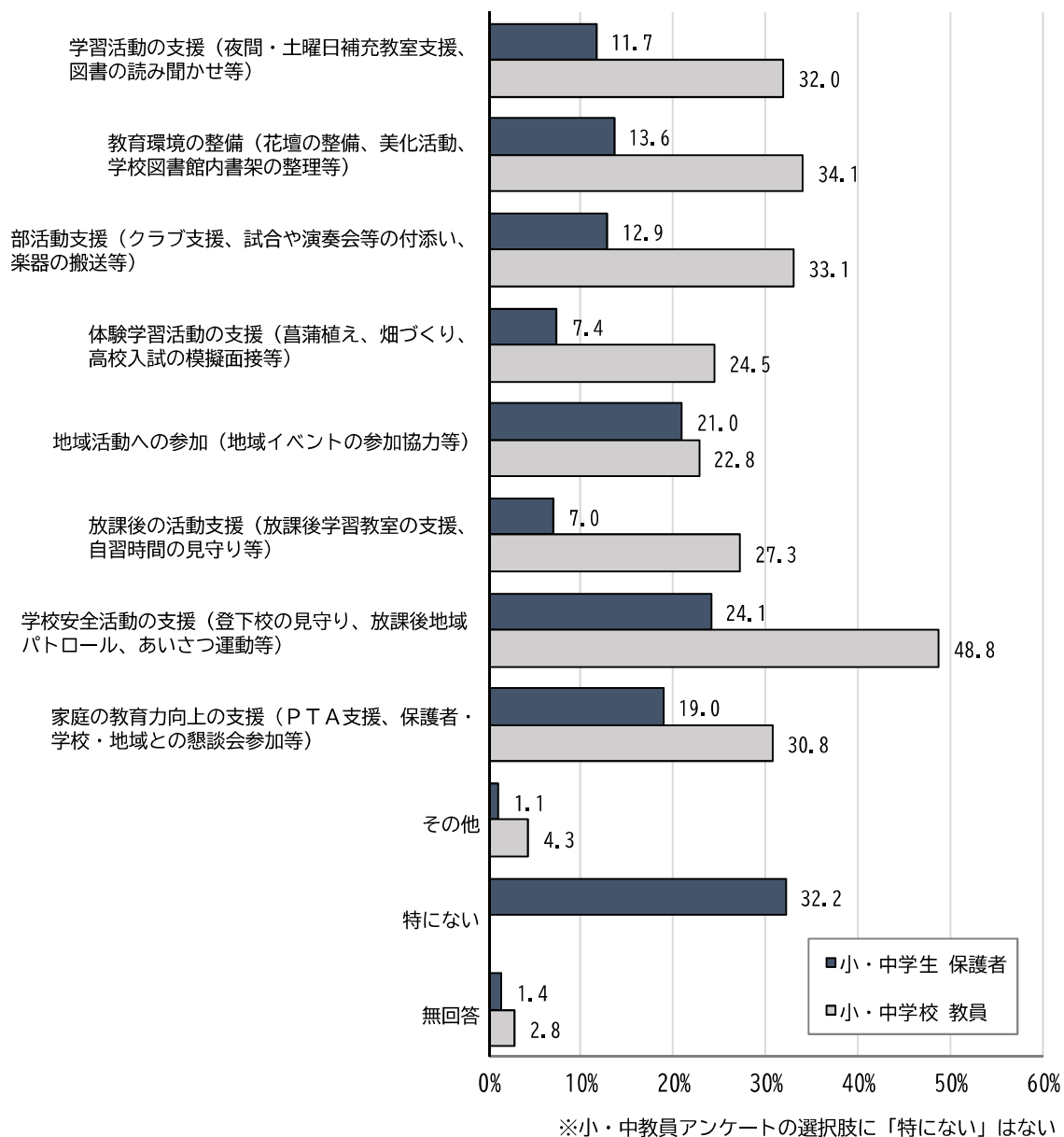
○学校と地域との連携について、保護者の意欲と教員からみた期待を比較すると、割合に差はあるものの、「学校安全活動の支援」に対する意欲と期待が最も高く、両者の意識は一致しています。また、保護者は「地域活動への参加」や「家庭の教育力向上の支援」等への意欲が高い一方、教員は「教育環境の整備」、「部活動支援」、「学習活動の支援」などへの参加を期待しており、保護者の参加意欲と教員の期待する活動に違いもみられます。一方、社会教育関係者は、学校を支援する体制で効果があると考えている取組について、「学校地域応援団*活動支援」が66.5%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「中学校部活動指導員（者）」が72.4%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）となっています。

また、部活動指導員については、地域連携・地域移行を進めるに当たり、受け皿となる実施主体や指導者の確保、多様な活動ができる環境整備、家庭への経済的負担増等様々な面からの検討が必要です。



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

学校と地域との連携に関する小・中保護者の意欲と小・中教員の期待



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

【学校地域応援団*活動支援／登録支援者・延べ活動者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録支援者数	4,857人	4,617人	3,851人	3,981人
延べ活動者数	37,893人	19,446人	20,193人	27,589人

【出典】事業実績（地域教育課）

【部活動指導員の数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中学校部活動 顧問指導員	25人	26人	32人	29人
中学校部活動 地域指導者	121人	135人	153人	165人

【出典】事業実績（地域教育課）

施策（3）家庭・地域との協働による学校教育の充実

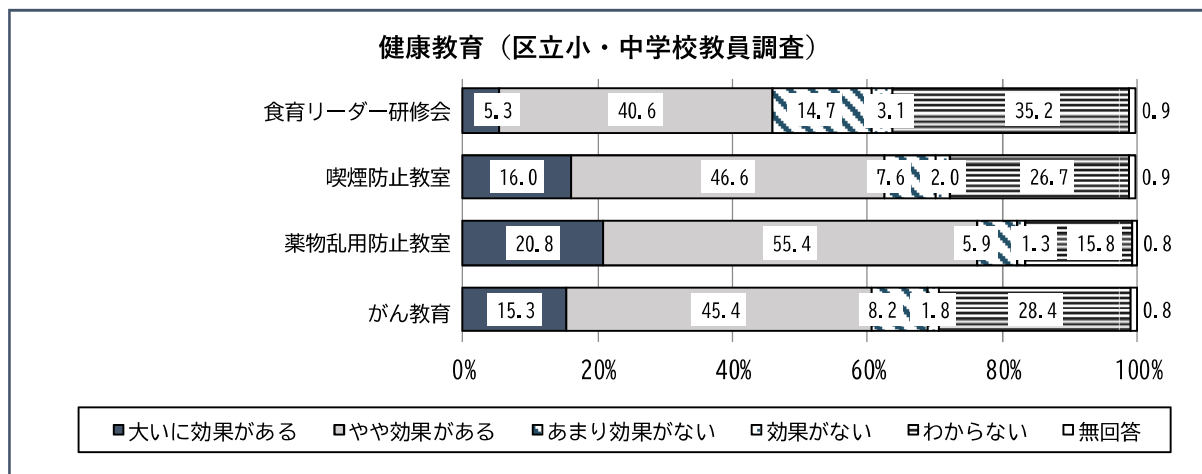
①健康教育の推進

- 「喫煙防止教室*」や「薬物乱用防止教室*」、「食育」については、各校が教育課程に位置付けて、全校で実施しています。
- 保健だより*の配付や全校に設置されている学校保健委員会*において、感染症予防や健康課題などについての情報の共有を図ることができました。
- 「健康教育」の効果があると思う教員の割合は、「喫煙防止教室」、「薬物乱用防止教室」、「がん教育*」が60.0%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）以上となっています。

【関係機関との連携による健康教育実施校】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
喫煙防止教室 （保健所）	小学校	37校	中止	中止	12校
	中学校	8校	中止	中止	2校
薬物乱用防止教室	小学校	45校	中止	43校	42校
	中学校	22校	中止	18校	19校
がん教育	小学校	3校	中止	7校	6校
	中学校	5校	中止	9校	9校

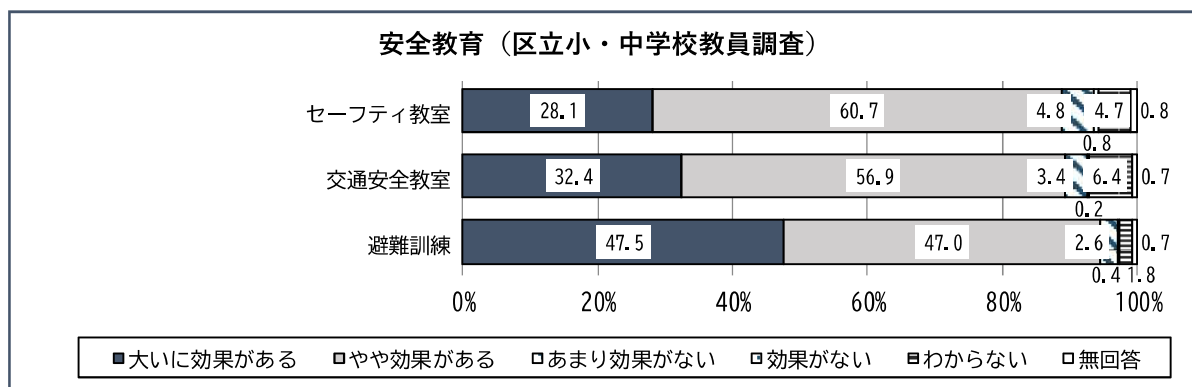
【出典】事業実績（指導室）



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

②安全教育の充実

- 「安全教育」に効果があると思う教員の割合は、「セーフティ教室*」、「交通安全教室」、「避難訓練」が80%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）以上と高くなっています。今後も、生活安全、災害安全、交通安全について、危険を予測し回避する能力などを育てるために、地域の協力を得ながら、学校における安全教育を充実させる必要があります。



【出典】 アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

③キャリア教育*の推進

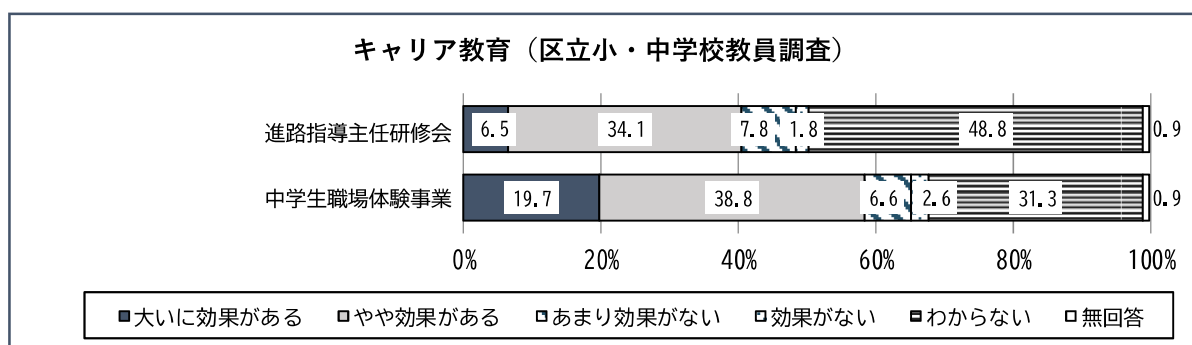
- 中学校2年生を対象とした職場体験や、職場探しなどの取組を通じて、勤労観・職業観の形成を図りました。

キャリア教育に効果があると考えている教員の割合は、「進路指導主任研修会」については40.6%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「中学生職場体験*事業」については58.5%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）となっています。

【中学生職場体験事業実績】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施校数	24校	中止	3校	20校
生徒数	2,751名	中止	283名	2,546名
事業所数	461	中止	58	547

【出典】 事業実績（指導室）



【出典】 アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

基本方針3 子どもがいきいき学ぶ、教育環境づくりを推進します

基本方針3では、全ての子どもが等しく質の高い教育環境で学べるように、教員の授業力の向上をはじめ、子どもの状況に応じた教育活動の充実、施設・設備の整備を図りました。

基本方針3の施策・取組内容

施策（1）子どもの夢や希望を実現する教育の推進

- 取組内容① 教員の資質・能力の向上
- 取組内容② 連続する学びの場の充実
- 取組内容③ 新しい時代に対応する教育の充実

施策（2）一人ひとりを大切にす教育の推進

- 取組内容① 特別支援教育*の推進
- 取組内容② いじめや不登校などへの対応
- 取組内容③ 日本語指導の充実

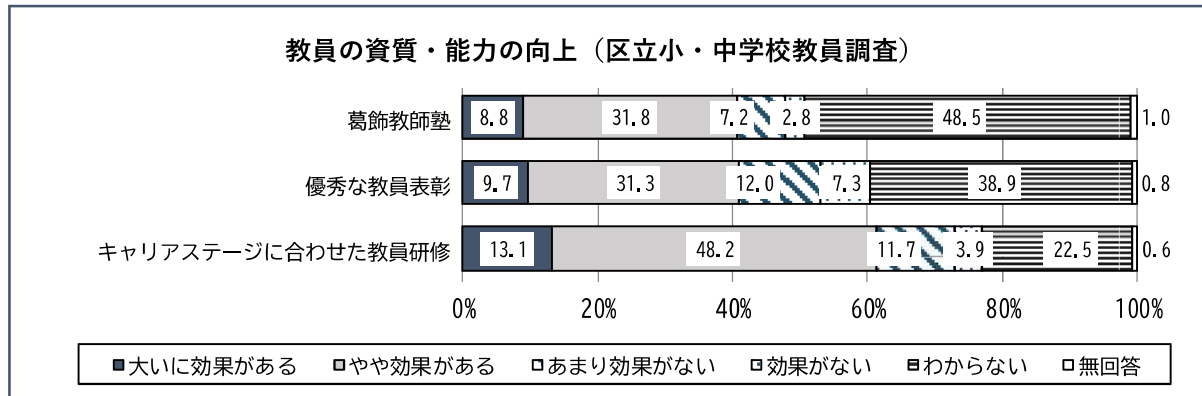
施策（3）毎日行きたくなる魅力ある学校づくり

- 取組内容① 安全で良好な学校環境の整備
- 取組内容② ICT環境の推進
- 取組内容③ 学びの機会の充実

施策（1）子どもの夢や希望を実現する教育の推進

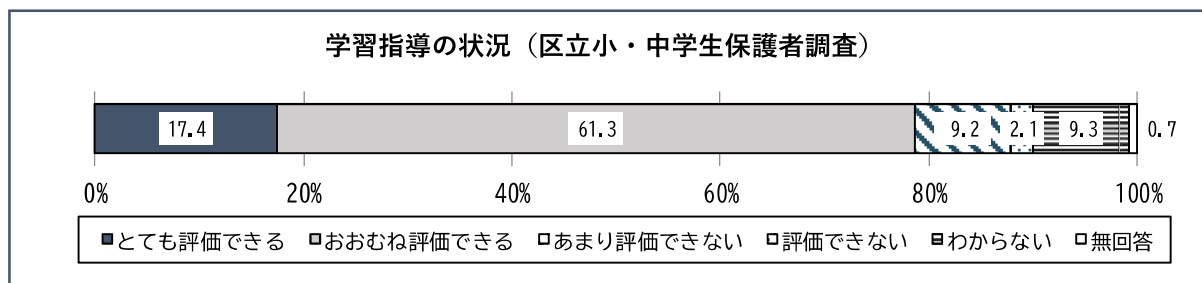
①教員の資質・能力の向上

○教員の資質・能力の向上に関する取組について、効果があると思う教員の割合は、「葛飾教師塾*」が40.6%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「優秀な教員表彰」が41.0%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「キャリアステージに合わせた教員研修」が61.3%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）となっています。教員育成のプログラムは毎年度実施されていますが、さらに多くの教員が効果を実感できるようなプログラムにしていく必要があります。



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

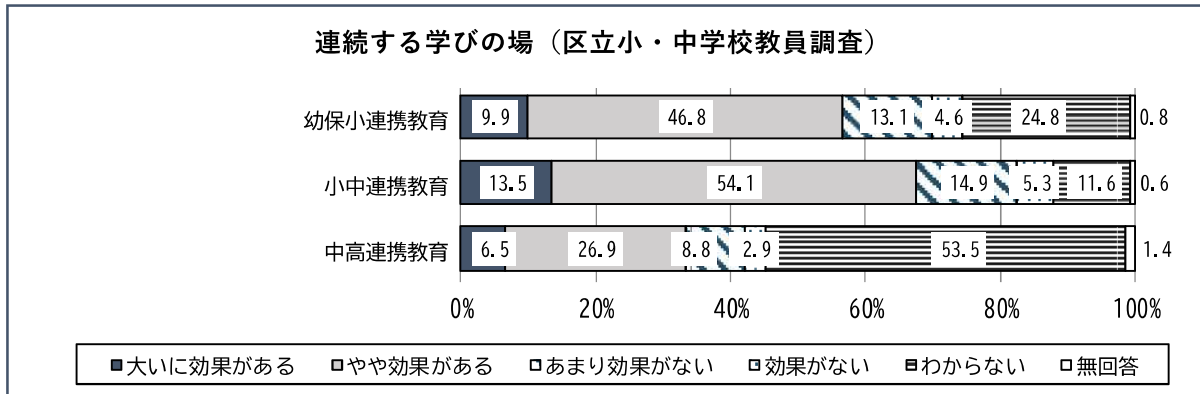
○「学習指導の状況」を評価している保護者は78.7%（「とても評価できる」と「おおむね評価できる」の合計）となっています。



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

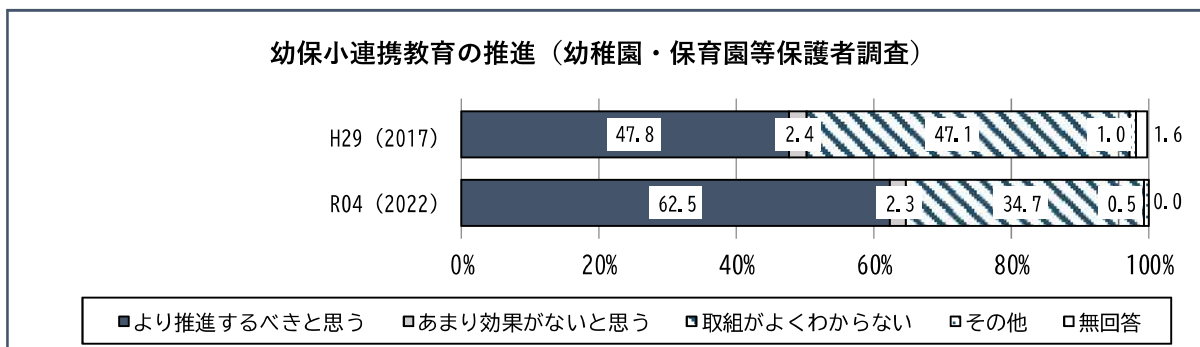
②連続する学びの場の充実

○連続する学びの場に効果があると思う教員の割合は、「幼保小連携教育」が56.7%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「小中連携教育」が67.6%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「中高連携教育」が33.4%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）となっています。



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

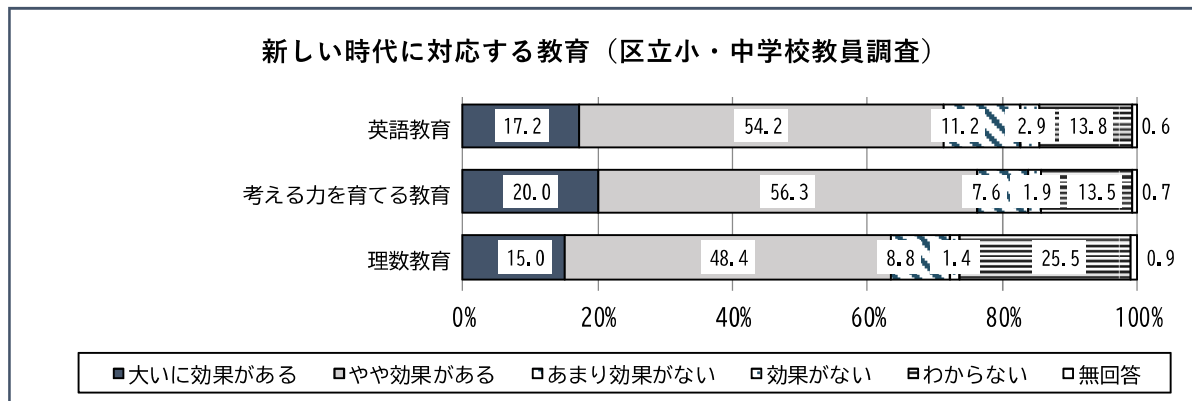
- 「幼保小連携教育」、「小中連携教育」については、幼保小連絡協議会、小中連絡協議会を開催し、それぞれの実態に応じた幼保・小・中の円滑な接続や連携の推進を図っています。
- 「中高連携教育」については、効果が低い評価となっていることが課題です。区内都立高等学校と結んでいる協定を踏まえ、進学重点教室や生徒交流によるキャリア教育*、部活動交流を推進するとともに、中高連絡協議会を開催し、区内都立高等学校と中学校が連携して進路指導等の充実を図ることが必要です。
- 「幼保小中連携教育の推進」について、保護者の評価をみると、平成29年度調査では「より推進すべきと思う」が47.8%、「取組がよくわからない」が47.1%でしたが、本調査では、「より推進すべきと思う」が62.5%と大きく上昇し、「取組がよくわからない」が34.7%に減少しています。



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

③新しい時代に対応する教育の充実

- 「新しい時代に対応する教育」に効果があると思う教員の割合は、「英語教育」が71.4%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「考える力を育てる教育」が76.3%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「理数教育」が63.4%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）となっています。



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

- これからの社会をたくましく生き抜くことができる人材を育成することを目指し、「英語によるコミュニケーション能力」や「プログラミング的思考*」を育成できる環境を整備するとともに、そこで得られた資質や能力が十分に発揮できる取組の充実を図りました。

【英語教育参加者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イングリッシュ キャンプ*	48人	中止	中止	96人	96人

【出典】事業実績（指導室）

【中学3年生の生徒のうち、CEFR A1 レベル（英検3級）相当以上を取得している生徒数の割合】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
中学3年生の割合	35.8%	52.4%	50.5%	57.2%

【出典】事業実績（指導室）

- 理科授業充実のために、全校に理科支援員*を配置し、実験や観察のサポートをするとともに、東京理科大学との連携により、算数・数学の授業改善につながる研究を行っています。

施策（２）一人ひとりを大切にする教育の推進

①特別支援教育*の推進

- 小・中学校の特別支援教室*では、発達上の課題がある児童・生徒が、学習上又は生活上の困難を改善・克服し、在籍学級で有意義な学校生活を送れるよう、教員が巡回指導を行っています。また、巡回指導教員*が在籍学級担任等に対して、具体的な指導内容及び指導方法、支援方法について助言することにより、通常学級における特別支援教育の推進を図っています。特別支援教育に効果があると考える教員の割合は、「特別支援教室」が86.0%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「自閉症*・情緒障害特別支援学級*（固定学級）の設置」が81.5%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「学校における合理的配慮」が79.3%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）といずれも高くなっています。今後は、これまで以上に特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図るため、各職層・職種に応じた研修会の更なる充実を図る必要があります。
- 特別支援教育専門家チーム指導員による、特別支援教室の視察を引き続き実施し、特別支援教室の運営上の課題及び取組状況の把握、巡回指導教員の授業観察などを行うことにより、一人一人に応じた支援の充実を図り、特別支援教育を推進する必要があります。

【特別支援教育専門家チーム派遣数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
派遣数	164件	268件	321件	303件

【出典】「葛飾区特別支援教育推進委員会資料」

【特別支援会議実施数】

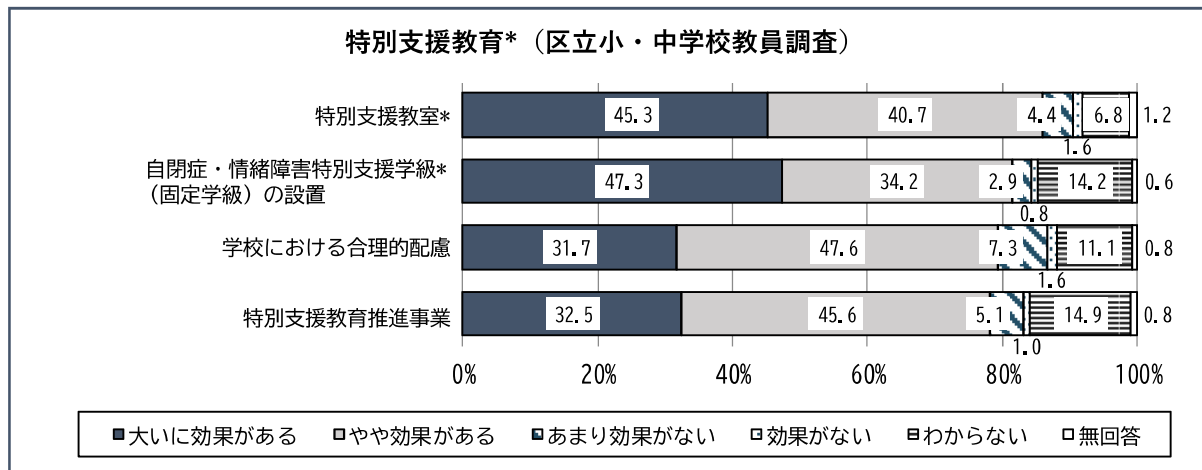
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施数	90件	102件	76件	60件

【出典】「葛飾区特別支援教育推進委員会資料」

◆特別支援教室において特別な指導を受けた児童・生徒数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)
小学校	(935人) 952人	(1,028人) 960人	(1,130人) 1,046人	(1,243人) 981人	(1,321人)
中学校	(198人) 210人	(238人) 222人	(261人) 228人	(287人) 253人	(316人)

【出典】特別支援教室利用に係る教育課程受理件数(指導室) 各年度末



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

②いじめや不登校などへの対応

○各学校のいじめ対策委員会が円滑に機能し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応ができるようにするため、「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード*」の活用を図っています。また、いじめの定義及びいじめの認知や、未然防止、早期発見・早期対応について、研修会等を通して指導・助言し、学校がいじめへの対応力をより一層高めています。さらに、複雑化するいじめ問題等に学校が迅速かつ適切に対応し、早期解決を図るため、総合教育センター*内にスクールロイヤー*を配置し、対応を行いました。今後、更なる体制強化を図る必要があります。

【いじめ認知件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	682件	472件	520件	—
中学校	160件	154件	140件	—

【出典】いじめ認知件数実績（指導室）

【葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会開催数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教育委員会	1回	2回	8回	5回

【出典】事業実績（指導室）

【スクールロイヤー対応件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	—	—	26件	30件
中学校	—	—	12件	13件
その他	—	—	15件	10件

※令和3年度事業開始

【出典】事業実績（指導室）

○不登校児童・生徒の出現率は全国的にも増加傾向であり、本区も同様の傾向です。学校の不登校児童・生徒への対応を取りまとめた「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード*」を発行し、各学校が不登校児童・生徒に寄り添った支援を行えるようにするとともに、不登校の未然防止及び早期支援を図っています。また、登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒を支援するため、校内適応教室を設置し、支援員を配置しています。また、登校できない状況にある子どものため「ふれあいスクール明石」を運営していますが、不登校の要因が多様化・複雑化しているため、「ふれあいスクール明石」のあり方を検討する必要があります。

【校内適応教室設置校】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	1校	1校	1校	1校
中学校	3校	5校	7校	9校

【出典】事業実績（指導室）

◆不登校児童・生徒の出現率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)
小学校	(0.39%) 0.73%	(0.73%) 0.95%	(0.73%) 1.54%	(0.72%)	(0.71%)
中学校	(3.53%) 4.55%	(4.55%) 5.02%	(4.54%) 7.38%	(4.52%)	(4.51%)

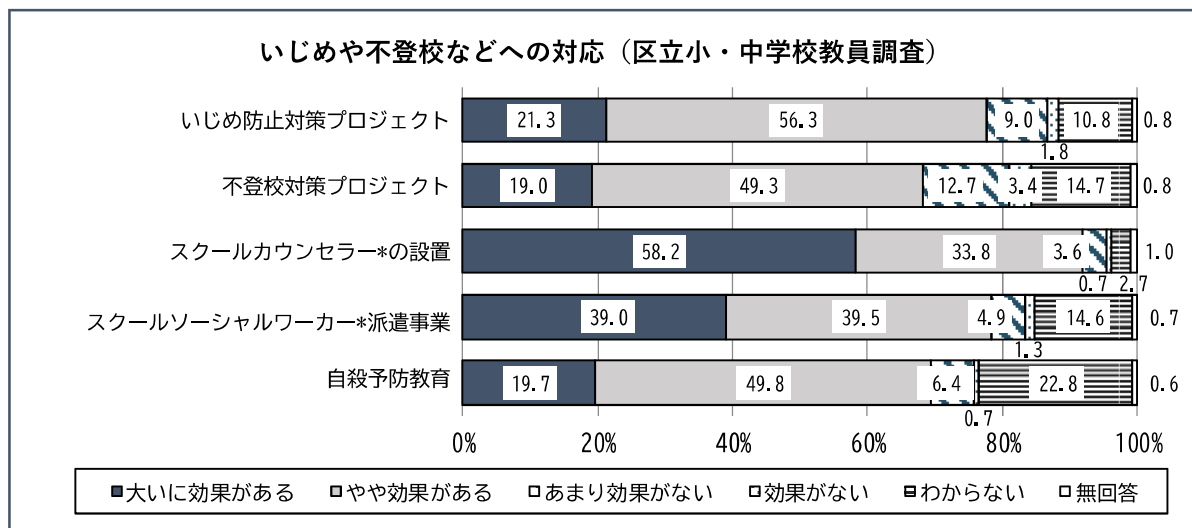
【出典】不登校児童・生徒数実績（指導室）

○区立小・中学校教員調査ではスクールカウンセラー*の配置について92.0%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）の教員が「効果がある」と回答しています。また、スクールソーシャルワーカー*派遣についても、78.5%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）の教員が「効果がある」と回答しています。

【スクールソーシャルワーカー派遣依頼数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	58回	72回	88回	86回
中学校	45回	61回	60回	79回

【出典】事業実績（指導室）



【出典】 アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

③日本語指導の充実

○来日直後等で、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒に対して、日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室*」や、授業に必要な日本語の指導を行う「日本語学級」の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響等により減少していましたが、今後は外国人の増加が想定されており、利用者数の増加が見込まれます。また、日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するための日本語通訳の派遣時間数も、増加傾向にあります。今後は、日本語の初期指導が必要な児童・生徒の増加に対応できるよう、更なる環境整備が必要です。

◆日本語学級、にほんごステップアップ教室利用者数

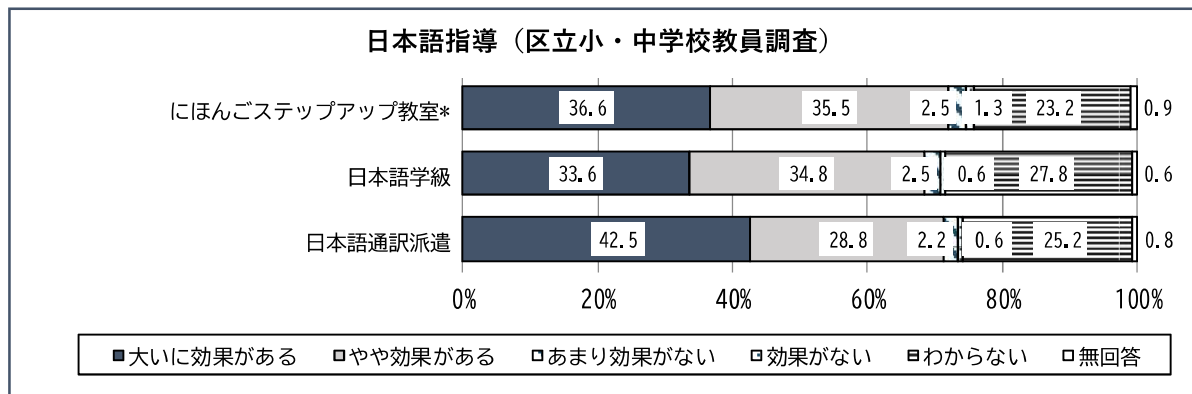
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)
日本語学級	(110人) 162人	(189人) 169人	(204人) 144人	(219人) 129人	(234人)
にほんご ステップアップ 教室	(110人) 113人	(65人) 76人	(83人) 38人	(102人) 78人	(120人)

【出典】 児童・生徒在籍数調査（指導室） 各年度末

【日本語通訳派遣時間数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
派遣時間数	5,874時間	6,283時間	7,539時間	8,307時間

【出典】 事業実績（指導室）



【出典】 アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

施策（3）毎日行きたくなる魅力ある学校づくり

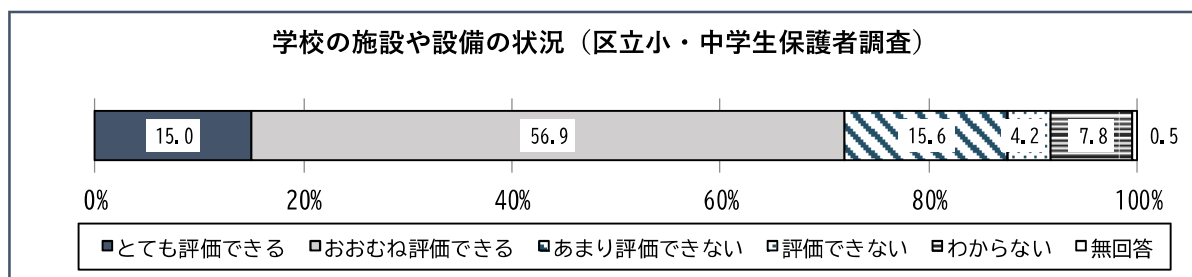
①安全で良好な学校環境の整備

- 「学校の施設や設備の状況」は保護者の71.9%（「とても評価できる」と「おおむね評価できる」の合計）が評価しています。これは、学校施設の長寿命化や教育環境向上に向けて、外壁改修、屋上防水、トイレ改修、廊下・階段床改修、校庭改修などの改修工事に取り組んだ成果と考えられます。
- 学校は地域の核となる公共施設であり、災害発生時には地域の避難所としての機能も併せ持っていることから、それらの機能の強化に向け、地域の方々とともに協議しながら整備していく必要があります。

【学校施設・設備の整備】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
改築した学校	小松中	本田中	東金町小	西小菅小 高砂小・中
トイレの バリアフリー化	—	—	南奥戸小	堀切小 小松南小
体育館冷暖房	中学校 23校	小学校 22校 中学校 1校	小学校 23校	小学校 2校

【出典】 事業実績（学校施設担当課）



【出典】 アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

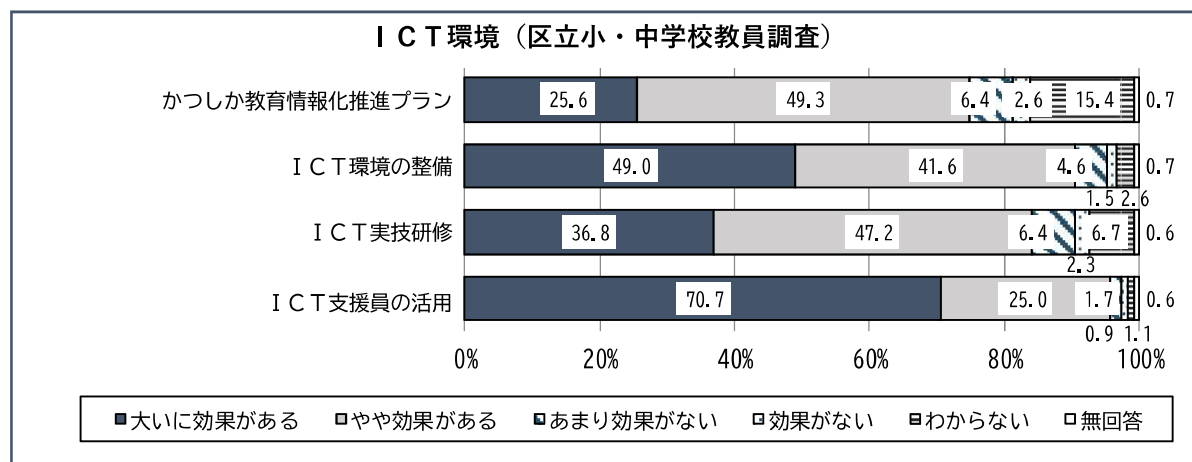
② ICT*環境の推進

- 「ICT環境」の推進において効果があった取組として、95.7%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）の教員が「ICT支援員の活用」を挙げており、日常的な校内研修や授業支援、校務支援、環境整備を学校ごとにきめ細やかに実施した成果と考えられます。
- GIGAスクール構想*に基づき、児童・生徒の1人1台端末は令和2年度までに整備を終え、令和3年度から本格的な活用が始まりました。端末の更なる活用に向けては、教員のICT活用指導力の向上を図る必要があります。
- 教員の働き方改革*の取組として、ICT*環境の充実や最適化により、校務事務の効率化を図っていくことが必要です。

【ICT環境の整備】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大型提示装置台数	1,714台	2,063台	2,072台	2,083台
学習者用端末台数	3,000台	34,512台	33,739台	31,943台
ICT支援員配置日数	週1日	週2日	週5日	週4日

【出典】事業実績（指導室）



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

③学びの機会の充実

○「学びの機会」について効果があると感じている教員の割合は、「学習センター*の整備」が 77.7%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「学校司書*の活用」が 90.6%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「学習支援事業（基礎学力定着講座）*」が 67.1%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）で、特に「学校司書の活用」では、非常に高い効果を得られていると考えられます。

【学習センターの整備】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開放日数	－	15,081日	15,032日	15,115日
利用者	－	543,016人	602,887人	599,731人

※学校図書館管理システムにより抽出。小中学校 73 校分の合計値

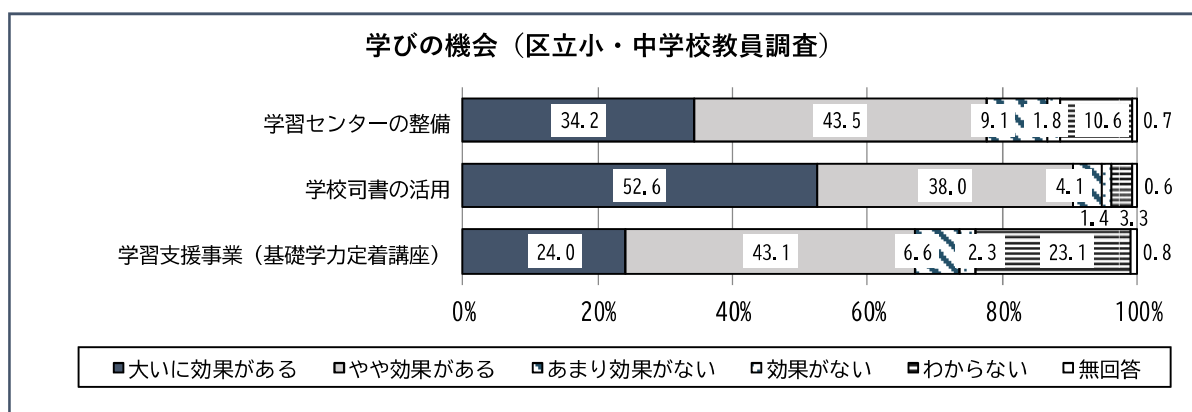
※システム入替のため、2年度より以前のデータは取得できず

【出典】事業実績（指導室）

【学習支援事業（基礎学力定着講座）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施日数	905日	624日	727日	765日
登録者	458人	502人	457人	490人

【出典】事業実績（指導室）



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

基本方針4 生涯にわたる豊かな学びを支援します

基本方針4では、区民が生涯にわたり、学習・文化・スポーツ活動に親しむ環境の充実を図りました。また、学んだことや経験を地域に活かすしくみを区民と協働でつくることで、区民同士の交流やコミュニティづくりを促進しました。

基本方針4の施策・取組内容

施策（1）だれもが、学習・文化、スポーツに親しめる機会の充実

取組内容① 区民のニーズや課題をとらえた学習機会の充実

取組内容② 生涯にわたるスポーツ活動の推進

取組内容③ 学びと自立を支える課題解決型図書館*サービスの充実

施策（2）学びの成果を地域で活かせるしくみづくり

取組内容① 区民協働による学習・スポーツ活動の推進

取組内容② 葛飾への愛着が深まる事業の推進

取組内容③ 地域の担い手の養成と支援

施策（3）身近な所で学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり

取組内容① 学びを促進する環境の整備

取組内容② 魅力あるスポーツ施設の整備

取組内容③ 利便性の高い図書館の整備

施策（１）だれもが、学習・文化、スポーツに親しめる機会の充実

①区民のニーズや課題をとらえた学習機会の充実

- 「かつしか区民大学*」の講座数・受講者数は令和3年度から増加に転じていますが、新型コロナウイルス感染症の影響がない令和元年度以前の受講者水準まで回復させることが当面の課題です。そのため、新たな受講者層の発掘や、継続して受講する方々を増やすため、新たな講座の開拓や参加しやすい開催方法を検討するとともに、より区民のニーズをとらえた学習機会の充実が必要と考えられます。
- 郷土と天文の博物館*で実施する講座については、コロナ禍の中新たに導入した手法の活用や参加者・観覧者の増加に向けた事業内容及び周知方法など検討し、区民のニーズに沿ったより身近なテーマや新たな切り口でのテーマを研究し、博物館ボランティアや一般区民、民間企業などとテーマに応じた協働を進めることが更なる充実に繋がります。

【区民のニーズや課題をとらえた学習機会の充実／事業実績】

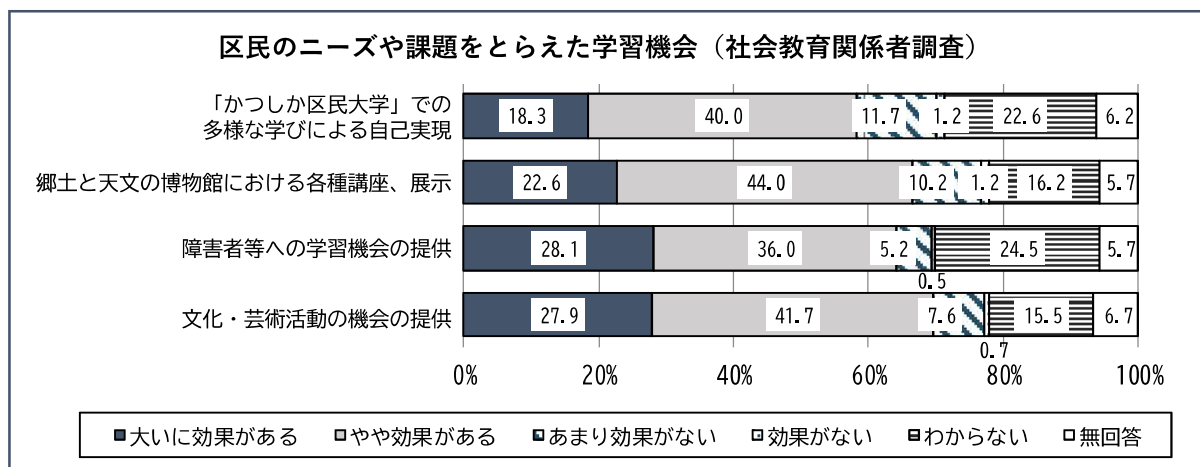
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
かつしか区民大学	講座数	94 講座	56 講座	80 講座	123 講座
	延べ受講者数	7,724 人	2,477 人	3,434 人	5,140 人
郷土と天文の博物館	年間入館者数	53,036 人	6,070 人	20,102 人	34,549 人
かつしか教室	実施回数	29 回	18 回	20 回	33 回
	延べ参加者数	1,335 人	135 人	370 人	745 人
NPOとの協働による子ども文化芸術教室	実施回数	15 回	15 回	15 回	15 回
	延べ参加者数	544 人	299 人	318 人	333 人
そうさく教室	実施回数	28 回	26 回	32 回	28 回
	延べ参加者数	821 人	448 人	552 人	440 人

(注) 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施して実施

(注) かつしか区民大学講座数は、中止となった講座を除く

(注) そうさく教室は、親子そうさく教室及び幼児そうさく教室を含む

【出典】事業実績（生涯学習課）



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

②生涯にわたるスポーツ活動の推進

○日頃から運動やスポーツをしている区民の割合は、増加に転じてはいますが、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準には戻っていない状況です。今後もスポーツ施設の有効利用による場の整備、運動や体力づくりに寄与する環境整備など、運動やスポーツ実施率向上に向けた取組を進めていくことが必要です。

◆日頃から運動やスポーツをしている区民の割合

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)
区民の割合	(66.6%) 68.6%	(69.0%) 62.0%	(69.5%) 62.8%	(70.0%) 66.4%	(70.4%)

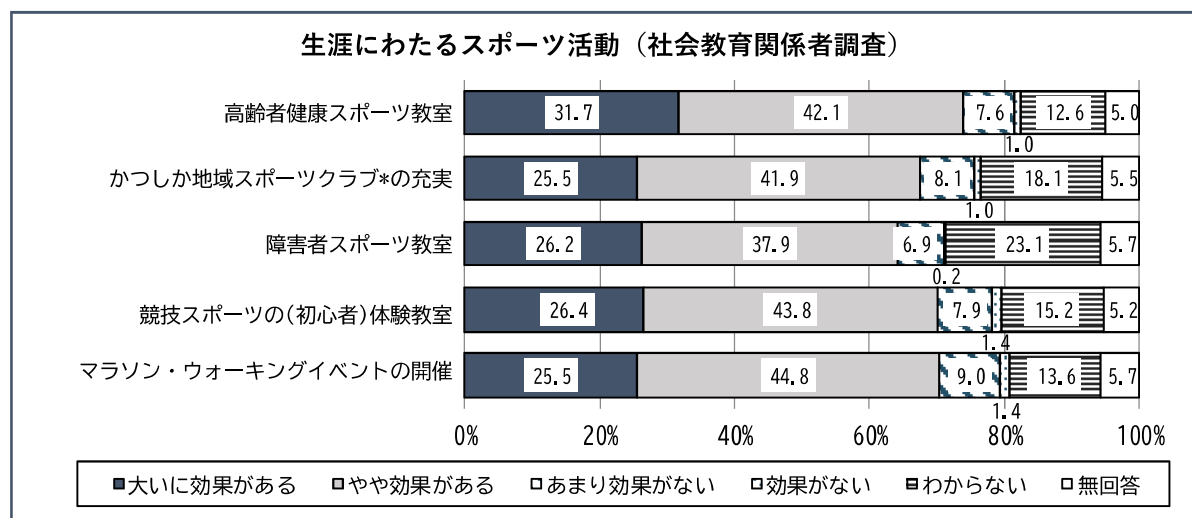
【出典】葛飾区「政策・施策マーケティング調査」

- 健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指した高齢者の健康づくりに向けて、高齢者が自主的・積極的に安心してスポーツを行うことができる環境づくりを進めていく必要があります。
- 障害者が自主的かつ積極的に安心してスポーツ活動に取り組めるよう、ボッチャ、フロアホッケー、トランポリン、水泳等、年間を通じて様々な障害者スポーツ教室を実施し、充実させていく必要があります。
- 一般社団法人葛飾区体育協会*と連携して、体育協会加盟団体が実施する競技人口を増やし、スポーツ実施率の向上に繋げる取組を行っていますが、加盟全競技団体が自主的に事業を実施できる体制となっていないことが課題です。また、「かつしかふれあいRUNフェスタ*」は、区民により身近なイベントとなるよう公道を利用したコース設定について、引き続き警察署をはじめ関係機関と協議を進めていく必要があります。

【区民健康スポーツ参加促進事業*】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
協働した団体	24 団体	18 団体	19 団体	25 団体
参加者	2,697 人	1,230 人	2,103 人	3,141 人

【出典】事業実績（生涯スポーツ課）



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

- 「かつしか地域スポーツクラブ*」の会員数は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少したことに加え、運営スタッフの人材が不足していることにより、プログラムを充実することが難しくなっています。令和4年度に増加傾向がみられるものの、今後も既存2拠点の発展と自立に向けた支援を進めるとともに、スポーツ指導員、スポーツボランティアの活用やスポーツ推進委員*の協力体制拡充を図ることが必要です。

【かつしか地域スポーツクラブ会員数（2クラブ合計）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会員数	1,299人	1,144人	1,109人	1,131人

※各年度3月31日時点

【出典】事業実績（生涯スポーツ課）

③学びと自立を支える課題解決型図書館*サービスの充実

- スマートフォン等の普及により、誰もが手軽にインターネットで調べ物ができるようになり、図書館のレファレンス*サービスを利用する件数が減少しています。パスファインダー（特定の資料を探す手引き）や、調べ物に関するイベント実施などを充実し、区民に図書館のレファレンスサービスをもっと利用されるような工夫が必要です。
- 「図書館利用カードの新規登録者数」については、目標を上回る登録がありました。

◆図書館利用カードの新規登録者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)
新規登録者数	(10,910人) 11,918人	(8,000人) 9,437人	(10,000人) 11,552人	(12,100人) 12,558人	(12,150人)

【出典】事業実績（中央図書館）

- 3～4か月児健診時に保健所等で読み聞かせを行いながら絵本を手渡す「ブックスタート事業*」、3歳児に図書館で絵本を手渡す「セカンドブック事業*」などの事業により、継続的に読書に親しむ機会を提供していますが、コロナ禍によりブックスタート事業が本を配付するだけにとどまっている状況です。本来の目的である「読み聞かせを通じた、子育て支援活動や読書普及活動」に結びつけるため、現在の本を手渡すブックスタート、セカンドブック事業に加えて、継続的に子どもたちへの読書支援を行うための取組の検討が必要です。

また、読書離れが年々進む若年層の読書普及啓発として、図書館利用率の向上に繋がるような工夫が必要です。

【ブックスタート事業、セカンドブック事業】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ブックスタート事業	配付冊数	3,123冊	1,731冊	1,870冊	3,208冊
	配付率	94.4%	51.0%	62.0%	104.4%
セカンドブック事業	配付冊数	2,141冊	2,201冊	2,069冊	1,925冊
	配付率	58.7%	63.5%	62.1%	-※

※実際に配付した年度で算出のため、対象年度経過後に配付された数も含んでいる。

※セカンドブックは2か年事業のため令和4年度実績は令和5年度終了後に過年度分を含めて算出する。

【出典】事業実績（中央図書館）

施策（２）学びの成果を地域で活かせるしくみづくり

①区民協働による学習・スポーツ活動の推進

- 「かつしか区民大学*」では、様々な経験やノウハウを持っている区内各種団体等や公募で募った区民運営委員会との協働による講座を展開しているため、区民協働による学習は進んでいると考えられます。
- 郷土と天文の博物館*では、天文、考古、歴史、民俗の各分野の博物館ボランティアが館職員と共に博物館事業を協働で活動していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止するなど活動が制限されました。今後の事業継続に当たっては、博物館ボランティアを郷土と天文の博物館におけるパートナーとして位置付け、事業を支えてもらうだけでなく、事業を通じて自己実現が図れるよう、積極的に働きかけながら協働を進めていくことが必要です。

◆博物館ボランティアの事業参加人数（延べ人数）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)
事業参加人数	(2,400人) 2,642人	(1,000人) 中止	(1,000人) 中止	(2,750人) 中止	(2,800人)

【出典】事業実績（生涯学習課）

- 「かつしか地域スポーツクラブ*」の総活動人数は、増加傾向にあり、地域スポーツ推進にクラブが成果を上げていると考えられます。また、地域に定着しつつあると考えられますが、クラブへの協力については消極的な傾向となっていることから、今後も地域活動やまちづくりを推進するためには、地域を支えるボランティア活動への関心を高める必要があります。

◆かつしか地域スポーツクラブ総活動人数（延べ人数）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)
活動数	(62,000人) 56,739人	(48,000人) 33,465人	(35,000人) 42,748人	(68,000人) 50,799人	(70,000人)

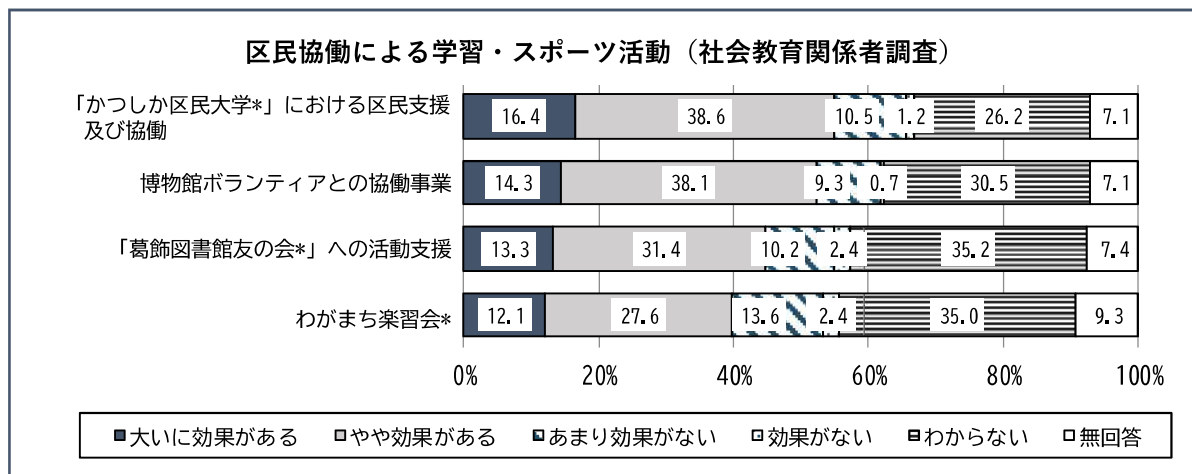
【出典】事業実績（生涯スポーツ課）

- 葛飾図書館友の会*は、友の会主催事業としてナイトシアター、CD・DVDコンサート等を行っており、これらの行事への参加者が、微増していることから、一定の成果を収めていると考えられます。

【「葛飾図書館友の会」への活動支援】

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
会員数	70人	71人	60人	58人
活動日数	78日	28日	26日	60日

【出典】事業実績（中央図書館）



【出典】 アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

②葛飾への愛着が深まる事業の推進

- 「わがまち楽習会」については、実施数の伸び悩みや事業の趣旨が分かりづらいとの指摘がありますが、積極的に地域に働きかけるなど、より身近な事業を展開することにより、徐々に浸透し地域課題の掘り起こしや区民力の向上に役立っています。

【わがまち楽習会】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施団体数	4団体	0	2団体	4団体

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止

【出典】 事業実績（生涯学習課）

- 「かつしか郷土かるた*」の普及・活用を図るため、小学校3年生の全児童を対象に「かつしか郷土かるた」を配付するとともに、小学校の郷土学習での活用支援を行っています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた「「かつしか郷土かるた」全区競技大会」が、令和4年度に4年ぶりに開催されました。これらの取組は、子どもたちの郷土愛の醸成に着実に寄与するとともに、子どもたちを介して地域の大人たちにも根付いてきていると考えられます。
- 「葛飾柴又の文化的景観*」の国の重要文化的景観としての選定は、予備調査から7年余りにわたって進めてきた取組が結実したと考えられます。今後も、多くの関係する方々と連携しながら、葛飾柴又の文化的景観整備計画に基づく、区民や地域内の事業者、重要な構成要素所有者が一体となった葛飾柴又の文化的景観の保存・活用の推進が必要です。
- 区内の文化財や歴史的に価値のあるものを巡って、由来や歴史などを文化財の所有者や学芸員が説明し、文化財に対する知識の向上と葛飾区への愛着を深める「文化財めぐり」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とするなどしましたが、情報紙「かつしかの文化財」については年4回発行し、区内の文化財について情報を発信しました。

【区内文化財の指定・登録数 令和4年度末現在】

	区指定・登録文化財	東京都指定文化財	国指定・登録文化財
区内文化財の指定・登録数	198件	13件	5件

【出典】事業実績（生涯学習課）

- 「キャプテン翼CUPかつしか*」、「かつしかふれあいRUNフェスタ*」など、下町情緒あふれるおもてなしにより、葛飾区の魅力を全国に発信するため、更に関係団体との連携を広げていくことが必要です。
- 地域の要請を受けて、区公認スポーツ指導員を派遣するコミュニティ健康体操など区民が身近な地域でスポーツに親しむための出前教室を開催してきました。今後も地域が求めるニーズに対応するため、スポーツ指導員の養成と活用を重点的に取り組む必要があります。
- 地域の貴重な資料の収集・充実に努めるとともに、「かつしかデジタルライブラリー*」について多くの人に利用されるよう、利用促進に努めました。

【かつしかデジタルライブラリー】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
デジタル資料数（書誌件数）	1,459件	1,459件	1,459件	1,822件

【出典】事業実績（中央図書館）

③地域の担い手の養成と支援

- 「かつしか区民大学*」の中でボランティア養成講座については、新たな分野での講座の展開による講座数の増により、人材育成の面で効果が上がっていると考えられます。一方で、受講者からは講座で得た知識を生かす場がないとの声も聞かれ、講座を通じて活躍できる場とのマッチングが課題です。
- スポーツ活動の必要性が求められている中、地域スポーツ活動の担い手は高齢化によって減少している傾向にあります。今後は、区民との協働による地域スポーツ活動を推進していく上で、地域に根付いた新たなボランティアを発掘・養成するとともに、活動の場を拡充していく必要があります。
- 図書館でのボランティア活動は新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に低下していますが、事業への需要には応えており、一定の成果を収めていると考えられます。しかし、図書館ボランティアの事業への参加数が減少していることが課題です。

【地域の担い手の養成と支援／事業実績】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ボランティア養成講座	講座数	18講座	10講座	13講座	19講座
	参加者	1,386人	485人	578人	782人
スポーツ指導員養成講習会	開催数	5回	5回	5回	5回
	参加者	95人	70人	83人	56人
スポーツボランティア講習会	開催数	2回	2回	2回	2回
	参加者	46人	31人	22人	39人
読み聞かせボランティア養成講座	開催数	10回	5回	1回	10回
	参加者	300人	87人	28人	215人
ブックスタート公開講演会	開催数	1回	1回	1回	1回
	参加者	27人	35人	29人	32人

【出典】事業実績（生涯学習課・生涯スポーツ課・中央図書館）

◆図書館ボランティアの事業参加人数（延べ人数）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)
事業参加人数	(1,615人) 1,890人	(720人) 531人	(600人) 606人	(1,950人) 1,823人	(1,970人)

【出典】事業実績（中央図書館）

施策（3）身近な所で学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり

①学びを促進する環境の整備

○郷土と天文の博物館*の入館者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度及び3年度は休館や事業の中止・延期、施設の利用制限等により減少が顕著でした。令和4年度は制限緩和による事業の段階的再開により回復傾向にあります。

◆郷土と天文の博物館の入館者数【再掲】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入館者数	53,036人	6,070人	20,102人	34,549人

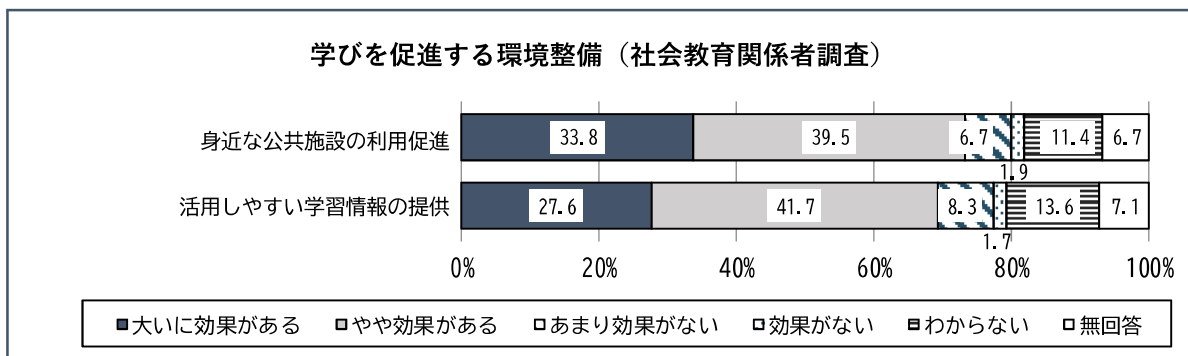
【出典】事業実績（生涯学習課）

○「学び交流まつり*」や「初心者体験講習会*」等の事業を、学び交流館の利用団体と協働で実施し、団体活動の活性化と、身近な公共施設の利用促進につなげました。今後は、区民大学の認知度向上や特に若い世代への周知を図り、より活用しやすい学習情報を提供できるよう取り組むことが必要と考えます。

◆区民による地域コミュニティ施設の生涯学習関連の利用件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)
利用件数	(88,000件) 89,991件	(50,000件) 35,689件	(36,000件) 77,798件	(91,500件) 64,303件	(92,000件)

【出典】事業実績（生涯学習課）



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

②魅力あるスポーツ施設の整備

○スポーツ施設の利用者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の利用制限等を行った令和2年度、3年度は減少しましたが、令和4年度はコロナ禍前に近い利用者数となりました。

◆スポーツ施設の利用者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)
利用者数	(349.0万人) 299.1万人	(278.9万人) 170.1万人	(171.3万人) 215.7万人	(342.5万人) 286.1万人	(344.7万人)

【出典】事業実績（生涯スポーツ課）

○スポーツ施設の改修に当たっては、安全で快適にスポーツに親しめる環境を整備するとともに、バリアフリー等の障害者スポーツに配慮した改修を進めていくことが必要と考えます。

③利便性の高い図書館の整備

○「利便性の高い図書館の整備」で効果があると思う社会教育関係者の割合は、「東京かつしか赤十字母子医療センター内図書館(にいじゅく地区図書館)の開設」が62.6%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「図書返却ポスト及び図書サービスカウンターの設置」が77.4%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「公衆無線LANの整備」が68.1%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）、「簡易返却機の導入」が74.1%（「大いに効果がある」と「やや効果がある」の合計）となっています。いずれの整備も概ね評価が高いことから、一定の役割を果たしていると考えられます。

【図書館の延べ来館者数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
図書館 延べ来館者数	2,640千人	1,754千人	1,950千人	2,186千人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施して実施
【出典】事業実績（中央図書館）

◆最近1年間に葛飾区内の図書サービスを利用したことのある区民の割合

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標)
区民の割合	(37.0%) 31.7%	(31.6%) 27.3%	(32.0%) 26.7%	(32.5%) 27.5%	(33.0%)

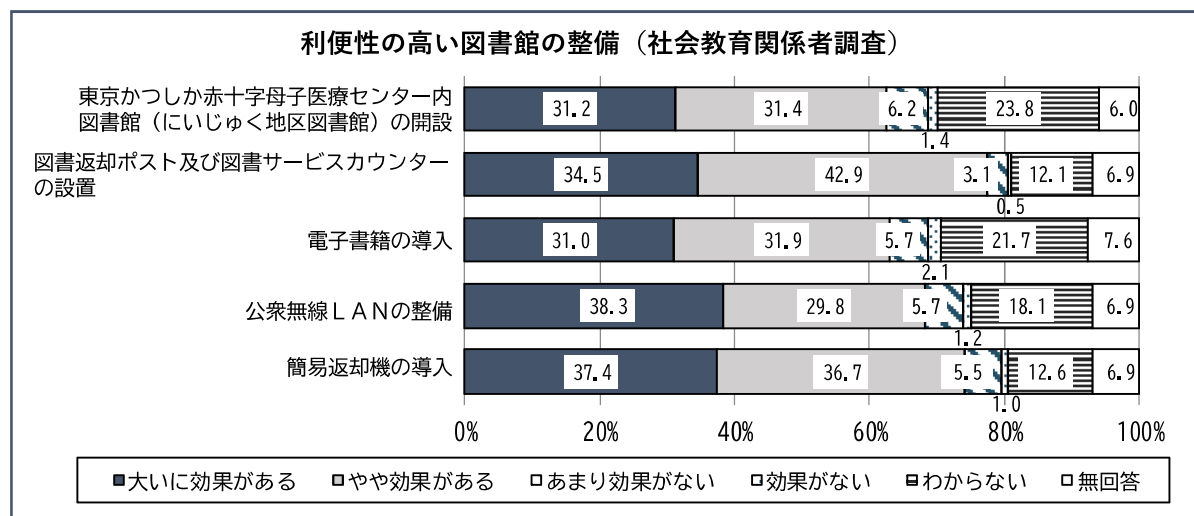
【出典】葛飾区「政策・施策マーケティング調査」

- 検索システムのスマートフォンへの対応やホームページにおける読書記録、お気に入り登録の機能を追加し、使いやすきの向上を図りました。
- 電子書籍の購入冊数を増やすとともに、図書館職員が各中学校に出向き、電子書籍利用案内と周知を行う中で図書館利用の啓発も行いました。
- 区民の利便性を向上し、どの世代の方も快適に図書館サービスを利用できるよう、ICT*の技術や機器の導入による環境整備を進めていく必要があります。

【電子書籍の購入冊数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電子書籍購入冊数	—	—	909冊	2,402冊

※電子書籍は令和3年度から導入
【出典】事業実績（中央図書館）



【出典】アンケート調査報告書(令和5(2023)年3月)

第 3 章

葛飾区が目指すこれからの教育

1 S D G s の目標（ゴール）の達成を目指す教育

○平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中で、令和 12（2030）年を期限とする「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」として、持続可能な世界を実現するための「17 の目標（ゴール）」（※次ページ参照）と 169 のターゲットが掲げられました。

○我が国では、平成 28（2016）年 5 月、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（S D G s）推進本部」が設置されるとともに、同年 12 月には同本部により「持続可能な開発目標（S D G s）実施指針」が決定されました。また、同指針の取組を具体化するために、「S D G s アクションプラン」が策定され、日本ならではの「S D G s モデル」を構築し、国際社会に展開することを目指しています。

教育については、S D G s の 17 の目標のうち、目標 4「質の高い教育をみんなに」を共通の目標とし、「すべての人に健康と福祉を」、「ジェンダー平等を実現しよう」、「パートナーシップで目標を達成しよう」を踏まえ、多様性の尊重、健康と福祉の推進、パートナーシップ（国際共生）などを進めることとしています。

○こうした中、全国の地方自治体、企業、地域団体等において、その達成に向けた取組が進められています。地方自治体の S D G s 達成に向けた取組は、持続可能な開発を通して自治体の活性化を促すことで、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指した地方創生の実現にも資するものと期待されています。

○本区では、S D G s の達成に向けて区の施策の総合的な推進を図るため、区長を本部長とする葛飾区 S D G s 推進本部を設置しています。この本部では、S D G s の達成に向けた取組の推進や、S D G s の普及・理解促進を図っています。これらの取組を更に推進することで、S D G s の達成を目指し、もって本区の持続可能な発展を実現するために「葛飾区 S D G s 推進計画」を策定しています。

○これを踏まえ、葛飾区教育委員会では、教育施策における各取組について、S D G s の「教育」をはじめとした、「保健」、「ジェンダー」、「実施手段」などの目標との関連性を示し、「誰一人取り残さない」という理念のもと、本区が目指す「持続可能な葛飾」の実現に貢献できるよう、一人一人の個性や特性を尊重した多様な学びを推進していきます。

持続可能な開発目標（SDGs）17のゴール



1 貧困

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



2 飢餓

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



3 保健

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



4 教育

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



5 ジェンダー

ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。



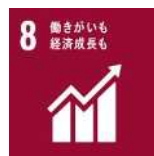
6 水・衛生

全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



7 エネルギー

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



8 経済成長と雇用

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



9 インフラ、産業化、イノベーション

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



10 不平等

各国内及び各国間の不平等を是正する。



11 持続可能な都市

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



12 持続可能な生産と消費

持続可能な生産消費形態を確保する。



13 気候変動

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



14 海洋資源

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



15 陸上資源

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



16 平和

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



17 実施手段

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

2 子どもたち一人一人を大切にした教育

- 児童の権利に関する条約は、平成元（1989）年に第44回国連総会において採択され、我が国は、平成2（1990）年にこの条約に署名し、平成6（1994）年に批准を行いました。
- この条約は、世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況を考慮し、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。条約においては、大きく4つの権利が定められており、発効を契機として、更に一層、児童・生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われることが求められています。
- それぞれの権利の中で、勉強したり遊んだりする機会を保障する「育つ権利」では、貧困の連鎖による教育機会の差の課題、また、暴力等から「守られる権利」においてははじめ対策など、わが国における社会問題への対応においても条約の精神にのっとり取り組むことが求められています。

【4つの権利】

- ◆ 生きる権利
- ◆ 育つ権利
- ◆ 守られる権利
- ◆ 参加する権利

【4つの原則】

- ◆ 生命、生存及び発達に対する権利
- ◆ 子どもの最善の利益
- ◆ 子どもの意見の尊重
- ◆ 差別の禁止

- また、わが国では、平成28年児童福祉法改正において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生活や心身の成長及び発達並びに自立等を等しく保障される権利を有することが示されました。さらに、令和5年4月には、子ども政策の中心となる「こども家庭庁」が創設されるとともに、国内初の子どもに関する基本法である「こども基本法」が施行されました。こども基本法においては、引き続き児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することが示されています。
- 加えて、令和4（2022）年12月に「生徒指導提要」が改訂され、「こどもの権利」についても初めて明記されるなど、児童生徒の自発的で主体的な学びや育ちを支援することが示されています。その中で、児童の権利に関する条約の4つの原則を理解することが求められています。
- 本区においては、令和5年10月に児童相談所・一時保護所を開設するとともに、子どもの権利を大切に守っていくことについての基本的な事項を定めた「葛飾区子どもの権利条例」を制定しました。
- 葛飾区教育委員会では、本条例が目指す「子どもの最善の利益が実現される『かつしか』」を実現するために、児童相談所をはじめとした各部署及び関係機関との連携を図りながら、子どもの健やかな成長を支えるための取組を進めていきます。

3 計画の目指すもの

かがやく未来をつくる力をはぐくむ
～ 共に学びあい 支えあうまち かつしか ～

「葛飾区教育大綱」及び「教育目標」を基本に、「SDGsの目標（ゴール）の達成を目指す教育」及び「子どもたち一人一人を大切にした教育」を踏まえた、本計画を貫く理念を目指す姿としてまとめました。

4 基本方針

葛飾区教育委員会は、以下の3つの「基本方針」に基づき施策を総合的に推進し、各種団体と協働しながら、葛飾区の教育の一層の振興、発展を実現します。

(1) 子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します

子どもたちが、自らの幸福はもとより、将来の変化を予測することが困難な時代の中、様々な課題解決を通じて、未来に向かって、持続可能な社会の維持・発展の担い手となれるよう、「生きる力」を培います。そのために、校長の適切なマネジメントによる組織的な学校運営のもと、教員が高い専門性を発揮することで、より質の高い学校教育を実現します。

また、幼稚園、保育園及び認定こども園から小学校、中学校、さらには高等学校までの連続した教育活動を推進します。

さらに、学校施設、設備、ICT*及び学校間連携・教員研修等を充実させ、葛飾区で学ぶことができよかつたと実感できる教育環境を整えます。

(2) 家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します

子どもの豊かな成長を促すために、家庭・地域・学校が連携を図りながら、柔軟に協力し合う環境づくりを進めます。

また、全ての教育の出発点である家庭教育について、各家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力向上のための支援を行っていきます。

(3) 生涯にわたる豊かな学びを支援します

区民が生涯にわたり、学習・文化・スポーツ活動に親しむとともに、区民同士が交流し絆を深めるための場と機会を充実します。

また、区民と協働して、学んだ成果を地域社会に生かす仕組みをつくり、学び合い、助け合い、高め合うコミュニティづくりを進めます。

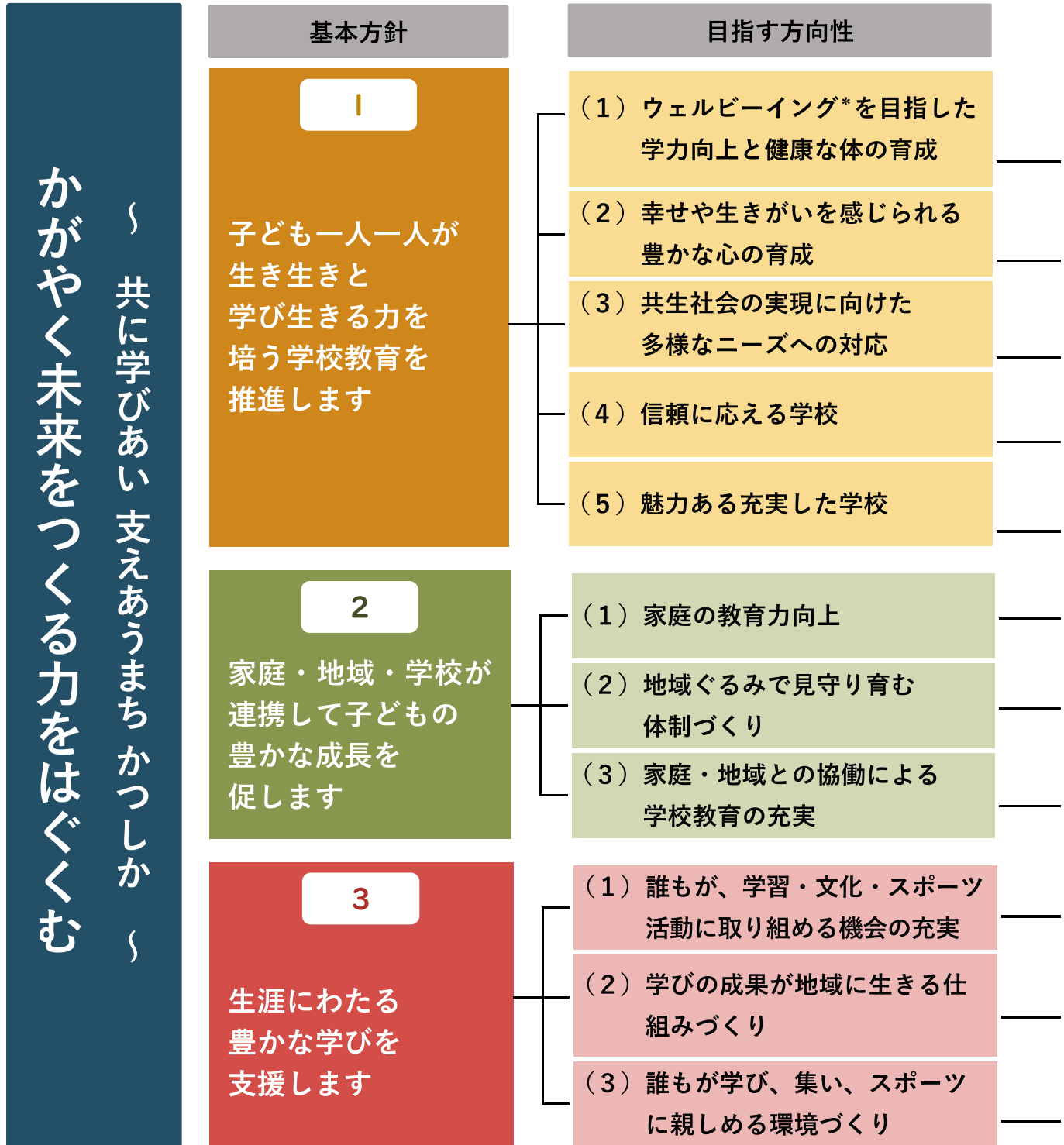
かがやく未来をつくる力をはぐくむ

～ 共に学びあい 支えあうまち かつしか ～



葛飾区教育振興基本計画体系

3つの基本方針ごとの「目指す方向性」と「施策」を体系的にまとめました。



施 策

- ① 個別最適化した学力向上に向けた取組の充実
- ② 生涯を健康に生きるための体力向上の取組
- ③ 主体性・協働性を育む教育の充実
- ④ グローバル人材の育成
- ⑤ 幼保小・小中・中高連携教育の充実

- ① 多様性を尊重する心の育成
- ② 豊かな感性と創造性の育成
- ③ 自己肯定感*の醸成

- ① 特別支援教育*の推進
- ② 不登校に係る支援の充実
- ③ 日本語指導の充実

- ① 支援を必要とする子どもの総合的支援の充実
- ② 連携・協働する学校づくり
- ③ 教員が能力を発揮できる環境づくり
- ④ 互いに高め合う教員集団の育成
- ⑤ 開かれた学校づくり

- ① 学習環境の充実
- ② 教育DX*を推進する環境整備
- ③ 学びの機会の充実

- ① 乳幼児期からの家庭教育の充実
- ② 地域や学校が家庭教育を支援する取組の推進

- ① 青少年育成支援の充実
- ② 学校施設等を活用した放課後支援の推進
- ③ 学校と連携する体制の整備

- ① 健康教育の推進
- ② 安全教育の充実
- ③ キャリア教育*の推進
- ④ 区立中学校部活動等の充実

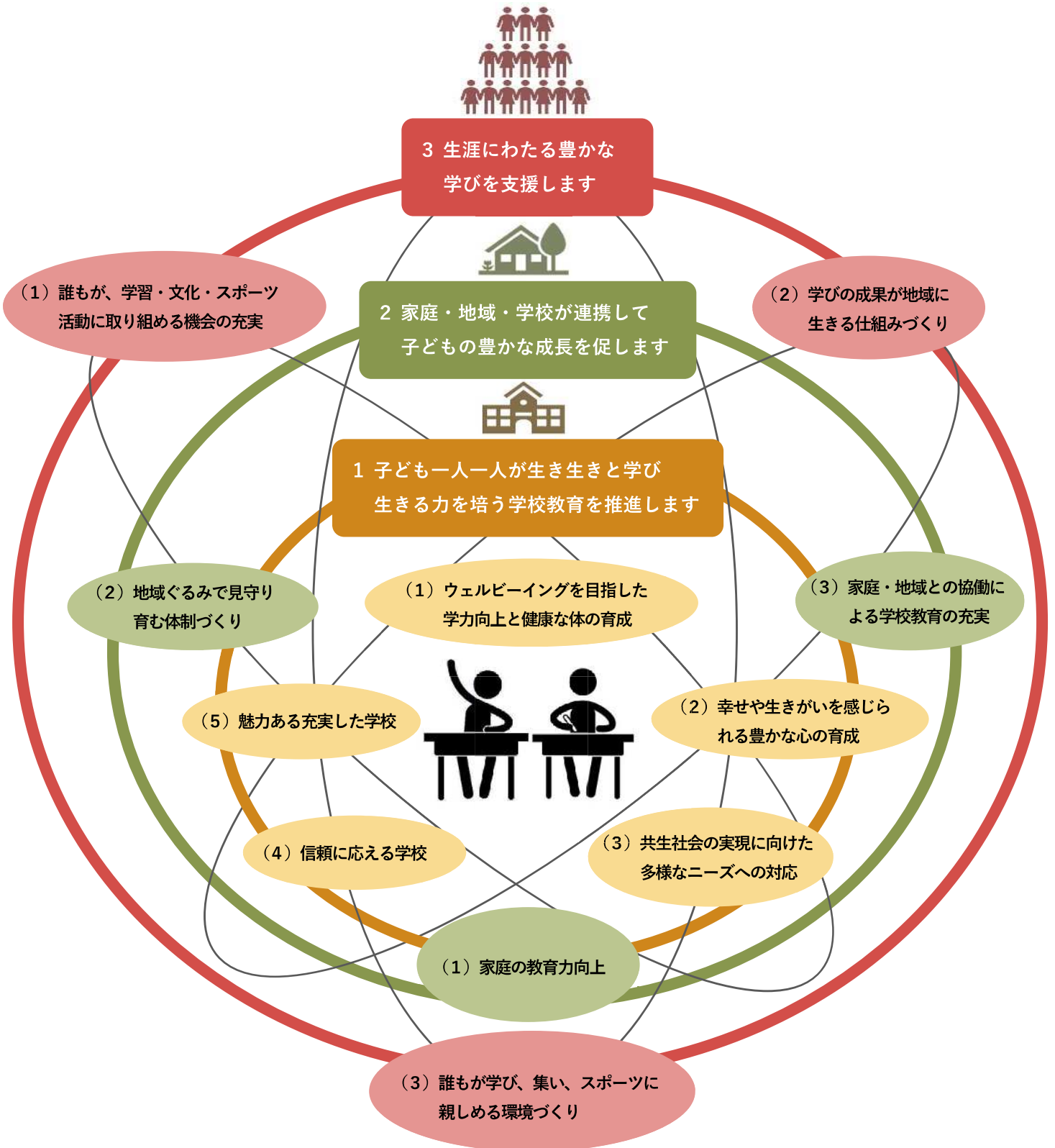
- ① 区民のニーズをとらえた学習機会の充実
- ② 生涯にわたるスポーツ活動の推進
- ③ 学びと自立を支える課題解決型図書館*サービスの充実

- ① 区民協働による学習・スポーツ活動の推進
- ② 葛飾への愛着が深まる事業の推進
- ③ 地域の担い手の養成と支援

- ① 学びを促進する環境の整備
- ② 魅力あるスポーツ施設の整備
- ③ スポーツをみせる環境の整備
- ④ 利便性の高い図書館の整備

各基本方針の目指す方向性及び施策の説明（68～94 ページ）では、各施策に関連する主なSDGsのゴールアイコンを示しています。

かがやく未来をつくる力をはぐくむ ～ 共に学びあい 支えあうまち かつしか ～



第4章

実現に向けた施策

1 子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します

目指す方向性（1）

ウェルビーイング*を目指した学力向上と健康な体の育成

校長を中心としたマネジメントの下、自校の学力の実態に即した学力向上プランを策定し、学校の主体的な学力向上に対する取組を充実します。学力向上に向けて、個別最適な学びと協働的な学びに向けた授業を充実するとともに、思考力、判断力、表現力等を育みます。また、体育の授業の充実、運動や外遊びを通じた体力の向上を図ります。これらの取組で、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられるウェルビーイングを目指します。

施策

①個別最適化した学力向上に向けた取組の充実



児童・生徒に確かな学力を育むために校長のリーダーシップの下、教員全員の共通理解に基づく学習指導により、子ども一人一人に応じた知識・技能の定着と、思考力、判断力、表現力等を育むことができる教育活動の充実を図ります。

主な事業等	概要
総合的な学力向上事業	校長が自校の実態に即して策定する「学力向上グランドデザイン*」に基づき、教員一人一人が「授業充実プラン*」を作成し、授業の充実を図ります。また、小学校における学習指導補助員の配置や、中学校における学習指導員の配置による学習センター*（学校図書館）を活用した自学自習の取組、区学力調査等の結果とタブレット端末とを連携させた子ども一人一人に応じたデジタル教材の活用等、学力向上の取組を総合的に進めます。
考える力を育てる教育	課題解決的な学びや探究する力を発揮するための取組、プログラミング教育*を行い、子どもの考える力を高めます。
東京理科大学との連携事業	東京理科大学と連携した取組や、科学教育センター（未来わくわく館）*での科学教室等により、理科好きな子どもを育てるとともに、葛飾みらい科学研究コンクール*など探究的な活動を実施します。また、理科支援員*を配置し、理科授業の充実を図ります。



②生涯を健康に生きるための体力向上の取組

子どもの体力の一層の向上のため、「かつしかっ子体力アッププログラム*」を実施し、各学校で子どもが運動する機会を増やします。また、体育の授業を充実させることで、体力の向上を図ります。さらに、学校の休み時間や放課後に「体を使った遊び」を奨励することで、運動好きの子どもを育成します。

主な事業等	概要
体力向上のための取組	各学校において、持久走や縄跳びなど、日常的に取り組むことができる運動や授業の中で継続して取り組むことができる「かつしかっ子体力アッププログラム」を実施します。また、小学1年生の体育の授業において、外部講師による運動する楽しさや喜びを実感できる「小学校体力向上プログラム」を実施します。さらに、中学校の保健体育の授業において、体を動かす楽しさや喜びを実感できる「中学校体力向上プログラム」を実施します。
体を使った遊びの奨励	学校の休み時間や放課後に、子どもたちが校庭等で体を動かす集団での遊びを奨励します。



③主体性・協働性を育む教育の充実

「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた授業改善を推進し、ICT*の活用及び子ども同士の協働や対話等を通して、自らの考えを広げ深める学習を充実します。

主な事業等	概要
葛飾教師の授業スタンダード*	区立小・中学校等の教師の授業の進め方の基本を示すことにより、子どもたちがどの教師でも学びやすくするとともに、授業改善を推進します。
ICTを活用した授業の推進	「主体的・対話的で深い学び」を進めるため、1人1台タブレット端末を学びの道具としてフル活用するとともに、大型提示装置等のICT機器や学習支援ソフトを効果的に活用した児童・生徒中心の授業の推進を図ります。
情報活用能力の育成	1人1台タブレット端末の活用によるICT機器の操作や情報収集等のスキルを身に付けることはもとより、情報モラル教育やプログラミング教育*等の充実を図り、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための情報活用能力の育成を図ります。

④グローバル人材の育成

これからのグローバル社会をたくましく生き抜くために、小学1年生から中学3年生までの9年間を通したカリキュラムにより、「英語によるコミュニケーション能力」を計画的に育成する等、英語教育の充実に取り組みます。

主な事業等	概要
義務教育9年間を通した英語教育	小学1年生からALTを配置し、義務教育9年間を通した「英語教育カリキュラム」を構築することで、生きた英語が習得できるように取り組みます。また、英語体験プログラムやオンライン交流、イングリッシュキャンプ*等を実施し、体験的に英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。

⑤幼保小・小中・中高連携教育の充実

幼児期から小学校、中学校、高等学校等へと円滑に接続できるように、相互に情報交換や合同研究等を実施できる仕組みを構築します。また、全ての学校において中学校区を中心とした小中連携教育を推進し、学力向上や健全育成などについて連続性を確保します。

主な事業等	概要
幼保小連携教育	「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」*を共有し、区内の公立・私立幼稚園、保育園、小学校の連携ブロックによる実践を推進することで、小学校への円滑な接続を行います。
小中連携教育	義務教育の9年間で学ぶ学習内容や人間関係などを段階的に身に付けることができるよう、学習方法や指導方法などを共有し取り組むことで、中学校への円滑な接続を行います。
中高連携教育	区内都立高等学校との協定に基づき、進学重点教室の実施や進路指導の充実を図ります。

目指す方向性（２） 幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育みます。また、全ての子どもの個性や能力を引き出し、最大限に伸ばす取組を進めます。

施策

①多様性を尊重する心の育成



全教育活動を通して、互いの人格や多様性を尊重し合い、偏見や差別、いじめを許さない人権感覚を身に付けた子どもの育成を図ります。また、各学校においては、家庭、地域とともに、子どもの道徳性を高める取組を推進します。

主な事業等	概要
道徳授業地区公開講座*	道徳科の授業を公開し、保護者や地域の方々に参加することで、学校、家庭及び地域が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、学校における道徳教育の充実を図ります。
人権教育	東京都の人権教育プログラム（学校教育編）*で示された内容を踏まえ、教員の人権意識を高め、学校における人権教育を推進するため、定期的な人権教育研修会を実施します。また、東京都が指定する「人権尊重教育推進校*」を拠点とし、人権尊重の理念を広く定着させます。
いじめ防止等への取組の推進	引き続き、教職員への「いじめ防止対策推進法*」及び「葛飾区いじめ防止対策推進条例」「葛飾区いじめ防止基本方針*」の認識の徹底を図るとともに、学校におけるいじめの未然防止、いじめの積極的な認知と、早期の組織的対応、関係機関等との連携強化を推進します。 児童・生徒が「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解し、いじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの解決に向けて主体的に行動する意識を醸成するため、道徳科をはじめ全教育活動を通じて指導の徹底を図ります。

②豊かな感性と創造性の育成

子どもたちが芸術文化と直接触れ合う体験活動を展開し、将来を担う子どもの豊かな感性と創造性を育成します。また、日常生活では味わえない自然体験や友達との共同生活を充実させ、学級・学校への所属感を育むとともに、集団生活を通して社会性や協調性を養います。

主な事業等	概要
宿泊行事	平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるよう、活動の充実を図ります。
文化的行事	音楽会や展覧会などの学校行事や音楽鑑賞教室などの連合行事において、平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を高めたり、文化や芸術に親しんだりできる行事の充実を図ります。
体育的行事	運動会・体育祭などの学校行事や陸上競技大会などの連合行事において、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資する行事の充実を図ります。

③自己肯定感*の醸成

学校の教育活動全体を通して、教員が子どもの活動を価値付けることで、子ども一人一人がかけがえのない存在であることを自覚し、自尊感情*や自己肯定感を醸成できるようにします。また、子ども同士の関わりの中でより良い生活や人間関係を築こうとする主体的・実践的な態度を育成します。

主な事業等	概要
学級集団づくりを通じた人間関係の構築	教員と子ども、子ども同士の温かい人間関係づくりのため、学級集団づくりを行います。
生命尊重教育	学校教育全体を通して、生命尊重教育を推進するとともに、東京かつしか赤十字母子医療センターと連携した授業を実施することにより、子ども一人一人が自他の生命を大切にする態度を育成します。
教育委員会表彰*	子どもたちの取組を積極的に表彰することで、自分のよさを肯定的に認める機会とし、自主的・実践的な態度を育てるとともに、自尊感情を高めていきます。

全ての子どもたちがその能力を最大限に発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、互いに高めあうことができるよう、一人一人の教育上のニーズに応える多様な学びの場の一層の充実・整備を進めます。

施策



①特別支援教育*の推進

一人一人の教育上のニーズを把握し、学校の支援・指導体制を整備するとともに、児童・生徒の状況に応じて、教育委員会と関係機関等とのより一層の連携・協力を進めるとともに全ての子どもが安心して教育を受けられるようにします。

主な事業等	概要
特別支援教育に係る環境の整備	<p>発達上の課題がある児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、在籍学級で有意義な学校生活を送れるよう、特別支援教室*の運営と指導の充実を図ります。</p> <p>また、知的障害特別支援学級*、自閉症*・情緒障害特別支援学級及び通級指導学級（言語障害学級、弱視学級、難聴学級）の運営と指導の充実を図ります。</p> <p>障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすことができるよう、交流及び共同学習の推進を図ります。</p>
配慮が必要な子どもへの適切な支援	<p>医療的ケア*を必要とする児童・生徒が、安心して学校で学ぶことができるよう、環境整備を行います。</p> <p>配慮が必要な児童・生徒の一人一人の状況に応じて合理的な支援を検討し、環境の整備を行います。</p>
特別支援教育における教員の専門性向上	<p>特別支援教育に関する専門性を高めるため、特別支援教育コーディネーター*、巡回指導教員*、特別支援教室専門員*、特別支援学級の教員に対する研修を実施します。</p> <p>障害特性の理解や、障害のある児童・生徒に配慮した学習環境の整備、指導方法の工夫を行うため、通常の学級の教員に対する研修を実施します。</p>

②不登校に係る支援の充実

魅力ある学校・学級づくりを推進するとともに、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、家庭と連携して一人一人の児童・生徒の将来に向けた社会的な自立を支援します。

主な事業等	概要
不登校児童・生徒への支援	<p>魅力ある学校・学級に向けた取組を推進するとともに、不登校児童・生徒に対する組織的な支援の充実を図ります。</p> <p>心理的な要因等により学校に登校できない状態にある児童・生徒に対する多様な学びを実現し、児童・生徒に必要な支援につなげられるような環境整備を行います。</p> <p>総合教育センター*に設置している「ふれあいスクール明石」（適応指導教室）や、学校内に設置している「校内適応教室」のほか、ICT*等を活用した学習支援の体制を整備します。</p>

③日本語指導の充実

日本語の習得が必要な児童・生徒に対する日本語指導の充実を図り、児童・生徒が早期に通常の教科についての学習理解や日本の生活習慣の習得ができるよう支援します。

主な事業等	概要
にほんごステップアップ教室*の運営	<p>来日直後等で、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒に対して日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を運営します。</p>
日本語学級の運営	<p>授業に必要な日本語を習得するための日本語学級を運営します。また、日本語学級と「にほんごステップアップ教室」の連携をより一層進め、切れ目のない日本語指導を行うとともに、教員の日本語指導に関する専門性の向上を図ります。</p>
日本語通訳派遣	<p>日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣します。</p>

目指す方向性（４） 信頼に応える学校

子どもや保護者への相談体制の充実を図り、適切な支援を行います。また、学校の教育活動において「葛飾教育の日*」等での学校公開の充実を図るとともに、教職員の指導体制の充実を図ります。さらに、教員研修の充実、学校評価*や学校ホームページの活用などを通して、区民の信頼に応える学校づくりを進めます。

施策

①支援を必要とする子どもの総合的支援の充実



心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等を活用したチーム学校*による学校の教育相談体制の充実を図り、支援を必要とする様々な困難を抱える児童・生徒等の早期発見・支援を行います。また、様々な課題の中にある子どもを支援するため、関係機関等との連携の充実を図ります。

主な事業等	概要
スクールカウンセラーの配置	不安や悩みを抱える児童・生徒や子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者への支援を行います。
スクールソーシャルワーカーの派遣	様々な困難を抱える児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークを活用する等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図るスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校とともに児童・生徒の支援を行います。
関係機関等との連携	児童・生徒が抱える多様化・複雑化した課題に適切に対応するため、状況に応じて学校と教育委員会、児童相談所、警察署など、関係機関との連携の充実を図ります。

②連携・協働する学校づくり



学校が組織的に教育環境づくりを推進し、学校教育の活性化を図ります。また、教員が相互に学び合うことで資質・能力の向上を目指します。

主な事業等	概要
チーム学校	校長を中心に教職員が連携し、より充実した教育環境づくりを図るとともに、質の高い子どもとのかかわりを確保するため教員一人一人の働き方を見直します。
OJT*による教員の育成	OJTを組織的に取り組むことで、教員が相互に学び合い、学校が一体となって、教員一人一人の能力の伸長を目指します。

③互いに高め合う教員集団の育成

教員の研修を組織的・計画的に学校に位置付け、相互の授業観察や授業研究を通して、「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた授業づくりを進めていきます。

また、各学校において授業の実践的な研究が進み、教員の授業力の向上が図られるよう教育研究指定校の研究発表会において授業公開を行うことにより、互いに授業力が高められる教員集団を育成します。

主な事業等	概要
校内研究、校内研修	全ての学校・園において、研究主任を中心として、研究や研修を推進するとともに、区全体での授業力の向上及び「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた授業改善を図ります。
葛飾区立幼稚園・小・中学校教育研究会*	「葛飾区立幼稚園・小・中学校教育研究会」がより連携して活動することにより、区全体の教科等に関する専門性の向上を図ります。
教育研究奨励事業*	各学校の教育課題に対応した研究を推進するとともに、「教育研究指定校」は研究発表において、全学級が授業を公開するとともに、多くの教員で学びあうことで、研究成果を区内全校に共有します。

④教員が能力を発揮できる環境づくり

全ての教員がその職としての特性や個々のキャリアステージに合わせて資質・能力を向上できるよう、様々な教育課題や教科等の専門性を高める研修や研究活動を充実させます。また、指導の実績や指導力のある教員を表彰することにより、優秀な教員を育成します。さらに、教員が心身ともに健康で教育活動に専念できるよう、校務事務の情報化を推進していきます。

主な事業等	概要
葛飾教師塾*	授業力があり、将来を期待されている教員を対象に、区の教育課題解決に向けた共同研究及び研究成果報告を行い、区立学校における指導力の向上に生かします
優秀な教員表彰	学校の組織力の向上や授業力の向上などに貢献した教員を表彰することにより、積極的に学校運営に参画する意識の高揚や一層の指導力の向上を図ります。
キャリアステージに合った教員研修	教員の資質・能力やキャリアステージに合った教員研修を充実させ、専門性の高い教員の育成を図ります。
教員の働き方改革*の推進	教員が子どもと向き合う時間を確保するため、校務事務の情報化を進め、教員の多忙化の解消に取り組みます。

⑤開かれた学校づくり

「葛飾教育の日*」での授業公開をはじめ、様々な学校行事など、学校の教育活動を家庭や地域へ積極的に発信し、開かれた学校づくりを推進します。また、学校評価*の充実を図るとともに、学校教育に関わる要望やご意見を学校運営に反映できる、信頼される学校づくりを進めます。

主な事業等	概要
葛飾教育の日	「葛飾教育の日」を実施することで、学校の教育活動や教育委員会での取組を家庭や地域に積極的に発信します。
学校評価	第三者評価*、学校関係者評価、学校教育アンケート、児童・生徒授業評価を積極的に行い、教育実践の充実を図ります。

目指す方向性（５） 魅力ある充実した学校

子どもが地域で安全・安心に、楽しく学校生活を送ることができるよう、教育環境を充実し、学校での教育活動をより活発で効果的なものにします。

また、地域の防災拠点でもある学校の改築を計画的に推進します。改築に当たっては、地域とともにある学校としてふさわしい機能を、地域の方々と協議しながら整備していきます。

施策

①学習環境の充実



子どもたちが安全で良好な環境で過ごすことができるよう、学校改築や改修を進めます。改築に当たっては、学習環境を整備することはもとより、地域の学習等や防災拠点としての機能を強化します。また、既存の学校施設についても、建物を将来にわたって長く安全に使い続けるとともに、多様な学習内容、学習形態に対応するため、保全工事や長寿命化改修を進めます。また、区立学校の設置者として、必要栄養量を満たした学校給食を無償で提供し、児童・生徒の健全な発達を促します。

主な事業等	概要
学校施設の改築	学校の適正規模や改築の必要性などを考慮しながら学校改築を進めます。
学校施設のバリアフリー化推進事業	誰もが安心して学校生活を送ることができるよう、施設・設備のバリアフリー化を進めます。
学校給食費の完全無償化	学校給食費を全額補助することにより、児童・生徒の健全な発達を促すとともに保護者負担の軽減を図ります。

②教育DX*を推進する環境整備



子どもたちの学び方や教員の働き方の変革を図るため、教育DX推進に向けたICT*環境の整備に取り組んでいきます。

主な事業等	概要
ICT環境の充実	教育DXの推進に向けて、葛飾区学校教育情報化推進計画に基づき、次期学校教育総合システム*のリプレイスや1人1台タブレット端末の更改等、ICT環境の充実に取り組んでいきます。

③学びの機会の充実

学び続ける子どもを育成するために、放課後や長期休業中に、学習センター*（学校図書館）などを有効に活用し、子どもの学習機会を確保します。また、全ての区立小・中学校に学校司書*を配置することにより、授業等における活用や読書活動の充実を図ります。

主な事業等	概要
学習センター（学校図書館）の活用	放課後や長期休業中に、学習センター（学校図書館）を開館し、子どもたちが自学自習できる学習環境づくりを行います。
学校司書の配置	学校司書を配置することにより、いつでも学習センター（学校図書館）を活用できるようにするとともに、主体的な学習活動や読書活動を充実させます。
学習支援事業（基礎学力定着講座）*	福祉部が全区立中学校において実施している放課後や長期休業中等に基礎学力の向上と学習意欲の向上を支援する、基礎学力定着講座について、連携して取り組みます。

2 家庭・地域・学校が連携して 子どもの豊かな成長を促します

目指す方向性（1） 家庭の教育力向上

基本的な生活習慣や基礎的な社会ルールを身に付ける学びの出発点である家庭の教育力向上を支援することで、子どもの人格形成・健全な成長を促していきます。

施策

①乳幼児期からの家庭教育の充実



子育て中の家庭に対して、よりよく生きていくための礎となる生活習慣や基礎的な社会ルールなどを乳幼児期に身に付けることの大切さや必要性などの理解を深めるための啓発を進めます。また、親が親として育つための学びの場を提供するなどの支援を行います。

主な事業等	概要
早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー*の作成及び配付	「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー」を区立小学校の全児童及び4・5歳児の保護者に配付することなどにより、「早寝・早起き、朝ごはん」の大切さを啓発するとともに、朝食の摂取状況や就寝時刻のチェックを通して基本的な生活習慣の定着を図ります。
かつしか家庭教育のすすめ*の作成及び配付	「かつしか家庭教育のすすめ」を区内の幼稚園、保育園、認証保育所等に在籍している5歳児の保護者及び「家庭教育講座」の参加者等に配付することなどにより、基礎的な社会ルールや家庭教育の大切さを啓発します。
家庭教育講座	元小学校長やスクールカウンセラー*を講師とした「家庭教育講座（小学校ってこんなところ教室）*」を開催することにより、保護者及び入学前の幼児の不安を軽減します。
家庭教育応援制度*	乳幼児や小・中学生の保護者組織等が、保護者に対して子育てや家庭教育など子どもの育成に関する学習会を開催する際に講師を派遣し、その講師謝礼を助成します。

②地域や学校が家庭教育を支援する取組の推進



子育てに関して様々な悩みを抱える保護者に対して、きめ細かく対応するためには、スクールカウンセラーの相談体制を整備します。

主な事業等	概要
スクールカウンセラーによる相談体制	子育てに悩む保護者に対応するため、スクールカウンセラーを配置するとともに、相談体制を整備し、学校におけるカウンセリング機能を充実させます。

目指す方向性（２） 地域ぐるみで見守り育む体制づくり

家庭・地域・学校が連携することで、子どもの多様な体験や世代間を超えた交流を経験させ、地域に愛着や誇りをもてるよう、社会全体で子どもの成長や自立を支援します。

施策

①青少年育成支援の充実



地域の人々や学校、関係機関との協働による青少年の地域活動への参画の促進、体験活動の機会の提供など、青少年育成のための取組に対する支援の充実を図ります。

主な事業等	概要
青少年育成地区委員会支援	青少年育成地区委員会の運営及び地区組織活動を推進するため、地区委員会に対して補助金を交付します。また、「地区委員研修会」、「少年の主張大会*」、「かつしか郷土かるた*全区競技大会」、「地区ロードレース大会*」や、他団体と協働して実施している「子どもを犯罪から守るまちづくり活動*」などの地区委員会活動について、地域の実情に即した支援を行います。
青少年委員活動支援	青少年委員の活動が効果的に行われるように、毎月1回の定例会（研修会）や委員会内部に設置した8つのブロック会と5つの専門部の委員活動を支援します。
子ども会育成会活動支援	ジュニア・リーダークラブ*会員数を維持するとともに、「ジュニア・リーダー講習会*」、「子どもまつり」、「かつしか少年キャンプ*」といった、区と子ども会育成会連合会*との共催事業の開催、子ども会の意義や加入のメリットの周知など、子ども会員数の減少に歯止めをかけるような取組を支援します。



②学校施設等を活用した放課後支援の推進

校内又は近隣への学童保育クラブの整備及び「わくわくチャレンジ広場*」の学年拡大等に取り組み、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境整備を進めます。

主な事業等	概要
放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）	様々な世代の地域人材の参画による事業の運営体制構築と継続していくための仕組みづくりを進め、対象学年、実施日時の拡大及び多様な体験・活動の充実を図ります。
学童保育クラブの設置	放課後、学童保育クラブまで安全・安心に通所できるよう、学校敷地内や学校近隣の適切な場所への設置を推進していきます。

③学校と連携する体制の整備

学校の求めに応じ様々な知識や経験をもつ地域住民が児童・生徒と触れ合うことで、児童・生徒の学びを深めるとともに、コミュニケーション能力や社会性を育むための仕組みを構築し、地域全体の教育力の向上と学校を核とした地域コミュニティの形成を図ります。また、そこで活動する地域人材が参画しやすい環境を整え、新たな担い手の発掘に努めます。

主な事業等	概要
学校地域応援団* 活動支援	地域コーディネーターの支援や地域の方々が気軽に学校の支援活動に参加できる環境づくりなど、各校に設置された学校地域応援団の活動を支援します。
PTA活動支援	学校を拠点に子どもの育成と家庭教育支援に関わるPTA団体の活動支援と、学びの機会の提供を行い、学校と家庭が連携した地域ぐるみの活動を支援します。
学校運営協議会* の設置	「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校と地域・家庭が連携・協働する体制を構築するため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を進めます。

目指す方向性（3） 家庭・地域との協働による学校教育の充実

望ましい食習慣の形成や健康教育、キャリア教育*や交通安全、災害時の安全教育等について、積極的に家庭・地域と学校が協働することにより、学校教育の充実を図ります。

施 策

①健康教育の推進



学校における保健学習や保健指導を充実するとともに、学校医や健康部などの関係機関とも連携を図りながら、学校保健委員会*を更に充実し、子どもたちの健康上の課題の解決を図っていきます。また、東京聖栄大学と連携・協力し、各学校における食育を推進するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、食に関する活動を実施します。

主な事業等	概要
喫煙防止教育*	喫煙が健康に与える影響等を子どもが正しく理解できるよう、健康部と連携した喫煙防止教育を小学校段階から実施します。
薬物乱用防止教室*	薬物乱用の有害性や危険性を子どもが正しく理解できるよう、健康部や警察等と連携して薬物乱用防止教室を実施します。
がん教育*	がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識がもてるよう、日本医科大学付属病院（がん教育地域拠点病院）と連携してがん教育*に関する授業を実施します。
食育リーダー*研修会	小・中学校の食育リーダーの資質向上を図るため、講演会と各学校の取組について情報交換を行い、学校における食育の推進を図ります。
東京聖栄大学との連携事業	東京聖栄大学と連携し、教員研修を実施するとともに、子どもの食に対する関心を高める取組を実施します。

②安全教育の充実

子どもが日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、「危険を予測し回避する能力」や、「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を身に付けるため、地域の理解・協力を得て、学校における安全教育を充実していきます。

主な事業等	概要
セーフティ教室*	警察署等の関係機関と連携して、子どもたちに非行防止や犯罪被害にあわないための指導を行う「セーフティ教室」を実施します。
交通安全教室	子どもたちが交通ルールを学ぶとともに、身近な交通環境における様々な危険に気付き、安全に行動できるよう、警察署等と連携して交通安全教室を実施します。
避難訓練	火災や地震の発生、不審者の侵入などを想定した実践的な避難訓練を定期的実施し、子どもたちの防災意識や安全対応能力を高めます。

③キャリア教育*の推進

子ども一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、自己肯定感*を育み、社会への貢献意識や職業意識の向上を図ります。また、他者との関わりの中で様々な役割を担いながら、自分らしい生き方が見出せるよう、小学校から継続したキャリア教育を推進します。

主な事業等	概要
進路指導主任研修会	定期的な研修会を開催することで、進路指導に関する指導方法や取組方法などについて研修し、学校におけるキャリア教育の充実を図ります。
キャリア・パスポート*の活用	子どもが教育活動を記録・蓄積することにより、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行います。
中学生職場体験*事業	全ての中学2年生に5日間程度の「職場体験」を実施することで、自立や社会参加を促し、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成します。

④区立中学校部活動等の充実

学校部活動について、生徒の豊かなスポーツ・文化活動の機会を確保するため、中学校部活動顧問指導員及び中学校部活動地域指導者を配置する地域連携を引き続き実施するとともに、地域のスポーツ・文化芸術団体等への移行を図ります。

主な事業等	概要
中学校部活動顧問指導員等の配置及び部活動の地域移行	中学校の部活動指導に当たる教員の減少や異動による部活動の休部又は廃部を防ぐため、学校と連携を図りながら中学校部活動顧問指導員及び中学校部活動地域指導者の人材確保に努めます。また、関係団体で構成する協議会を設置し、ご意見を伺いながら検討を進め、地域連携・地域移行を推進します。

3 生涯にわたる豊かな学びを支援します

目指す方向性（1）

誰もが学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実

全ての区民が、学習・文化・スポーツ活動を通して、豊かな人生を送るための支援をします。そのために、区民の誰もが自分にあった形で主体的に学習・文化やスポーツに参加できるよう、機会の充実を図ります。

施策

①区民のニーズをとらえた学習機会の充実



区民のライフステージに応じた学びのニーズや、現代社会を生きていく上で必要な課題を捉えた学習機会を提供し、区民一人一人が充実した人生を主体的に生きるための学習・文化活動を支援します。また、区民の学びが地域活動やボランティア活動に結び付き、地域活動を通して更に学びが深まる「学びの循環」が地域社会に生まれるよう、多様な方法で区民の生涯学習活動を支援します。

主な事業等	概要
「かつしか区民大学*」での多様な学びによる自己実現	新たな受講者層の発掘や、継続して受講する方々を増やすため、新たな分野や継続して学びやすい仕組みづくりを検討するとともに、より区民のニーズや課題を捉えた学習機会の充実に努めます。また、幅広い世代がかつしか区民大学を認知できるよう、各種SNSから近日開催する講座や公式note掲載記事の紹介などPRの充実を図ります。
郷土と天文の博物館*における各種講座、展示	歴史や民俗などの様々なテーマで、展示事業や体験型の講座などを実施します。また、機能的で活用しやすくリニューアルしたプラネタリウムと天文展示室で、最新の情報提供や様々な事業を展開していきます。
障害者への学習機会の提供	学習の場に出かけることが困難な状況にある区民のための学習支援事業や、知的障害者のためのレクリエーション活動や仲間づくりの場など、誰もが主体的に学習に参加できる機会の充実を図ります。
文化・芸術活動の機会の提供	様々な文化団体の発表の場である「葛飾区民総合芸術祭典」、「合唱祭」、「葛飾区民文化祭」、「学び交流まつり*」、子どもが音楽・演劇や美術に取り組む「NPOとの協働による文化芸術教室」や「そうさく教室」など、誰もが生涯にわたって文化・芸術活動に参加できる機会の充実を図ります。

②生涯にわたるスポーツ活動の推進

「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」、身近な地域で興味や目的などに応じて、自分にあった形で定期的・継続的にスポーツに親しむ機会を充実するために、「かつしか地域スポーツクラブ*」をはじめ、スポーツ推進委員*や一般社団法人葛飾体育協会等と連携して生涯にわたるスポーツ活動を推進します。

主な事業等	概要
高齢者の健康づくりの推進	<p>健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、高齢者が自主的・積極的に安心してスポーツを行うことができる環境づくりを推進します。</p> <p>運動を始めるきっかけや継続するための動機付けとしてスポーツ推進委員協議会を運営主体とした体力テスト測定会を実施するとともに、葛飾区の推奨スポーツである「グラウンド・ゴルフ」、「バウンドテニス」、「ダーツ」だけでなく、高齢者が各世代の方と一緒に楽しむことができるレクリエーションスポーツを普及促進します。</p>
障害者スポーツの推進	<p>障害者が自主的かつ積極的に安心してスポーツ活動に取り組めるように、ボッチャやフロアホッケー、トランポリン、水泳などを定期的に体験できる障害者向けのスポーツ教室を実施します。今後も、様々なスポーツを定期的に楽しめる場の提供をしていきます。</p>
区民健康スポーツ参加促進事業*	<p>区民のスポーツ実施率を向上するため、一般社団法人葛飾区体育協会*と協働して、体育協会加盟41団体が実施するスポーツ体験教室や大会、指導員養成等について支援します。</p>
かつしかふれあいRUNフェスタ*大会	<p>荒川河川敷管理用通路を使用して実施していますが、今後、一部公道を使用したコースで実施するなど区民により身近なスポーツイベントとして開催していきます。</p>
かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備	<p>区民が「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」自分にあったスタイルでスポーツや文化活動に参加できる環境づくりを推進するために、地域住民の主導により運営する、NPO法人こやのエンジョイくらぶ、一般社団法人オール水元スポーツクラブの自主自立に向けた支援を行います。</p>
オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー*の継承	<p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催後のレガシーとして、スポーツ活動やスポーツボランティアとしての参加機会の提供など、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」活動へ繋げる取組を推進します。</p>

③学びと自立を支える課題解決型図書館*サービスの充実

区民が必要とするビジネス・法律・医療健康など生活に関わりの深い情報を収集し、レファレンス*やビジネス支援等のサービスを強化することで、「課題解決型図書館」を目指します。

また、乳幼児をはじめ、児童・生徒の年齢に沿った読書活動を推進し、子どもが読書に親しむ機会の充実を図ります。

主な事業等	概要
レファレンスサービス	図書館利用者が求める資料、必要な情報にたどり着けるよう、幅広く調査や検索サポートを行う、レファレンスサービスの強化を図ります。
ビジネス支援サービス	仕事に役立つ資料の収集や最新のビジネス情報の提供、セミナー、相談会等を実施し、働く世代の課題解決支援の充実を図ります。
読書の機会の提供 (おはなし会等)	子どもたちに読書に親しみ楽しんでもらうため、乳幼児向けに「わらべうた」、絵本に親しむ「おひぎにだっこのおはなし会」及び「読み聞かせ」を継続して実施します。また、プレママ、プレパパには、親子で絵本を楽しむ喜びや絵本の選び方を伝える機会を提供します。
ブックスタート事業*、セカンドブック事業*	<p>「ブックスタート事業」では、保健所・保健センター等で実施する3～4か月児健診時に、絵本の入った「ブックスタートパック」を配付し、ボランティアとの協働により読み聞かせを行います。</p> <p>「セカンドブック事業」では、「3歳児健診のお知らせ」に「セカンドブック引換券」を同封し、その引換券を図書館に持参した方に、3歳児向け絵本1冊とリーフレットを手渡します。</p>
かつしかっ子ブック事業	小学1年生に、教育委員会が薦める図書リストから、希望の本を選んでもらい、学校等を通して配付します。また、中学1年生を対象に、葛飾区立図書館蔵書の電子書籍が閲覧できるよう、全ての生徒に電子書籍閲覧用IDを配付します。

目指す方向性（２） 学びの成果が地域に生きる仕組みづくり

区民・団体・区との協働による学習・文化・スポーツ活動を推進し、地域への関心を高める機会の充実を図ります。

また、地域を支える人材を育成するとともに、学習で得た知識や技術が、暮らしや地域活動、まちづくりに生きる仕組みをつくりまします。

施 策

①区民協働による学習・スポーツ活動の推進



区民同士が協働して学習・文化・スポーツ活動に取り組む機会の充実を図ります。区民運営委員会が企画する「かつしか区民大学*」の講座や、地域の人々が運営する「かつしか地域スポーツクラブ*」、図書館を育て共に学ぶ「葛飾図書館友の会*」の活動など、生涯にわたる学習に区民が積極的に参画し、自らのアイデアを形にする取組を拡充します。

主な事業等	概要
「かつしか区民大学」における区民支援及び協働	区民の参画、協働による運営を進めるため、区民運営委員会企画講座の実施を支援します。また、区内各種団体との連携講座にも取り組み、「かつしか区民大学」の中で区民協働による講座開催を充実させます。
博物館における協働事業の充実	天文、考古、民俗の各分野の博物館ボランティアが学芸員とは違う「区民目線」で事業に関わり、博物館職員とともに博物館事業を協働で実施します。
かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備【再掲】	区民が「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」自分にあったスタイルでスポーツや文化活動に参加できる環境づくりを推進するために、地域住民の主導により運営する、NPO法人こやのエンジョイくらぶ、一般社団法人オール水元スポーツクラブの自主自立に向けた支援を行います。
「葛飾図書館友の会」への活動支援	「友の会ウイーク」などの自主的なイベントや各種ボランティア活動を行っている「葛飾図書館友の会」に対し、広報や講演会等の支援を行い、図書館との協働事業をより充実させます。

②葛飾への愛着が深まる事業の推進



地域を知り、関心を高め、ふるさと葛飾への愛着が深まる事業を推進します。
また、学びやスポーツを通じた区民同士のつながりや絆が、まちづくりや地域活動に生かされるようにします。

主な事業等	概要
わがまち楽習会*	地域団体などの会合の機会を捉えて事業を周知するとともに、区ホームページで事業の告知や成果報告を掲載したり、協働事例をPRするなど広報活動を強化し、より多くの区民が地域で絆を深めながら学び合えるよう支援します。また、「かつしか区民大学*」受講者やボランティア団体、NPO団体などとの連携・協働を進めます。
「かつしか郷土かるた*」の普及	小学3年生全児童への「かつしか郷土かるた」の配付や、札の詠まれた内容等を紹介した教員用解説書や競技ルールを紹介したスライド・動画を配付するなど、学校の郷土学習での活用支援を行います。また、青少年育成地区委員会と連携・協働し、全19地区から代表を選出する仕組みや体制を整えるとともに、全区競技大会を継続的に開催していきます。さらに、原画展の開催などPR活動を行います。
文化財の保存及び活用	区が指定・登録している文化財の保存と活用が適切に行われるよう、その所有者や保持者に助言するとともに、記録の作成や伝承者の養成を図ります。また、各地区の文化財保護推進委員*との協働による「文化財めぐり」の実施や情報誌「かつしかの文化財」の発行などを通して、区内の文化財を周知するとともに、地域の身近な存在として意識してもらえるよう取り組んでいきます。 また、指定・登録文化財以外の地域で文化的資源として守り伝えられているものを「地域文化遺産」として認定する制度の運用を進めていきます。
葛飾柴又の文化的景観*の保存及び活用	国の重要文化的景観に選定された葛飾柴又の文化的景観を守り、次の時代に発展的に引き継いでいくため、地域の代表や学識経験者からなる葛飾柴又の文化的景観保存・活用推進委員会での議論を重ねながら、また、区の関連部署と協力し、葛飾柴又の文化的景観整備計画を着実に推進していきます。
かつしかデジタルライブラリー*	地域の貴重資料の適切な保存、地域資料や情報の閲覧機会の充実のため、「かつしかデジタルライブラリー」のコンテンツの充実を図ります。

③地域の担い手の養成と支援

様々な分野のボランティアやリーダーの養成、団体への支援を通して、地域を支える人づくりを進めます。

また、次代の担い手の発掘・育成にも力を入れていきます。

主な事業等	概要
「かつしか区民大学*」による豊かな地域社会をつくる人材の育成	様々な分野のボランティア養成講座を開催するとともに、団体との連携講座を通じてボランティア団体及び個人の活動を支援します。また、講座自体が活躍の場を探す受講者と、知識を生かせる機会がマッチングできる場になることを目指します。
団体・サークル支援講座	団体・サークルが求めるテーマを取り上げながら、地域の課題を捉え、その解決方法を考え合います。また、団体同士の交流を図るとともに、活動の担い手やリーダーのエンパワメントを支援します。
スポーツ指導員養成講習会	地域においてスポーツ指導を担う人材を養成するために、各種目のスポーツ指導員養成講習会を開催し、指導者としての基礎知識や技術を学ぶ機会をつくります。また、講習会修了者には区主催のスポーツ教室や地域の依頼によるスポーツ事業や中学校部活動へ指導者として派遣して、学んだ技術の発揮と経験の場を提供し、指導者の資質向上を図ります。
スポーツボランティア育成支援	スポーツボランティア研修会を開催して、ボランティアの楽しさや役割を学ぶ場を提供し、修了者には区公認スポーツボランティアとして登録していただきます。また、区スポーツイベントへの協力や、地域、体育団体のイベントに声掛けを行うなど活動の場を提供し、支えるスポーツの普及を行っていきます。
図書館ボランティア育成事業	読み聞かせ、手作り絵本、布の絵本、点訳・音訳、宅配などの図書館ボランティアの高齢化が進む中、今後も安定した活動ができるよう、新たなボランティアを養成するとともに、図書館事業の中に入門講座、スキルアップ講座、フォローアップ研修などを組み込み、ボランティア団体の活動がレベルアップする仕組みを充実させます。

目指す方向性（3） 誰もが学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり

必要な情報が手軽に得られるよう図書館の機能を充実するとともに、学習情報を提供する仕組みをつくりまします。また、区民の誰もが快適に学び、交流し、文化やスポーツに親しむことができるよう、施設・設備を整えるなど環境づくりを進めます。

施策

①学びを促進する環境の整備



郷土と天文の博物館*や学び交流館をはじめとした地域の公共施設、学校等を、区民の生涯学習や活動の拠点として、より活用しやすく、かつ交流の場となるようにしていきます。また、誰もが手軽に学習情報を得ることができる仕組みをつくりまします。

主な事業等	概要
郷土と天文の博物館の情報提供の促進	令和2年度に常設展示室を改修し、一貫性のある分かりやすい展示やデジタル設備の導入、フロア全体のバリアフリー化を行い、利便性や展示情報の得やすさを高めました。さらに、博物館のホームページでは施設案内やイベント情報の提供に留まらず、クイズで学べる子ども向けコンテンツや収蔵資料をデジタル化したアーカイブの公開などを充実させ、誰もがいつでも博物館の事業や資料の情報が得られるよう環境整備をより一層促進します。
身近な公共施設の利用促進	「かつしか区民大学*」や、「わがまち楽習会*」などで実施する区民や団体との協働事業を、地域コミュニティ施設などの身近な公共施設で開催するよう働きかけます。また、学び交流館の利用団体が主体的に取り組む「学び交流まつり*」や「初心者体験講習会*」などを支援します。さらに、公共施設を利用する団体の活動が活性化するよう、「学習相談」の充実を図ります。
活用しやすい学習情報の提供	生涯学習ポータルサイトを開設し、講座・イベント情報に限らず生涯学習に関する様々な情報を身近に分かりやすく提供し、学びの機会の充実を図ります。また、郷土と天文の博物館企画展の図録、研究成果をまとめた書籍などを発行し、学習や研究の成果を提供します。

②魅力あるスポーツ施設の整備



既存のスポーツ施設を良好に維持するため、適切な改修と管理運営を進めます。また、新しいジャンルのスポーツ施設の検討など、区民が参加しやすく魅力ある施設を充実します。

主な事業等	概要
スポーツ施設の利用しやすい環境整備	区立のスポーツ施設を安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化に伴う改修や利便性・安全性を向上させるための改修などを計画的に整備していきます。

③スポーツを「みせる」環境の整備



スポーツ活動の必要性やスポーツの素晴らしさを多くの区民に伝え、スポーツを実践するきっかけとなるような取組を推進します。

主な事業等	概要
スポーツ情報・発信の充実	多様な媒体それぞれの特徴を踏まえて、区民に対しスポーツの関連情報を迅速かつ的確に発信していきます。また、全ての区民が情報を活用してスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設、機会、団体などの情報を充実させ区民のニーズにあった情報を届ける取組を進めます。
オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー*の継承【再掲】	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催後のレガシーとして、スポーツ活動やスポーツボランティアとしての参加機会の提供など、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」活動へ繋げる取組を推進します。

④利便性の高い図書館の整備

現在の図書館には、ゆったり、安らぎ、心地よいといった空間が求められているほか、ICT*技術の発展により、Wi-Fiをはじめ、電子書籍や音楽配信といったサービスを導入している図書館が増え、仕事や学習の場として利用されることが増えています。老朽化した施設の改修に当たっては、利用者のニーズを踏まえ、見た目のリフレッシュだけでなく、サービスや機能のリフレッシュを考え整備します。

主な事業等	概要
電子書籍の拡充	図書館に来館しなくても読書等が誰でも気軽に利用できるように電子書籍を拡充します。
貸出・返却のセルフ化の推進	図書館や図書サービスカウンターに予約棚、自動貸出機及び簡易返却機を導入し、利用者がカウンターを介さずに本等の貸出・返却ができるようにします。
快適な空間で読書や学習ができる図書館への改修	老朽化等に伴う図書館の改修については、新しい生活様式やプライバシーに配慮し、簡易返却機やセルフ式予約棚の導入を行います。また、バリアフリー化、環境に配慮した施設整備など、時代のニーズを踏まえ、利用者がゆったり、安らぎ、心地よいといった空間を感じられる図書館の検討を進めます。

第 5 章

計画の推進

1 計画の進行管理

計画に掲げる施策や取組を効果的かつ適切に実施していくためには、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果をフィードバックできる仕組みが必要です。

そのため、「かつしか教育プラン（2019～2023）」の推進に当たっては、PTA、地域の関係団体などで構成する葛飾区教育振興基本計画推進委員会に報告し、様々な立場からの意見を踏まえるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、学識経験者の知見を活用して各施策や取組の実施状況を点検・評価し、その結果を次年度以降の施策へとつなげてきました。

本計画においても、この仕組みを継続し、計画の進行管理に取り組んでいきます。

2 関係部局との連携・協力

教育施策は、子育て支援や福祉施策等と深く関連する部分があります。計画の策定に当たっては、教育委員会と区長部局との間で施策の検討を進めてきたところですが、計画の推進についても関係する区長部局と相互に連携・協力を図ることで、より効果的に教育施策を推進します。

3 学校・家庭・地域の協働

子どもは、その一人一人が次代を担う大切な存在であり、子どもの育成に向けては、社会全体で子どもの成長と自立を支援していくことが求められます。また、生涯にわたる学びという視点からも、区民との協働は欠かすことのできないものです。計画の推進に向けて、学校・家庭・地域の協働を進め、葛飾の教育力を向上させます。

4 情報収集と発信

本計画の実施に当たっては、区民協働による効果的な教育行政の推進が重要であり、そのためには多くの区民の理解と協力が求められます。そこで、教育行政の方向性や推進施策、取組等について、広報紙や区ホームページをはじめ、あらゆる媒体・機会を活用して積極的に広報活動を展開します。また、急速に変化する社会の中で、教育をめぐる課題も刻々と変化することから、区民の意見やニーズ、国や他自治体の教育に関する情報などを的確に把握し、迅速な対応に努めます。

參考資料

用語解説（計画本文中で*印を付した用語）

行	用語	説明
あ	I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。
	いじめ防止基本方針	いじめ防止対策推進法第 12 条に基づき、地方公共団体は、国のいじめ防止基本方針を参考に、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（地方いじめ防止基本方針）を定めるよう努めるものとされている。また、同法第 13 条に基づき、学校は、国及び地方いじめ防止基本方針を参考に、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（学校いじめ防止基本方針）を定めるものとされている。
	いじめ防止対策推進法	いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた法律。
	一般社団法人葛飾区体育協会	葛飾区のスポーツ及びレクリエーションを振興し、競技力の向上はもとより、区民の体力向上と心身の健全な発達、青少年の健全育成、生涯スポーツの普及、スポーツ精神の滋養に寄与することを目的とした団体で、区内 41 のスポーツ団体（令和 5（2023）年 4 月現在）が加盟している。令和 6 年度に一般社団法人葛飾区スポーツ協会へ名称を変更予定である。
	医療的ケア	文部科学省によると、「医療的ケア」とは、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医行為を指す、としている。
	イングリッシュキャンプ	中学校 1・2 年生の希望者を対象に、英語だけで 2 泊 3 日の生活体験を行う。宿泊体験型の施設において、ロールプレイなどを取り入れた施設独自のレッスンプログラムにより、普段の授業では体験できない機会を過ごし、英語によるコミュニケーション能力の育成を図っている。
	ウェルビーイング	一般に良好な状態を意味する言葉である。本計画では、ウェルビーイングを「幸福の実感」と捉え、精神的（幸せ）・身体的（健康）・社会的（福利）に満たされた状態とする。
	A L T	Assistant Language Teacher の略。外国人英語指導補助員のこと。グローバル人材の育成の一環として、区立全学校に派遣し、小学校の英語に親しむ時間・外国語活動・外国語や、中学校英語の授業を補佐し、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図っている。
	SNS かつしかっ子ルール	携帯電話・スマートフォンの使い方、特に SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の使い方について、区内 24 校の中学生の代表が青少年委員との全体検討会や、かつしかっ子シンポジウムにおける意見交換などを経て平成 28（2016）年 3 月に策定した葛飾区共通のルールのこと。
	O J T	On-the-Job Training の略。学校の教育力を向上させ、学校を取り巻く様々な問題に対応できるようにするために、校内で行う職務を通じた育成を行うこと。
か	科学教育センター（未来わくわく館）	子どもたちの理科への興味・関心を高め、科学的な考え方を育むことを目的に、東京理科大学・葛飾キャンパス内の図書館棟に「葛飾区科学教育センター（未来わくわく館）」を開館している。

行	用語	説明
か	学力向上ブランドデザイン	小・中学生を対象に実施している学力調査の結果を踏まえ、各校が課題と課題解決の方法を整理した上で、校長が学力向上に向けた取組をまとめたもの。
	課題解決型図書館	地域や区民が必要とする様々な資料や情報を提供し、課題解決を支援する体制を作っている図書館のこと。平成 18（2006）年文部科学省による図書館のあり方検討者会議の報告「これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして」の中で提言された。地域情報や行政の発信する情報のほか、ビジネス、法律、医療、教育、行政、子育て、就労などの情報や資料を、分かりやすく体系的に整理し提供する。また、ビジネス相談会の実施や医療情報コーナーの設置など、各地の図書館で、地域の実情を踏まえた、様々な試みがなされている。
	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）	地域住民や学校へ通う児童生徒の保護者等が、学校運営の基本方針の承認や意見具申を行い、積極的に学校運営に関わる合議制の機関である。協議会の意見等を学校運営に反映して社会に開かれた教育課程を編成し、学習指導要領の具現化を目指していくことが期待されている。法に基づいて学校運営協議会を設置し、子どもを取巻く地域や学校の課題を協議する仕組みを持つ学校を「コミュニティ・スクール」と呼ぶ。
	学校教育総合システム	葛飾区立学校の校務事務の効率化及び授業等学習における ICT の活用を目的として整備した校務支援システムや学習系サーバ等の機能を有するシステムの総称。
	学校司書	学校図書館法第 6 条によると「学校には、…司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」とされている。
	学校地域応援団	学校の求めに応じて、これまで学校と地域が築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える仕組み。平成 20（2008）年度にモデル校 3 校からスタートした。活動内容は、学習活動の支援、体験学習活動の支援、家庭教育力の向上など多岐にわたっている。地域や保護者による様々な活動を継承・発展させ、組織的なものにするすることで、より効果的な学校支援を行い教育の充実を図っていく。
	学習支援事業（基礎学力定着講座）	区立中学校を開催場所とし、基礎学力の定着に課題のある中学生を対象に、つまづいた箇所や間違い方の傾向に則して、対象者のレベルに応じた少人数グループ形式により、きめ細かな指導を行う。また、生徒及び保護者に対し、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言をするとともに、受験や進学等について、相談に応じ情報提供及び助言を行う。
	学習センター	葛飾区立学校において、学校図書館を「学習センター」と呼んでいる。学校図書館の「読書」機能、「学習」機能、「情報」機能の他に、「自学自習」機能を加えている。
	学校評価	子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。
	学校保健委員会	各学校に設置している学校保健委員会は、校長を中心に学校職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表などで構成され、学校保健計画の策定、学校保健の諸問題の改善、学校環境衛生の改善、児童・生徒の健康の保持増進に関することを所掌事項としている。
かつしか家庭教育のすすめ	基礎的な社会ルールやマナーを守ることの大切さなど、子どもの「生きる力」を育むために、子どもの発達段階を 4 期（幼児後期、学童前期、学童後期、青年前期）に分け、発達の特徴と保護者の関わり方のポイントを掲載したパンフレット。	

行	用語	説明
か	葛飾教育の日	小・中学校において、土曜日授業を実施する日を「葛飾教育の日」と定め、毎月1回第2土曜日を原則として、年間11回、保護者、地域住民を対象に学校を公開している。
	葛飾教師塾	区の教育課題解決に向けた研究を通して、校内等の課題を解決する力の育成を目指すとともに、研究成果報告を行い、区内各校における指導に生かすもの。
	葛飾教師の授業スタンダード	小・中学校の授業において、全教員が学力向上のために必ず取り組むべき授業方法のスタンダード。次の3項目を掲げており、教員が児童・生徒にとって分かりやすい授業を進めるために取り組む。 ①授業のはじめに、学習課題を示し、児童・生徒に「何を学ぶか」理解させ、「めあて・ねらい」を、板書等で明記する。 ②授業では、教師の発問をもとに児童・生徒がじっくりと考える時間を確保し、「どのように学ぶのか」を明確にした主体的・対話的な学習活動を取り入れる。 ③授業の終わりに、「何ができるようになったか」等、学んだことを振り返らせ、板書等により学習内容を整理し、学習状況を肯定的に認める。
	かつしか郷土かるた	「葛飾に住む誰もが、いつまでもふるさとに誇りをもち、愛し続けてほしい」との願いから、平成24(2012)年2月に誕生した。かるたに取り上げた44の題材は、小・中学生から寄せられた5,379句の読み札の「ことば」をもとに、自然、産業、文化、歴史、人物などの分野から選定し、地域性も考慮して制作された。小学校3年生全児童に配付し、郷土学習の授業での活用を進めるとともに、青少年育成地区委員会と協働し、子どもの競技大会を開催するなどの普及・活用に取り組んでいる。
	葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード	学校が「いじめはどの学校でも起こりえるもの」として捉え、学校が未然防止の対策をとりつつ積極的にいじめを認知し、「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応できるようにするための具体的な方策を示すもの。教育委員会が教職員を対象に発行するもの。
	葛飾区子ども会育成会連合会	区内の子ども会育成会員相互の連絡・協調・親睦を図るとともに、単位子ども会の向上発展を期し、併せて区内の子どもたちを健全に育成することを目的としている。区との協働事業として「子どもまつり」や「かつしか少年キャンプ」「ジュニア・リーダー講習会」などを実施している。
	葛飾区生涯学習振興ビジョン	平成21(2009)年度～25(2013)年度に教育委員会が重点的に取り組む社会教育施策を中心に取りまとめたもの。葛飾区生涯学習計画の第3次にあたる。重点施策として「かつしか区民大学の開設」「『かつしか地域スポーツクラブ』の推進」「学校地域応援団の推進」「家庭教育への啓発・支援」「中央図書館等の整備」など12施策を掲げた。同時期に策定した「葛飾区教育振興ビジョン(第2次)」とあわせて葛飾区の教育振興基本計画として位置付けた。
	葛飾区生涯学習推進計画	昭和59(1984)年に臨時教育審議会が初めて生涯学習の重要性について提言したことを受け、葛飾区において生涯学習を振興するために、平成6(1994)年度～11(1999)年度の教育委員会の取組みをまとめたもの。その後、この計画の検証・評価を経て、第2次生涯学習推進計画(平成13(2001)～18(2006)年度)を策定した。
	葛飾区青少年委員	葛飾区青少年委員の設置に関する規則で定める非常勤職員で、小学校の学区域選出49人、中学校の学区域選出24人の計73人を教育委員会が委嘱し、任期は2年間となっている。昭和28(1953)年に東京都に青少年委員制度が設置され、昭和40(1965)年に区市町村に移管されて現在に至っている。各委員は、青少年育成地区委員会での活動をはじめ、学校との連絡調整、子ども会やPTAとの意見交換、地域行事への協力などを通じて青少年の健全育成を図っている。

行	用語	説明
か	葛飾区青少年育成地区委員会	地域の青少年の健やかな育成を目的に活動している団体で、葛飾区には 19 の地区委員会がある。それぞれの委員会は、青少年委員や子ども会育成会、PTA、スポーツ推進委員、保護司、民生・児童委員、学校、自治町会などの青少年育成関係者で構成されている。関係する機関や団体と連絡調整を図りながら、スポーツ・レクリエーション活動や教育・子育てなど青少年に関わるテーマの講演会等、それぞれの地区の特色を生かした様々な取組を行っている。
	葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード	不登校児童・生徒に対する支援に関して、基本的な考えを示すとともに、学校として組織的に対応できるようにするための具体的な方策を示すもの。教育委員会が教職員を対象に発行するもの。
	かつしか区民大学	「一人ひとりが輝く学びと交流によるひとづくり、まちづくり」の実現のために、学びと交流の楽しさを基盤とした区民の学習の場として平成 22 (2010) 年 4 月に開学した。区民大学の講座には、区が実施する講座や大学等との教育機関連携講座、区民運営委員会が企画する講座、区民団体と連携・協働し開催する講座があり、年間 100 程度の講座を行っている。また、学習単位認定制度を設け、取得単位に応じた認定証を発行している。併せて区民大学の事業を展開するため、理事会、庁内連絡会、区民運営委員会を設けている。
	葛飾区立幼稚園・小・中学校教育研究会	教員による研究団体であり、教員が専門性を生かし、各教科等についての指導方法等を研究し、その成果を区内の幼稚園・学校等に広める。
	葛飾柴又の文化的景観	文化財保護法では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことができないもの」のうち「特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる」と規定している。区では、平成 22 (2010) 年度の基礎調査、平成 23 (2011) 年度から 26 (2014) 年度までの調査により明らかとなった葛飾柴又の文化的景観の魅力と価値をどのように保存・活用していくかについて、平成 27 (2015) 年度・28 (2016) 年度の 2 年間で検討を重ね、平成 29 (2017) 年 7 月に文部科学大臣に対して、葛飾柴又の文化的景観に係る重要文化的景観選定の申出を行った。そして、平成 30 (2018) 年 2 月 13 日、水の利用や流通往来に関する景観地として重要文化的景観に選定されたものである。
	かつしか少年キャンプ	葛飾区子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業で、小学校 4～6 年生の子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、子ども会のリーダー養成を図り、子ども会活動の活性化に寄与することを目的として実施している。
	葛飾スタンダード	学校での生活や学習において、義務教育終了までに身に付けさせたい生活・学習の規準を定め、本区の児童・生徒が目標をもった学校生活を送れるようにすることを目的に取り組むもので、各学校では「かつしかっ子学習スタイル」及び「葛飾教師の授業スタンダード」の取組を推進している。
	かつしか地域スポーツクラブ	これまで行政主体であったスポーツ事業を地域住民がそれぞれのライフステージに応じて、障害の有無、種目や世代、目的の違いに関わらず地域住民が主体となって参画できるような新しい仕組みが、「かつしか地域スポーツクラブ」(総合型地域スポーツクラブ) である。葛飾区では平成 20 (2008) 年 9 月に「NPO 法人こやのエンジョイくらぶ」、平成 22 (2010) 年 3 月に「一般社団法人オール水元スポーツクラブ」が設立されて活動している。
	かつしかっ子体力アッププログラム	児童・生徒の体力の向上や運動する意欲を喚起することを目的として、日常的に取り組むことができる運動や、授業の中で継続して取り組むことができる運動を示したものの。

行	用語	説明
か	かつしかデジタルライブラリー	葛飾区立図書館が所蔵する葛飾区ゆかりの作家の自筆原稿をはじめ、行政資料、地域の歴史を知るための資料等のデジタル画像や情報をオンライン上で閲覧・検索できるシステムの名称。地域の貴重な資料の劣化や散逸を防ぎ、長期にわたって保存を行うことができる。また、図書館システムと連携しており、本の検索と同時にデジタル画像も閲覧でき、資料の幅広い活用とともに、地域への関心と理解を高めていくことができる。
	葛飾図書館友の会	葛飾区立中央図書館のオープンに伴って、平成 21（2009）年 6 月に発足した。区立図書館におけるボランティア活動、学習会、交流会などを通して、図書館がいつも区民のための場であるよう守り育て、また、会員が生涯学習の場としてともに学ぶことを目的とする会。
	かつしかふれあい RUNフェスタ	子どもから高齢者まで幅広い層の区民が、個人や家族、仲間同士でランナーやスタッフ、応援者など、様々な形でイベントに参加できる機会を確保し、スポーツ実施率の向上や健康増進をはじめ、多世代の交流や地域の交流などが促進されるランニングイベントとして実施するもの。
	葛飾みらい科学研究コンクール	子どもたちが自由研究を通じて、科学的なものの見方や自然の事象を探求する面白さを知ってもらうため、実施するもの。
	家庭教育応援制度	乳幼児や小・中学生の保護者組織等が、保護者向けの家庭教育に関する学習会を開催する際に、区が講師を派遣し、その講師謝礼を助成する制度。
	家庭教育講座(小学校ってこんなところ教室)	保護者及び入学前の幼児の不安を軽減することを目的として、保護者向けに元小学校長が入学後の子どもの様子や勉強について講演する「小学校ってこんなところだよ」、スクールカウンセラーによる「家庭での心構え」、また、幼児向けに小学校生活が体験できる「子ども教室」を開催している。
	がん教育	国民が、がん予防や早期発見の重要性を認識し、自分や身近な人ががんに罹患しても、そのことを正しく理解し向き合うことができるよう、がんに関する知識の普及啓発を進める一環として学校で取り組むもの。国は平成 26 年度より「がんの教育総合支援事業」を行い、全国のモデル校において、がん教育を実施するとともに、がん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、がん教育を推進している。
	GIGAスクール構想	児童・生徒用の 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境を実現するための取組。
	喫煙防止教育	学校において、喫煙が健康に与える影響等を子どもが正しく理解できるよう指導を行うもの。
	キャプテン翼CUP かつしか	青少年の健全育成と地域活性化を目的に少年サッカー大会「キャプテン翼CUP かつしか」を開催している。大会の開催を通じて“キャプテン翼ゆかりのまち葛飾”“サッカーのまち葛飾”をPRするとともに、キャプテン翼ゆかりの自治体と連携することで、葛飾区の魅力、地方の魅力を全国に発信し、地域活性化と自治体間の交流を広げている。
キャリア教育	文部科学省によると、「キャリア教育」とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育であるとされている。	

行	用語	説明
か	キャリア・パスポート	文部科学省によると、キャリア・パスポートは、以下の目的で行うこととしている。 ①小学校から高等学校を通じて、児童・生徒にとって、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるもの。 ②教師にとっては、その記述をもとに対話的にかかわることによって、児童・生徒の成長を促し、系統的な指導に資するもの。
	教育委員会表彰	指導の実績や指導力のある教員の表彰や学校内外で活躍する児童・生徒の「かつしかっ子賞」、東京理科大学と連携した「葛飾みらい科学研究コンクール」がある。
	教育研究奨励事業	学校・園が直面する課題について、解決のための実践的な研究を行い、その研究成果を学校・園及び地域社会に還元するために教育委員会が設置する「教育研究指定校・園」等の教育研究に関する取組を支援するもの。
	教育DX	教育においてデジタルテクノロジーを活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること。
	教員の働き方改革	葛飾区教育委員会は、区立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教員の長時間労働の改善と学校教育の質の維持・向上を図ることを目的に、平成30年3月に「葛飾区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の業務負担の軽減と意識改革に取り組んでいる。
	郷土と天文の博物館	葛飾の歴史をたどる郷土博物館と、星の世界をさぐる天文博物館が一つになった博物館。歴史学、民俗学、考古学、埋蔵文化財、文化財、天文学の6部門をもつ。 開設年月日：平成3（1991）年7月20日
	区民健康スポーツ参加促進事業	一般社団法人葛飾区体育協会と協働して、加盟団体スポーツ種目を中心に、高齢者・障害者・ジュニア層・子育て中の親子など、あらゆる世代を対象として、運動経験の少ない方や初心者向けのスポーツ教室、体験会などの事業を実施するもの。
さ	子どもを犯罪から守るまちづくり活動	大人のまなざしと地域の力で子どもたちの生活環境を安全にしていくために、公園や道路、駐車場、集合住宅等のまちの中に潜む危険を子どもたちのアンケートから明らかにし、問題解決のための対策を地域の大人が主体的に考え実行していこうとする活動。青少年育成地区委員会委員や青少年委員のOB等で構成される「子どもを犯罪から守るまちづくり活動推進会」が支援している。
	自己肯定感	自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情。
	自尊感情	自分のできることでできないことなどすべての要素を包括した意味での「自分」を他者とのかかわり合いを通してかけがえのない存在、価値ある存在としてとらえる気持ち。
	自閉症	文部科学省によると、「自閉症」とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される、と定義されている。
	授業充実プラン	校長が策定する学力向上プランに基づき、教員一人一人がより良い授業となるよう作成するプラン。

行	用語	説明
さ	主体的・対話的で深い学び	<p>平成 29 年に告示された学習指導要領において示された考え方で、</p> <p>① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。</p> <p>② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。</p> <p>③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。</p> <p>という 3 つの視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることとされている。</p>
	ジュニア・リーダークラブ	葛飾区子ども会育成会連合会の傘下の組織で、22 歳以下のジュニア・リーダー講習会の修了者で組織され、葛飾区子ども会育成会連合会から助成を受けて活動している。「かつしか少年キャンプ」の指導や「わんぱく相撲葛飾区大会」の運営などに携わっている。
	ジュニア・リーダー講習会	子ども会活動におけるジュニア・リーダーの育成を目的とした区子連との共催事業である。講習会では、ジュニア・リーダーとして必要な知識や技術を習得し、様々な年齢の地域の子どもや指導者と交流することを通じて、豊かな人格形成を図ることを目指している。講習会の対象者は、原則として中学校 1 年生から 3 年生で、初級・中級・上級の 3 つの級に分かれている。講習会は年 9 回開催され、各級に必要な単位を取得して進級及び修了となる。また、22 歳以下の講習会の修了者で組織するジュニア・リーダークラブに希望により所属し、活動することができる。
	巡回指導教員	特別支援教室において各学校を巡回して指導する教員。
	少年の主張大会	児童・生徒が、家族や学校、社会のできごとを通して、日々考えていることや感じていることを、自分の言葉で表現し発表する場として、昭和 60（1985）年度から毎年開催している。大会は、小学生の部と中学生の部の二部に分かれており、青少年育成地区委員会と教育委員会の共催事業として実施している。
	食育リーダー	食育リーダーは、栄養教諭・学校栄養職員や給食主任、養護教諭等の中から選任され、各学校で食育を推進する役割を担う。
	初心者体験講習会	区民へのサークル活動の普及と、活動成果の還元、団体活動の活性化を目的に、各サークルの会員が講師となり、初心者向けに体験講習会を実施するもの。実施団体と教育委員会との共催事業。
	人権教育プログラム（学校教育編）	人権教育に関する実践的な手引きとして東京都教育委員会が作成し、毎年、都内の全公立学校の教職員に配付している。各学校において人権教育を推進するための考え方、人権教育の全体計画や年間指導計画づくり、人権課題等に関する実践・指導事例、人権課題等に関わる参考資料等を掲載している。
	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会が、東京都人権施策推進指針及び都教育委員会の教育目標、基本方針に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を設置している。東京都全体で 50 校、本区では 1 校が指定されている。
	スクールカウンセラー	児童・生徒へのカウンセリングやカウンセリング等に関する教職員及び保護者への助言・援助など、専門的な知識・経験に基づいて適切に相談に応じることができる臨床心理士等の専門家である。葛飾区では、全区立小・中学校に配置している。

行	用語	説明
さ	スクールソーシャルワーカー	学校からの求めに応じて、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関（子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関等）等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職。
	スクールロイヤー	学校で発生する様々な諸問題について、教育の視点を取り入れ、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士。
	スポーツ推進委員	葛飾区のスポーツ推進のために、スポーツの実技指導や地域スポーツ活動の指導・助言及び企画立案、地域住民と行政との連絡調整（コーディネーター役）を職務とする。委員の定数は55名であり、体育団体や葛飾区青少年育成地区委員会から選出され、教育委員会より委嘱された非常勤職員である。葛飾区を7ブロックに分けて活動するとともに、地域スポーツの推進を円滑に行うために51名（令和5（2023）年4月現在）が活動している。
	セーフティ教室	東京都内の小・中学校、特別支援学校において、警察等の関係機関と連携し、子どもの非行防止や子どもを犯罪被害から守るための取組として実施しているもの。
	セカンドブック事業	ブックスタートを始めとし、子どもに読書の習慣を身に付けさせることを目的として、子育て支援部及び健康部と連携し、「3歳児健診のお知らせ」に「セカンドブック引換券」を同封している。その引換券を持参し、図書館に来館した方に、3歳児向け絵本1冊と図書館がすすめる絵本のリーフレットを手渡している。
	全国学力・学習状況調査	全国の児童・生徒の学力状況を把握するため、文科省が平成19（2007）年度から実施している調査。
	総合教育センター	葛飾区の学校教育の充実及び振興を図るため設置する組織であり、教育に関する調査研究や、教育相談、適応指導、特別支援教育に係る支援、就学相談、教職員の研修などを行っている。
た	体育的連合行事	学校教育の一環で行われる体育的な行事を指し、連合陸上競技大会や総合体育大会などがある。
	第三者評価	学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価、児童・生徒授業評価及び学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価である。
	チーム学校	文部科学省によると「チームとしての学校」とは、校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができるような学校像を指すとされている。
	地区ロードレース大会	地域住民相互の交流と親睦を促し、各地区の地域スポーツの振興を図り、区民の健康づくりを促進することを目的として、区と青少年育成地区委員会の共催により19地区で開催する。
	中学生職場体験	中学生に、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成し、自立や社会参加を促すことを目的に、区立中学2年生を対象とし、連続した数日間、地域商店街、地元産業、民間企業、公的施設などの職場で、実際に仕事などを体験する取組。

行	用語	説明
た	東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査	児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として実施する調査。
	道徳授業地区公開講座	東京都教育委員会の施策として、平成 10 年度から実施している。道徳科の授業を公開することにより、開かれた学校教育を推進するとともに、意見交換を通して、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進することを目的としている。
	特別支援学級	特別支援学級は、小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。
	特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や支援を行うもの。
	特別支援教育コーディネーター	各小・中学校で特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教員。
	特別支援教室	通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするもの。葛飾区では、平成 28（2016）年度から全区立小学校で、平成 30（2018）年度から全区立中学校で特別支援教室を実施している。
	特別支援教室専門員	特別支援教室の円滑な運営に必要な業務（連絡調整、児童の行動観察及び指導記録の作成・報告、個別の課題に応じた教材作製）及び関係事務処理を行う者。
な	にほんごステップアップ教室	来日直後等で日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒を対象に、日本語の初期指導を行う教室。平成 30（2018）年度に総合教育センターに開設した。
は	早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー	区立小学校の全児童及び区内の幼稚園・保育園等に在籍する 4・5 歳児の保護者に作成・配付している。掲載内容は、生活リズムを整えるための豆知識、朝食レシピなどである。親子で読んだり子ども自身が毎日朝食の摂取状況や就寝時刻をチェックするなど、カレンダーを活用することで、朝食に対する意識付けや規則正しい生活を送るといった基本的な生活習慣を身に付けるための啓発につなげている。
	ブックスタート事業	子育て支援部及び健康部と連携し、保健所・保健センター等での 3～4 か月健診時に、絵本の入った「ブックスタートパック」を配布するとともに、ボランティアとの協働により会場にて読み聞かせを行い、乳幼児期から親子で読書に親しむ機会の拡大を図るもの。平成 17（2005）年度より実施している。
	プログラミング教育	文部科学省によると、子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するものとされている。
	プログラミング的思考	文部科学省によると、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力とされている。

行	用語	説明
は	文化財保護推進委員	平成3（1991）年度に設置された制度で、葛飾区文化財保護条例の主旨に基づき、区文化財行政の推進に資するため、区内各地区センター区域から1名を選出し、区内文化財の保存、活用、普及を目的としている。
	文化的連合行事	学校教育の一環で行われる文化的な行事を指し、連合音楽会や音楽鑑賞教室、連合展覧会などがある。
	保健だより	各学校の養護教諭が感染症予防や健康課題などについて家庭への情報提供のため作成するもの。
ま	学び交流まつり	社会教育館を前身とする学び交流館各館の利用団体が、日頃の活動の成果の発表と、地域住民・利用団体相互の交流のために行う館まつり。まつりの実行委員会と教育委員会との共催事業。
や	薬物乱用防止教室	学校における薬物乱用防止教育の推進を図るため、薬物乱用の有害性や危険性を子どもが正しく理解できるよう指導を行うもの。
	幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿	（育ってほしい10の姿）○健康な心と体○自立心○協同性○道徳性・規範意識の芽生え○社会生活との関わり○思考力の芽生え○自然との関わり・生命尊重○数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚○言葉による伝え合い○豊かな感性と表現 文部科学省の「幼稚園教育要領」、厚生労働省の「保育所保育指針」、内閣府の「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」に具体的に示されている。
ら	理科支援員	児童・生徒が観察・実験において実体験できるよう理科の授業を支援するため、全小・中学校に配置している。
	レガシー	「遺産」と訳され、オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーといった場合、開催により開催都市や開催国が、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・文化的恩恵という意味で用いられる。
	レファレンス	情報を求めてくる利用者に、図書館の資料を利用して、情報の検索方法を教えたり、回答を提供する人的援助。
わ	わがまち楽習会	地域団体等が、地域住民向けに行う学習会や講演会などを、教育委員会と協働して行う事業。楽しく学び“まち”への愛着を深めるという意味を込めて名称を「わがまち楽習会」とした。地域で要望があるテーマや地域課題に着目したテーマについて学び、考え、交流し、仲間づくりも進め、地域力の向上を目指す。教育委員会では学習会の企画運営を支援し、講師謝礼等の経費を負担する。
	わくわくチャレンジ広場	葛飾区では、平成18（2006）年度から放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）を区内すべての小学校で実施している。小学校の施設を活用し、児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう地域の方々が見守りを行っている。

葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

平成 24 年 6 月 11 日
24 葛教庶第 145 号
教 育 長 決 裁

(設置)

第 1 条 葛飾区における教育の振興のための基本的な計画を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告する。

- (1) 学校教育の中期的目標及び方向性に関すること。
- (2) 生涯学習の中期的目標及び方向性に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、葛飾区教育振興基本計画に関し必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会は、教育委員会教育長が委嘱又は任命する別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選出し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条の規定による報告のあった日までとする。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 委員会に、葛飾区教育振興基本計画の策定に係る専門的事項について調査・研究させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員のほか委員長が別に指名する者とする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	4人
自治町会連合会代表	1人
民生委員児童委員協議会代表	1人
私立幼稚園連合会代表	1人
私立保育園連盟代表	1人
私立保育園経営者協議会代表	1人
私立学童保育クラブ連盟代表	1人
青少年育成地区委員会会長連絡協議会代表	1人
青少年委員会代表	1人
スポーツ推進委員協議会代表	1人
社会教育委員代表	1人
郷土と天文の博物館運営協議会代表	1人
体育協会代表	1人
P T A連合会代表（幼稚園、小学校、中学校）	3人
公募委員	3人
校園長会代表（幼稚園、小学校、中学校）	3人
区内都立高校校長	1人
教育長	
教育次長	
学校教育担当部長	
政策経営部長	
子育て支援部長	

葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会 委員名簿

氏名	職名	備考
◎有村 久春	東京聖栄大学健康栄養学部 教授	
○大島 英樹	立正大学法学部 教授	
野川 春夫	順天堂大学名誉教授、順天堂大学国際教養学部客員教授	
原 克彦	目白大学メディア学部 教授	
谷澤 多美雄	自治町会連合会 会計	
小林 隆猛	民生委員児童委員協議会 会長	
二葉 昭二	私立幼稚園連合会 会長	
鈴木 康之	私立保育園連盟 会長	
芝山 信	私立保育園経営者協議会 会計	
塚田 剛士	私立学童保育クラブ連盟 会長	令和5年6月14日から
丸山 均	青少年育成地区委員会会長連絡協議会 会計監査	
赤松 史貴	青少年委員会 会長	
鈴木 奈保美	スポーツ推進委員協議会 副会長	
竹高 京子	社会教育委員	令和5年6月13日まで
緒方 美穂子	社会教育委員	令和5年6月14日から
河原塚 晃	郷土と天文の博物館運営協議会 委員	
高橋 尚美	体育協会 副理事長	
白城 和美	幼稚園PTA連合会 副会長	
道家 慶子	小学校PTA連合会 会長	令和5年5月14日まで
田中 健	小学校PTA連合会 副会長	令和5年5月15日から
多良間 将信	中学校PTA連合会 会長	令和5年6月13日まで
佐藤 雄大	中学校PTA連合会 会長	令和5年6月14日から
大場 一平	公募による区民	
上田 めぐみ	公募による区民	
宗村 久美子	公募による区民	
鈴木 悦子	北住吉幼稚園 園長	
津田 昌明	道上小学校 校長	令和5年3月31日まで
石田 栄司	南奥戸小学校 校長	令和5年4月1日から
千葉 貴志	青葉中学校 校長	令和5年3月31日まで
加藤 善一	上平井中学校 校長	令和5年4月1日から
永島 崇子	東京都東部学校経営支援センター 学校経営支援担当課長	
小花 高子	教育長	
中島 俊一	教育次長	
菅谷 幸弘	学校教育担当部長	令和5年3月31日まで
佐々木健二郎	学校教育担当部長	令和5年4月1日から
吉本 浩章	政策経営部長	
鈴木 雄祐	子育て支援部長	

◎は委員長、○は副委員長

(敬称略)

葛飾区教育振興基本計画 検討経過

葛飾区教育振興基本計画策定検討委員会

開催回数	開催年月日	検討内容
第1回	令和4年7月7日	・葛飾区教育振興基本計画の策定について ・葛飾区教育振興基本計画策定に係る意識調査の実施について
第2回	令和4年8月30日	・葛飾区教育振興基本計画策定に係る意識調査の設問精査
第3回	令和5年3月24日	・葛飾区教育振興基本計画策定に係る意識調査の結果について ・かつしか教育プラン（2019～2013）（葛飾区教育振興基本計画）の検証と評価について
第4回	令和5年5月17日	・葛飾区教育振興基本計画の体系（案）について
第5回	令和5年6月20日	・葛飾区教育振興基本計画の体系（案）について ・葛飾区教育振興基本計画（骨子案）について
第6回	令和5年7月31日	・葛飾区教育振興基本計画の体系（案）について ・葛飾区教育振興基本計画（骨子案）について
第7回	令和5年8月28日	・葛飾区教育振興基本計画（素案）について
第8回	令和5年11月10日	・葛飾区教育振興基本計画（案）について

葛飾区教育振興基本計画の策定に係る意識調査

○調査期間：令和4年10月19日～12月11日

調査対象	調査期間の内訳
区立小学2・5年生、中学2年生の保護者	10月19日～11月7日、12月2日～12月11日
区立小・中学校の教員	10月19日～11月7日、12月1日～12月11日
社会教育関係者	10月20日～11月7日
区内幼稚園・保育園等に通う5歳児の保護者	10月20日～11月7日、12月2日～12月11日
区内幼稚園・保育園等の教員及び保育士	10月20日～11月7日、12月1日～12月11日

■パブリックコメントの実施..... 令和5年9月26日～10月25日

■教育委員会における計画決定..... 令和6年1月